

**令和2年度**

**保健所・保健センター事業概要**

**さいたま市保健所**

# 目 次

## 第1章 概況

1 人口	1
(1) 人口	1
(2) 人口動態総覧	2
2 沿革	3
3 組織	4
4 事務分掌	5
5 職員配置状況	6

## 第2章 総務・医務

1 「保健師人材育成プログラム」の活用	7
2 保健所等職員専門研修(Off-JT)	7
3 統計調査	8
(1) 人口動態調査	8
(2) 保健統計調査	9
4 学生実習及び臨床研修医の受入れ	9
5 医務・医療監視	10
6 医療安全相談	11
7 衛生免許事務	11

## 第3章 母子保健

1 届出等	12
(1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理	12
(2) 妊娠・出産包括支援センター事業	12
2 健康教育	13
(1) 出産前教室	13
(2) ふたご支援事業	14
(3) 育児学級	15
(4) 離乳食教室	15
(5) 親子教室	16
(6) むし歯予防教室	16
(7) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会	17
(8) 地区健康教育	18

(9) 思春期保健事業	19
3 健康相談	20
(1) 育児相談・来所健康相談・電話相談	20
4 健康診査	21
(1) 妊婦健康診査	21
(2) 産婦健康診査	21
(3) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査	22
(4) 乳幼児健康診査未受診フォロー	23
(5) 精密健康診査	23
(6) 乳幼児発達健康診査	24
5 訪問指導	25
(1) 妊産婦・新生児訪問指導	25
(2) 産後ケア事業	26
(3) 母子訪問指導	26
6 専門相談	27
(1) 不妊治療支援	27
(2) 妊娠・出産の電話相談	28
(3) お母さんの心の健康相談	28
7 医療給付	29
(1) 未熟児養育医療給付	29
(2) 自立支援医療(育成医療)給付	29
(3) 結核児童療育医療給付	29
8 子ども虐待発生予防	30
(1) 妊娠期からの虐待予防強化事業	30
(2) 子ども虐待予防のための相談	30
(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業	31
(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談)	31
(5) お母さんの心の健康相談[再掲]	32
(6) ふれあい親子支援(MCG さいたま)	32
(7) 子ども虐待予防対応研修会	33
9 その他	34
(1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給	34
(2) 新生児聴覚検査フォロー事業	34
(3) 先天性代謝異常等検査事業	34
(4) 通訳ボランティアの派遣	34

(5) 受胎調節実地指導員の指定申請	34
(6) 不妊治療支援	35
(7) 保健関係団体育成	35
(8) 新型コロナウイルス感染症の流行下における 妊産婦総合対策事業	35

## 第4章 健康づくり

1 健康手帳の交付	36
2 健康教育	36
(1) 集団健康教育	36
(2) 健康づくり教育	37
(3) 教室以外のイベント等	37
3 健康相談	38
(1) 重点健康相談・総合健康相談	38
(2) 健康づくり相談	38
4 健康診査	39
(1) 健康増進健康診査	39
(2) 女性のヘルスチェック	40
(3) B型・C型肝炎ウイルス検診	41
(4) 骨粗しょう症検診	42
(5) がん検診	43
(6) がん検診要精密検査未受診者対策	50
(7) 成人歯科健康診査	51
(8) 口腔機能健康診査	52
(9) 訪問歯科健康診査	52
5 訪問指導	53
6 栄養・食生活	54
(1) 栄養関係団体等育成支援	54
(2) 食生活改善推進員養成講座	55
(3) 食生活改善推進員育成支援	56
(4) 親子食育講座	56
(5) 食育推進情報交換会	56
(6) 給食施設等指導	57
(7) 国民健康・栄養調査	58
(8) 栄養関係相談・指導	58

7 歯科保健	59
(1) 歯科保健教室	59
(2) 歯科相談	59
(3) 訪問口腔衛生指導	59
8 特定保健指導	60
9 健康被害対策	61
(1) 光化学スモッグ健康被害状況の把握	61
(2) 石綿による健康被害相談等の受付	61
(3) 石綿読影の精度に係る調査	61

## 第5章 難病及び原爆被害者対策

1 難病等医療費公費負担	62
(1) 指定難病医療給付事業	62
(2) 特定疾患等医療給付制度	62
(3) 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度	62
(4) 小児慢性特定疾病医療費支給認定事業	63
2 難病患者等支援	63
(1) 保健相談指導	63
(2) 患者会支援	63
(3) 医療講演会・交流会	64
(4) 医療従事者研修	64
3 原爆被害者対策	64

## 第6章 精神保健

1 精神保健相談	65
(1) 電話相談	65
(2) 来所面接	65
(3) 家庭訪問	66
(4) 関係機関との相談	66
(5) 電子メールによる相談(市民対象)	66
(6) 精神科救急情報センター	67
(7) 受診援助	67
(8) 事例検討会	69
(9) 医療観察法に基づく地域処遇	69
2 家族教室	69
3 技術協力	70

4 普及・啓発活動	70
(1) さいたま市はあといきいきプロジェクト	70
(2) 講師派遣	70
5 市長同意	71

## 第7章 感染症・結核対策

1 予防接種	72
(1) 定期予防接種(A類疾病)	72
(2) 定期予防接種(B類疾病)	73
2 感染症対策	74
(1) 感染症発生届出	74
(2) 感染症診査協議会	74
(3) 感染性胃腸炎(ノロウイルス等による) の集団発生に伴う対応	75
3 結核予防	75
(1) 結核検診(定期)	75
(2) 結核患者登録事務	75
(3) 結核医療費公費負担	76
(4) 結核相談	76
(5) 結核患者及び接触者健診	76
(6) 結核定期健康診断及び実施報告	77
(7) 直接服薬確認療法(DOTS)の推進	77
4 エイズ予防	77
(1) エイズ予防普及啓発活動	77
(2) エイズ相談	78
(3) HIV抗体検査(性感染症検査を含む)	78
(4) エイズ対策推進協議会	78
5 新型コロナウイルス感染症対策	78
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る相談	78
(2) 新型コロナウイルス検査	78
(3) 患者対応	79
(4) 予防接種	79
6 風しん対策	80
(1) 風しん抗体検査	80
(2) 風しんの追加的対策	80

7 肝炎治療特別促進事業	80
8 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	81
9 健康教育	81

## 第8章 食品衛生

1 営業許可	82
2 監視指導	84
3 食品等の検査	85
4 違反・苦情の処理状況	86
5 食中毒統計	87
6 食の安全性に関する意見交換及び情報提供	87
(1) 一日食品衛生監視員	87
(2) 衛生講習会	87

## 第9章 環境衛生

1 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく 許可、監視指導	88
2 理容師法、美容師法、クリーニング業法 に基づく確認、監視指導	88
3 墓地等の許可及び指導	89
4 特定建築物の監視指導	89
5 ねずみ・衛生害虫等の相談指導	90
6 健康で快適な住宅に関する相談 (シックハウス対策)	90
7 水道法・自家用水道条例に基づく 水道施設に対する監視指導	90
8 遊泳用プールの届出・監視指導	90

## 第10章 薬事衛生

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律に基づく許可・監視指導	91
2 毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導	92
3 温泉法に基づく温泉利用許可・監視指導	92
4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 に基づく試買検査	93
5 健康食品の試買検査	93

6 薬物乱用防止啓発事業 .....	94
--------------------	----

### 【資料編】各区分統計

1 人口動態総覧 .....	95
(1) 出生の動向 .....	95
(2) 死亡の動向 .....	96
(3) 乳児死亡の動向 .....	99
(4) 新生児死亡の動向 .....	100
(5) 死産の動向 .....	101
(6) 周産期死亡の動向 .....	102
(7) 婚姻の動向 .....	103
(8) 離婚の動向 .....	103
2 食品衛生法による許可を要する施設数	
のうち飲食店の各区施設数 .....	105
3 理容師法、美容師法、クリーニング業法	
に基づく施設数 .....	106

# 第1章 概況

## 1 人口

(1) 人口（令和2年10月1日現在）

### 人口、世帯数、面積（区別）

	人口（人）			世帯数	面積 （平方 <sup>キ</sup> □）
	総数	男	女		
さいたま市	1,323,110	657,695	665,415	611,821	217.43
西 区	93,091	46,047	47,044	41,567	29.12
北 区	149,026	74,180	74,846	69,555	16.86
大宮区	119,098	59,086	60,012	58,355	12.80
見沼区	163,796	81,162	82,634	74,707	30.69
中央区	102,279	50,617	51,662	48,712	8.39
桜 区	95,855	48,642	47,213	46,300	18.64
浦和区	166,120	80,621	85,499	76,118	11.51
南 区	191,925	96,503	95,422	89,294	13.82
緑 区	128,916	63,817	65,099	55,531	26.44
岩槻区	113,004	57,020	55,984	51,682	49.17

### 年齢3区分別人口、構成割合

	総数	男	女
総 数	1,323,110	657,695	665,415
年少人口 （0～14歳）	172,664 13.1%	88,518 13.5%	84,146 12.6%
生産年齢人口 （15～64歳）	845,627 63.9%	433,042 65.8%	412,585 62.0%
高齢人口 （65歳以上）	304,819 23.0%	136,135 20.7%	168,684 25.4%
平均年齢	44.38	43.28	45.48

	西 区			北 区			大宮区			見沼区			中央区		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	93,091	46,047	47,044	149,026	74,180	74,846	119,098	59,086	60,012	163,796	81,162	82,634	102,279	50,617	51,662
年少人口 （0～14歳）	12,309 13.2%	6,261 13.6%	6,048 12.9%	19,340 13.0%	9,972 13.4%	9,368 12.5%	14,590 12.2%	7,405 12.5%	7,185 12.0%	20,305 12.4%	10,455 12.9%	9,850 11.9%	12,894 12.6%	6,714 13.3%	6,180 12.0%
生産年齢人口 （15～64歳）	56,128 60.3%	28,841 62.6%	27,287 58.0%	97,750 65.6%	49,920 67.3%	47,830 63.9%	77,648 65.2%	39,849 67.5%	37,799 63.0%	100,223 61.2%	51,254 63.1%	48,969 59.3%	67,808 66.3%	34,278 67.7%	33,530 64.9%
高齢人口 （65歳以上）	24,654 26.5%	10,945 23.8%	13,709 29.1%	31,936 21.4%	14,288 19.3%	17,648 23.6%	26,860 22.6%	11,832 20.0%	15,028 25.0%	43,268 26.4%	19,453 24.0%	23,815 28.8%	21,577 21.1%	9,625 19.0%	11,952 23.1%
平均年齢	45.31	44.22	46.38	43.84	42.73	44.94	44.43	43.19	45.64	46.04	44.86	47.20	43.70	42.59	44.79

	桜 区			浦和区			南 区			緑 区			岩槻区		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	95,855	48,642	47,213	166,120	80,621	85,499	191,925	96,503	95,422	128,916	63,817	65,099	113,004	57,020	55,984
年少人口 （0～14歳）	11,193 11.7%	5,749 11.8%	5,444 11.5%	23,229 14.0%	11,788 14.6%	11,441 13.4%	26,167 13.7%	13,487 14.0%	12,680 13.3%	19,689 15.3%	9,998 15.7%	9,691 14.9%	12,948 11.5%	6,689 11.7%	6,259 11.2%
生産年齢人口 （15～64歳）	61,724 64.4%	32,530 66.9%	29,194 61.9%	108,809 65.5%	54,064 67.1%	54,745 64.0%	128,664 67.0%	66,410 68.8%	62,254 65.2%	80,988 62.8%	41,066 64.3%	39,922 61.3%	65,885 58.3%	34,830 61.1%	31,055 55.5%
高齢人口 （65歳以上）	22,938 23.9%	10,363 21.3%	12,575 26.6%	34,082 20.5%	14,769 18.3%	19,313 22.6%	37,094 19.3%	16,606 17.2%	20,488 21.5%	28,239 21.9%	12,753 20.0%	15,486 23.8%	34,171 30.2%	15,501 27.2%	18,670 33.3%
平均年齢	45.01	43.88	46.17	43.39	42.23	44.48	42.69	41.71	43.68	43.11	42.19	44.01	47.76	46.47	49.07

(2) 人口動態総覧 (令和2年 概数)

	出生	死亡	(再掲) 乳児 死亡	(再掲) 新生児 死亡	自然 増加	周産期死亡			死産			婚姻	離婚
						数	妊娠満22週 以後の死産	生後1週 未満の死亡	数	自然	人工		
全市	10,005	11,217	9	6	△1,212	24	20	4	193	94	99	5,999	1,816
西区	816	940	-	-	△124	-	-	-	20	4	16	398	155
北区	1,033	1,203	-	-	△170	1	1	-	17	7	10	680	174
大宮区	860	995	-	-	△135	-	-	-	15	5	10	669	165
見沼区	1,048	1,574	2	2	△526	4	3	1	17	10	7	564	255
中央区	785	772	-	-	13	3	3	-	16	8	8	551	125
桜区	584	850	-	-	△266	2	2	-	15	10	5	431	148
浦和区	1,376	1,226	3	2	150	5	3	2	24	13	11	757	168
南区	1,769	1,347	2	1	422	5	4	1	39	20	19	1,032	243
緑区	1,074	1,069	-	-	5	3	3	-	20	11	9	522	207
岩槻区	660	1,241	2	1	△581	1	1	-	10	6	4	395	176

- ・自然増加…出生数から死亡数を減じたもの
- ・乳児死亡…生後1年未満の死亡
- ・新生児死亡…生後4週(28日)未満の死亡
- ・周産期死亡…妊娠満22週以後の死産に生後1週未満の死亡を加えたもの
- ・死産…妊娠満12週以後の死児の出産

**合計特殊出生率 1.32 (令和元年 全市)**

1人の女性とその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

## 2 沿革

平成13年5月1日に浦和市・大宮市・与野市が合併して誕生した「さいたま市」は、2年後の政令指定都市への移行を目指す都市機能の整備の一つとして、平成14年に「さいたま市保健所」を開設した。

また、さらなる地域保健の充実・向上を図るため、政令指定都市移行とともに各区に保健センターを設置した。

- |              |           |   |
|--------------|-----------|---|
| 平成12年        | 4月        | 浦和市・大宮市・与野市合併協議会発足  |
| 平成12年        | 6月        | 浦和市・大宮市・与野市保健所設置プロジェクト設置  |
| 平成12年        | 11月       | 3市長から埼玉県知事に「保健所設置に係る要望書」の提出   |
| 平成13年        | 2月        | 「さいたま市保健所設置基本計画」の策定   |
| <b>平成13年</b> | <b>5月</b> | <b>「さいたま市」発足</b><br>保健衛生部内に保健所準備室を設置  |
| 平成13年        | 9月        | 保健所政令市移行の閣議決定、地域保健法施行令改正  |
| 平成14年        | 4月        | <b>「さいたま市保健所」開設(さいたま市吉敷町1-124 埼玉県合同庁舎内)</b>                                     |
| 平成15年        | 4月        | <b>政令指定都市へ移行</b><br>行政区は9区とし各区に保健センターを設置、保健センター職員は保健所職員の身分を併せて有するとした            |
| 平成17年        | 4月        | 岩槻市と合併 行政区は10区となり、1保健所10保健センター体制となる   |
| 平成18年        | 4月        | 地域保健課精神保健担当を精神保健課に位置付ける<br>桜区に「動物愛護ふれあいセンター」(保健部)が開設され、動物愛護に関する業務が移管            |
| 平成19年        | 4月        | 中央区鈴谷7-5-12に新たに施設を整備し移転<br>「健康科学研究センター」との併設となる                                  |
| 平成21年        | 4月        | 環境衛生課を分課し「食品衛生課」「環境薬事課」を設置<br>保健総務課内室「保健センター管理室」を地域保健課に移管<br>保健センターに「健康づくり係」を設置 |
| 平成22年        | 4月        | 地域保健課と保健センター管理室を統合・再編し「地域保健支援課」「疾病予防対策課」を設置                                     |
| 令和3年         | 1月        | 「新型コロナウイルスワクチン対策室」を設置   |

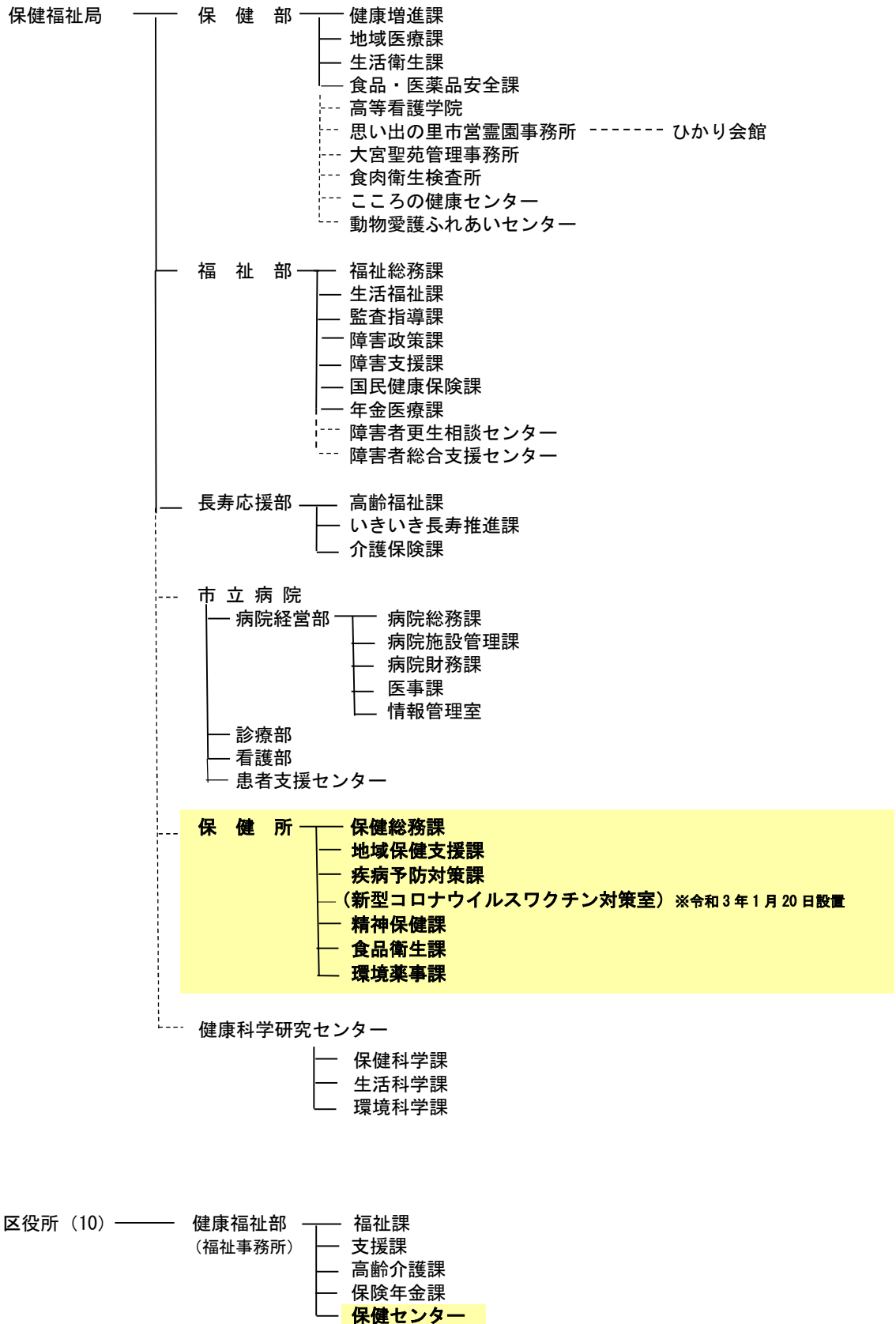


保健所



### 3 組織（保健福祉関係）

（令和2年4月1日現在）



## 4 事務分掌

(令和2年4月1日現在)

### 保健所

#### [保健総務課]

- ・地域保健に係る情報の収集、企画及び運営に関すること。
- ・職員の専門技術研修の企画及び実施に関すること。
- ・保健統計に関すること。
- ・衛生教育に関すること。
- ・医事に関すること。
- ・広聴に関すること。

#### [地域保健支援課]

- ・健康づくり事業に関すること。
- ・母子保健に関すること。
- ・親と子の健康支援に関すること。
- ・栄養の指導及び調査に関すること。
- ・歯科保健に関すること。

#### [疾病予防対策課]

- ・疾病対策に関すること。
- ・感染症に関すること。
- ・感染症診査協議会に関すること。
- ・未熟児養育医療、自立支援医療(育成医療に係るものに限る。)、小児慢性特定疾病医療及び指定難病医療の給付に関すること。
- ・肝炎治療費助成及び被爆者に対する医療給付の申請の受付に関すること。

#### [新型コロナウイルスワクチン対策室] ※令和3年1月20日設置

- ・新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関すること。

#### [精神保健課]

- ・精神保健に関すること。
- ・精神科救急情報センター事業に関すること。

#### [食品衛生課]

- ・食品衛生に関すること。

#### [環境薬事課]

- ・環境衛生に関すること。
- ・狂犬病の報告に関すること。
- ・薬事に関すること。
- ・墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可に関すること。

### 保健センター

- ・母子保健及び成人保健に関すること。
- ・歯科保健に関すること。
- ・精神保健に係る一次相談に関すること。
- ・栄養指導及び食生活改善に関すること。
- ・訪問指導に関すること。
- ・予防接種に係る相談に関すること。
- ・家族等のない精神障害者の医療保護入院の同意に関すること。
- ・保健所業務に係る申請の受付に関すること。
- ・国民健康保険の特定健康診査に係る特定保健指導に関すること。

## 5 職員配置状況

(令和2年4月1日現在)

### 【保健所】

	総数	保健所	保健 総務課	地域保健 支援課	疾病予防 対策課	精神 保健課	環境 薬事課	食品 衛生課	市場 監視係
総数	135 (5)	2	16	20 (2)	32 (1)	30 (2)	13	19	3
医師	3	1			1	1			
獣医師	19						2	15	2
薬剤師	13						9	3	1
保健師	35	1	4	9	15	6			
看護師	3 (1)		2		1 (1)				
診療放射線技師	1				1				
臨床検査技師	1		1						
栄養士	2			2					
歯科衛生士	1			1					
精神保健福祉士	21					21			
食品衛生監視員	1							1	
事務職	34 (4)		8	8 (2)	14	2 (2)	2		
技術職	1		1						

※()内は再任用職員数の再掲

※その他、各課において会計年度任用職員(事務職・専門職)を任用

### ○新型コロナウイルスワクチン対策室 職員数(令和3年1月20日設置時)

薬剤師 1名、保健師 2名、事務職 6名

### 【保健センター】

	総数	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区
総数	158	12	17	15	19	13	13	19	19	15	16
保健師	124	9	14	12	16	9	10	14	15	12	13
栄養士	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
歯科衛生士	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事務職	13	1	1	1	1	2	1	2	2	1	1
技術職	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

## 第2章 総務・医務

### 1 「保健師人材育成プログラム」の活用

「保健師人材育成プログラム(改訂版)」「地域保健従事者人材育成プログラム(精神保健福祉士編)」等に基づき、新任保健師・精神保健福祉士を対象に、3 か月ごとの Off-JT(集合研修)とOJT(職場内研修)、3 か月ごとの教育担当者会議による人材育成を行った。

### 2 保健所等職員専門研修 (Off-JT)

「保健師人材育成プログラム」等に基づき、保健所・保健センター等において専門業務に係わる職員の資質向上及び保健福祉の協働に資することを目的に、下記の研修を主催し実施した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年、実施している研修会については、開催の見合わせや開催方法の変更を行った。加えて、PPE 実技演習を中心とした感染症予防研修会を必要に応じて、随時開催した。このほか、国や研修専門機関等が実施する主要な研修に職員を派遣している。

#### 主 催 研 修 実 施 状 況

研修名	内 容・テーマ	講 師	対 象	参加者数
保健所・保健センター等新任職員研修	保健所・保健センター等業務説明	書面開催	保健所・保健センター等新規採用職員及び異動職員	—
新任地域保健従事者・教育担当者研修	3か月ごとのテーマに基づく研修(地域保健活動の進め方、地域診断 等) 6回(うち1回はテレビ会議) 教育担当者研修 4回(うち1回はテレビ会議)	保健総務課職員 目白大学 看護学部 専任講師 永井 智子 氏	新規採用保健師・精神保健福祉士及び教育担当者	延103名
精神保健福祉士研修	グループスーパービジョン 2回(うち1回は書面開催) 人材育成について 1回	聖学院大学 名誉教授 助川 征雄 氏	保健所・こころの健康センター・総合教育相談室等の精神保健福祉士	延39名
危機管理研修	「新型コロナウイルス感染症流行下での災害対応(PPE実技演習含む)」 1回 「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査を知ろう」 2回	保健総務課職員 健康科学研究センター 保健科学課職員	保健師等専門職	延81名
感染予防研修会	PPE実技演習 8回	健康科学研究センター 保健科学課職員	保健師等専門職及び関係部署行政職	延90名

### 3 統計調査

#### (1) 人口動態調査（基幹統計）

人口動態は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、各届出書等から転記することによって調査している。保健所では、区民課で各届出書等から作成された調査票を審査、確認後、埼玉県へ送付している。

〈 根拠法令等 : 人口動態調査令 〉

人口動態調査票受付件数(令和2年1月～令和2年12月)

	出生票	婚姻票	離婚票	死亡票	死産票
総数	9,841	6,024	1,768	11,310	135
西区	820	370	158	933	4
北区	1,009	650	174	1,258	10
大宮区	874	826	179	1,097	15
見沼区	988	497	224	1,491	10
中央区	778	513	132	850	16
桜区	545	343	110	866	7
浦和区	1,351	1,006	193	1,330	26
南区	1,637	959	230	1,205	14
緑区	1,236	502	193	1,102	20
岩槻区	603	358	175	1,178	13

\*上記件数は、さいたま市で作成した調査票の枚数であり、さいたま市の事象の数とは異なる。

## (2) 保健統計調査

調査の名称・目的	調査時期	さいたま市内における対象
<b>国民生活基礎調査</b> 保健・医療・福祉・年金・所得等の国民生活の基礎的事項を把握する。	毎年6月	平成27年国勢調査地区から層化無作為抽出した地区内の全ての世帯 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止となった。
<b>医療施設動態調査</b> 医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握する。	届出の受理または処分をしたとき	医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設
<b>人口動態職業・産業調査</b> 人口動態事象と職業及び産業という社会的・経済的屬性との関連等を把握する。	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	人口動態事象(出生・死亡・死産・婚姻及び離婚)の届出者
<b>医療施設静態調査</b> 医療施設(病院・診療所)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握する。	令和2年10月	令和2年10月1日午前零時現在において開設しているすべての病院・診療所
<b>患者調査</b> 病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにする。	令和2年9月 ～10月	全国の病院及び診療所を利用する患者(外来・入院)を対象として、層化無作為抽出した施設を利用する患者 (病院:30施設、一般診療所:26施設、歯科診療所:6施設)
<b>受療行動調査</b> 受療の状況や受けた医療に対する満足度等を明らかにする。	令和2年10月	全国の一般病院を利用する患者(外来・入院)を対象として、層化無作為抽出した施設を利用する患者 (1施設:外来配布実績970人、入院配布実績354人) ※令和2年度調査は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、患者本人から厚生労働省への郵送回収であった。
<b>医師・歯科医師・薬剤師の届出及び医療関係従事者の届出</b> 医師・歯科医師・薬剤師及び医療関係従事者の従事の実態を把握する。	令和2年12月	医師法第6条3項をはじめ、各資格に関する法令に基づく届出

## 4 学生実習及び臨床研修医の受入れ

保健所・保健センターでは専門職育成の目的で、「さいたま市学生実習受入れ要綱」に基づき学生を受け入れている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、保健所・保健センターでの学生実習の受入れを中止とした。

また、保健所では「埼玉県医師臨床研修(地域保健)実施要綱」に基づく臨床研修医の受入れも行っている。

### 臨床研修医

団 体 名	実人員	延人員
彩の国東大宮メディカルセンター	1	1
波多野歯科医院(歯科医師)	3	3
2団体	4	4

## 5 医務・医療監視

保健所では、市内の病院、診療所、助産所、歯科技工所及び施術所の開設等に関する事務及び衛生検査所の登録・検査に関する事務並びに医療監視を行っている。

〈 根拠法令等：医療法第7条第1項、法第7条第2項、法第7条第3項、法第8条、法第8条の2第2項、法第9条第1項、法第9条第2項、法第12条第2項、法第15条第3項、法第18条ただし書き、法第25条第1項、法第27条、医療法施行令第3条の3、令第4条、令第4条の2第1項、令第4条の2第2項、歯科技工士法第21条第1項、法第21条第2項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項、法律第9条の2第2項、法律第9条の3、柔道整復師法第19条第1項、法第19条第2項、臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項、法第20条の4第3項、法第20条の5 〉

### 申請・届出等受理件数及び医療監視実施件数

	(開設許可) (登録許可)	(変更許可) (登録許可)	開設届出	変更届出	休止届出	再開届出	廃止届出	検使用前の 申請の	許可届出 その他	立入検査
総数	82	90	238	737	10	5	183	52	0	42
病院	0	64	0	14	0	0	0	50	0	39
診療所	75	21	111	349	7	5	97	2	0	0
歯科診療所	6	5	19	143	0	0	17	0	0	0
助産所	0	0	5	2	0	0	3	0	0	0
歯科技工所			6	2	0	0	4		0	0
施術所			97	220	3	0	62		0	0
衛生検査所	1	0		7	0	0	0		0	3

### 届出施設数及び病床数

(令和3年3月31日現在:休止を含む)

	施設数	病床数
病院 (うち有床施設数)	39(39)	8,039
診療所 (うち有床施設数)	1,001(30)	337
歯科診療所 (うち有床施設数)	701(1)	5
助産所 (うち入所施設数)	32(1)	3
歯科技工所	157	
施術所	1,704	
衛生検査所	8	

## 6 医療安全相談

患者・家族等と医療機関等の信頼関係の構築を支援するため、保健所に「医療安全相談窓口」を設置し、患者・家族等からの苦情や相談等へ対応、医療機関の案内を行っている。

〈 根拠法令等 : 医療法第 6 条の 13、さいたま市医療安全支援センター設置要綱(H20 年 6 月 20 日施行) 〉

相談方法別件数		相談種別件数		相談内容別件数	
電 話	1,329	相談・質問	822	健康・病気	389
来 庁	11	不信・苦情	545	医療内容	328
手 紙	31	要望・提言	8	医療事故	32
そ の 他	7	そ の 他	3	対応・接遇	155
合 計	1,378	合 計	1,378	医療費	102
				カルテ開示等	51
				医療機関案内	189
				そ の 他	132
				合 計	1,378

## 7 衛生免許事務(埼玉県への経由事務)

保健所では、医師・歯科医師等の厚生労働大臣免許及び調理師・准看護師等の知事免許の申請受付等の事務を行っている。

厚生労働大臣免許申請受付件数(令和3年3月31日現在)

	総 数	医 師	歯 科 医 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	技 師 診 療 放 射 線	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	視 能 訓 練 士	薬 剤 師	管 理 栄 養 士
免許申請	1,116	88	13	98	16	429	20	69		85	26	10	138	124
書 換 え	812	22	10	100	14	392	15	34	0	31	23	5	97	69
再 交 付	62	5	2	6	2	24	1	3	0	4	1	0	9	5
抹 消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,990	115	25	204	32	845	36	106	0	120	50	15	244	198

県知事免許申請受付件数(令和3年3月31日現在)

	総 数	栄 養 士	調 理 師	製 菓 衛 生 師	ク リ ー ニ ン グ 師	准 看 護 師	登 録 販 売 者	他 県 准 看 護 師
免許申請	566	136	247	19	10	44	110	
書 換 え	172	82	41	5	0	16	16	12
再 交 付	72	14	42	4	1	3	2	6
抹 消	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	810	232	330	28	11	63	128	18



### 第3章 母子保健

さいたま市では、1保健所各区1保健センター(10区)体制で地域密着型のきめ細かい保健サービスの提供に努めている。

#### 1 届出等

##### (1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理

###### [保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]

母子健康手帳は、妊娠・出産包括支援センター、各区役所区民課、支所及び市民の窓口で交付している。

さらに、妊娠・出産包括支援センター及び保健センターでは、保健指導を受けることが必要である産婦・新生児の出生等を早期に把握するため、母子健康手帳に添付されている出生連絡票の提出を促している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第16条、第18条、第22条 〉

##### 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理件数(低体重児届出の受理を含む)

	母子健康手帳 交付数 (部)	体重別の届出数							訪問希望の有無			
		5 999g	1,000g 5 1,499g	1,500g 5 1,999g	2,000g 5 2,499g	2,500g 5 3,999g	4,000g 5	計	有	無	計	
総数	10,379	14	29	100	617	6,975	60	7,795	6,204	1,986	8,190	
内 訳	西 区	813	1	1	5	45	640	5	697	545	166	711
	北 区	1,086	1	2	13	68	774	12	870	652	237	889
	大宮区	1,106	1	4	7	54	569	6	641	514	173	687
	見沼区	1,032	4	5	7	73	735	6	830	640	209	849
	中央区	796	1	0	7	44	499	2	553	434	153	587
	桜 区	532	1	4	8	30	408	3	454	380	108	488
	浦和区	1,509	0	2	15	91	982	4	1,094	923	236	1,159
	南 区	1,686	2	7	14	100	1,116	9	1,248	1,029	314	1,343
	緑 区	1,247	3	4	16	62	787	9	881	674	263	937
岩槻区	572	0	0	8	50	465	4	527	413	127	540	

##### (2) 妊娠・出産包括支援センター事業

###### [妊娠・出産包括支援センター]

平成29年4月から妊娠・出産包括支援センターを10区に設置し、各種事業を実施している。母子保健相談員(保健師、助産師の有資格者)が、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、アンケートや面接から支援が必要な方を早期に把握することで、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで応じ、情報提供や必要なサービスを利用できるよう調整している。全ての妊婦を把握し、継続支援の必要な方へ支援プランを作成して、地区担当保健師や他機関と連携し切れ目のない支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第22条 〉

アンケート実績(※転入分も含む)【住民登録地別】

	住民登録地別 アンケート受理数	再掲 ※2次設問実施者数	再掲			
			2次設問の方法			
			面接	電話	訪問	
総数	11,208	10,793	9,043	1,746	4	
内 訳	西区	898	893	816	77	0
	北区	1,189	1,148	985	162	1
	大宮区	1,047	987	843	144	0
	見沼区	1,203	1,142	931	210	1
	中央区	889	877	796	81	0
	桜区	665	644	560	84	0
	浦和区	1,505	1,440	1,084	355	1
	南区	1,886	1,841	1,541	300	0
	緑区	1,185	1,084	916	167	1
岩槻区	741	737	571	166	0	

2 健康教育

(1) 出産前教室

[保健センター]

初めて出産する妊婦とその夫等を対象に、妊婦の健康の保持・増進、両親の育児協力を促すことを目的とし、妊娠・出産・育児に関する講義・実習等を実施している。

各区により、母親学級と両親学級の単独型もしくは合体コース制をとっている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

①母親学級実施状況

	実施回数	参加人員								内容	
		母親		父親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	42	466	494	4	4	0	0	470	498	①座談会 ②妊娠中の保健と生活 ③母子健康手帳の使い方 ④お産の準備と経過 ⑤産後の生活 ⑥妊娠中の食生活 ⑦妊娠中と赤ちゃんのお口のケア ⑧赤ちゃんと育児	
内 訳	西区	4	51	51	0	0	0	0	51		51
	北区	4	45	45	0	0	0	0	45		45
	大宮区	3	58	58	0	0	0	0	58		58
	見沼区	9	43	71	0	0	0	0	43		71
	中央区	4	46	46	2	2	0	0	48		48
	桜区	1	6	6	0	0	0	0	6		6
	浦和区	8	86	86	1	1	0	0	87		87
	南区	5	89	89	0	0	0	0	89		89
	緑区	2	20	20	0	0	0	0	20		20
岩槻区	2	22	22	1	1	0	0	23	23		

## ②両親学級実施状況

	実施回数	参加人員								内 容	
		母親		父親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総 数	69	1,248	1,248	1,245	1,245	3	3	2,496	2,496	・妊娠・出産・育児に関する講義 ・妊婦体験	
内 訳	西 区	5	62	62	62	62	0	0	124		124
	北 区	4	79	79	80	80	0	0	159		159
	大宮区	7	128	128	128	128	0	0	256		256
	見沼区	5	61	61	62	62	0	0	123		123
	中央区	4	44	44	46	46	0	0	90		90
	桜 区	1	20	20	20	20	0	0	40		40
	浦和区	10	315	315	314	314	0	0	629		629
	南 区	18	367	367	362	362	3	3	732		732
	緑 区	8	117	117	116	116	0	0	233		233
岩槻区	7	55	55	55	55	0	0	110	110		

## (2) ふたご支援事業

[保健センター]

ふたご以上の妊婦と保護者同士が、お互いに情報交換をすることおよび必要な情報を得ることにより、育児不安を軽減できることを目的とし、各区の実情に応じて実施(「ふたごの集い」として交流の場を設ける、自主グループ支援を行う。)している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

### ①「ふたごの集い」を実施

	実施回数	参加人員						
		妊婦	母	父	児	その他	計	
総 数	10	14	37	8	73	3	135	
内 訳	西 区	1	1	2	0	4	1	8
	北 区	3	4	7	0	12	1	24
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0
	見沼区	0	0	0	0	0	0	0
	中央区	0	0	0	0	0	0	0
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0
	浦和区	2	2	6	2	13	0	23
	南 区	2	4	18	6	36	0	64
	緑 区	1	3	1	0	2	1	7
	岩槻区	1	0	3	0	6	0	9

### ②自主グループ支援を実施

見沼区で13回実施した。

**(3) 育児学級****[保健センター]**

おおむね2～3か月の乳児とその保護者を対象に、育児についての学習、遊びを通じての親子のふれあい、育児についての悩みを話し合う等、親同士の交流の場を作り、育児不安の軽減を図るため、保健センターで育児学級を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

**育児学級実施状況**

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	93	1,823	14	1,825	83	3,745		
内 訳	西 区	5	66	0	55	0	121	【1コース1回】 親子遊び、講義、座談会
	北 区	6	86	0	84	0	170	
	大宮区	6	84	0	84	0	168	
	見沼区	11	78	1	78	2	159	
	中央区	3	50	0	50	0	100	
	桜 区	4	29	0	29	0	58	
	浦和区	10	187	5	190	0	382	
	南 区	40	1,146	6	1,158	81	2,391	
	緑 区	5	62	0	62	0	124	
	岩槻区	3	35	2	35	0	72	

**(4) 離乳食教室****[保健センター]**

4～5 か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の進め方、調理方法を知り、離乳食に対する不安の解消・軽減を図ること、また、乳児期の成長・発達を知り、子どもの健全な育成を図ることを目的として、保健センターで離乳食教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

**離乳食教室実施状況**

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	100	969	11	622	0	1,602		
内 訳	西 区	12	70	0	40	0	110	【1コース1回】 栄養、歯に関する講義
	北 区	6	83	0	57	0	140	
	大宮区	13	104	1	78	0	183	
	見沼区	12	82	5	68	0	155	
	中央区	6	82	0	64	0	146	
	桜 区	7	50	0	34	0	84	
	浦和区	13	149	2	87	0	238	
	南 区	18	275	1	170	0	446	
	緑 区	7	37	0	0	0	37	
	岩槻区	6	37	2	24	0	63	

**(5) 親子教室****[保健センター]**

発達や情緒において遅れのある幼児とその保護者に対し、集団による指導や交流できる場を提供し、併せて全体的な発達を促しながら、幼児の健やかな育成及び保護者の不安の軽減を図ることを目的として、保健センターで親子教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

**親子教室実施状況**

	実施回数	参加人員										内容	
		母親		父親		児		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	141	172	742	15	31	178	763	23	61	388	1,597		
内 訳	西 区	14	18	55	4	14	18	60	6	13	46	142	・自由遊び ・親子遊び ・設定遊び ・懇談会など
	北 区	15	21	97	1	6	23	104	3	15	48	222	
	大宮区	10	13	55	0	0	13	55	2	3	28	113	
	見沼区	18	14	63	2	2	14	63	4	6	34	134	
	中央区	12	20	93	0	0	21	95	2	11	43	199	
	桜 区	11	9	36	0	0	9	36	0	0	18	72	
	浦和区	18	27	118	2	2	27	120	0	0	56	240	
	南 区	18	18	95	1	1	21	95	3	6	43	197	
	緑 区	11	17	69	3	4	17	72	3	7	40	152	
	岩槻区	14	15	61	2	2	15	63	0	0	32	126	

**(6) むし歯予防教室****[保健センター]**

おおむね1歳～1歳5か月児とその保護者を対象に、生活習慣の形成等健康教育を実施すると共に1歳6か月児の歯科健康診査とフッ化物塗布の勧奨をしている。また、市立保育園児とその保護者等を対象に教室を開催している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

**むし歯予防教室実施状況****①おおむね1歳～1歳5か月児**

	実施回数	参加延人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	119	665	11	519	0	1,195	【1コース1回】	
内 訳	西 区	11	53	0	37	0	90	むし歯予防と歯みがきに関する講義
	北 区	12	63	1	42	0	106	
	大宮区	12	62	0	58	0	120	
	見沼区	9	66	1	68	0	135	
	中央区	12	78	6	76	0	160	
	桜 区	6	35	1	28	0	64	
	浦和区	14	104	1	76	0	181	
	南 区	28	155	0	111	0	266	
	緑 区	8	23	1	2	0	26	
	岩槻区	7	26	0	21	0	47	

②市立保育園(施設に歯科衛生士が直接巡回して実施)

	実施回数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総 数	24	0	0	924	0	924	【1コース1回】
内 訳	西 区	3	0	0	103	0	むし歯予防と歯みがきに関する講義
	北 区	6	0	0	243	0	
	大宮区	2	0	0	23	0	
	見沼区	2	0	0	64	0	
	中央区	1	0	0	48	0	
	桜 区	0	0	0	0	0	
	浦和区	0	0	0	0	0	
	南 区	4	0	0	168	0	
	緑 区	2	0	0	110	0	
	岩槻区	4	0	0	165	0	

(7) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会

[保健所]

保育園・幼稚園等の職員及び保育園・幼稚園児等の歯科疾患の予防につなげることを目的として歯科研修会を実施している。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条、第 10 条 〉

(8) 地区健康教育

[保健センター]

公民館、小学校等の地区からの依頼により、保健所・保健センターの保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による地区健康教育を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

地区健康教育実施状況

	開催回数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	46	191	7	680	35	913	講義等
西区	4	7	0	76	0	83	
北区	3	8	0	140	0	148	
大宮区	2	7	0	7	16	30	
見沼区	2	5	0	0	0	5	
中央区	11	47	6	88	0	141	
桜区	5	26	1	27	0	54	
浦和区	0	0	0	0	0	0	
南区	11	79	0	146	18	243	
緑区	3	7	0	52	1	60	
岩槻区	5	5	0	144	0	149	

(再掲)むし歯予防教室

	実施回数	参加人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	31	129	7	633	16	785	各施設で実施 むし歯予防と歯みがき に関する講義
西区	3	5	0	74	0	79	
北区	3	8	0	140	0	148	
大宮区	2	7	0	7	16	30	
見沼区	0	0	0	0	0	0	
中央区	7	29	6	67	0	102	
桜区	3	19	1	19	0	39	
浦和区	0	0	0	0	0	0	
南区	6	49	0	130	0	179	
緑区	2	7	0	52	0	59	
岩槻区	5	5	0	144	0	149	

**(9) 思春期保健事業**

**[地域保健支援課]**

市内小・中学生、高校生等の思春期にある子どもとその保護者、並びに関係者を対象に平成 29 年度から思春期保健事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条 〉

**① 思春期保健教室**

市内 17 校(小学校 9 校、中学校 8 校)で実施した。

		参加者数
総 数		2,272
内 訳	小学生	850
	中学生	1,264
	高校生	0
	教職員	118
	保護者	39
	その他	1

**② 思春期保健に関する連携会議**

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。



### 3 健康相談

#### (1) 育児相談・来所健康相談・電話相談

[保健所・保健センター]

乳幼児の発達や保護者の育児不安などに関し適切な保健指導を行い、不安の解消さらには子どもの健全な発達を促すため、保健所・保健センターで各種相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

#### 育児相談実施状況

	実施回数	乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総数	155	915	1,657	698	1,201	2	2	24	24	0	0	1,639	2,884
西区	20	106	165	86	126	0	0	0	0	0	0	192	291
北区	12	74	93	80	103	0	0	0	0	0	0	154	196
大宮区	26	137	287	70	172	0	0	0	0	0	0	207	459
見沼区	5	27	29	21	22	0	0	0	0	0	0	48	51
中央区	12	76	165	51	123	0	0	1	1	0	0	128	289
桜区	14	55	105	49	97	1	1	1	1	0	0	106	204
浦和区	7	66	84	63	75	0	0	0	0	0	0	129	159
南区	21	210	443	102	173	1	1	1	1	0	0	314	618
緑区	13	77	129	87	126	0	0	21	21	0	0	185	276
岩槻区	25	87	157	89	184	0	0	0	0	0	0	176	341

※地区依頼の相談も含む

#### 来所健康相談状況

		乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総数		2,197	2,615	2,360	3,048	9,896	9,901	1,564	1,565	2,705	2,706	18,722	19,835
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西区	200	218	198	213	988	988	137	137	231	231	1,754	1,787
	北区	137	203	212	325	1,137	1,137	179	179	540	540	2,205	2,384
	大宮区	160	205	151	211	1,014	1,014	101	101	211	211	1,637	1,742
	見沼区	283	338	290	391	944	944	94	94	257	257	1,868	2,024
	中央区	170	226	267	340	876	881	167	168	261	262	1,741	1,877
	桜区	91	120	145	184	491	491	84	84	189	189	1,000	1,068
	浦和区	267	334	313	417	1,169	1,169	189	189	239	239	2,177	2,348
	南区	480	533	357	423	1,671	1,671	215	215	288	288	3,011	3,130
	緑区	317	332	209	295	998	998	288	288	261	261	2,073	2,174
岩槻区	92	106	218	249	608	608	110	110	228	228	1,256	1,301	

## 電 話 相 談 件 数

	延 人 員									計	
	妊婦	産婦	乳 児		幼児	学 童		その他			
			新生児	乳 児		小学生	中学生	20歳未満	保護者		
総 数	6,414	4,557	995	6,895	9,421	506	101	128	4,219	33,236	
保健所	5	9	1	7	11	0	0	0	17	50	
保健センター	西 区	356	152	93	304	435	34	4	14	85	1,477
	北 区	1,058	577	130	628	799	38	14	2	621	3,867
	大宮区	778	425	73	504	694	31	0	0	638	3,143
	見沼区	851	523	116	781	1,412	89	9	19	420	4,220
	中央区	203	212	56	312	666	50	5	23	364	1,891
	桜 区	444	273	73	398	696	39	1	0	312	2,236
	浦和区	726	550	160	868	956	35	27	45	239	3,606
	南 区	754	722	137	1,267	1,263	97	20	19	408	4,687
	緑 区	521	360	62	869	1,197	38	7	6	351	3,411
岩槻区	718	754	94	957	1,292	55	14	0	764	4,648	

### 4 健康診査

#### (1) 妊婦健康診査

[保健所・保健センター]

妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため健康診査(超音波検査、B群溶血性連鎖球菌検査等を含む)と下記の検査等の費用の一部を助成している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 13 条 〉

#### 妊婦健康診査受診状況(人)

妊婦健康診査	124,349
HIV抗体検査	10,183
HBs抗原検査	10,181
HCV抗体検査	10,182
子宮頸がん	9,777
HTLV-1抗体検査	10,109
性器クラミジア検査	10,071

※妊婦健康診査は1～14回目の受診者延数

#### (2) 産婦健康診査

[保健所・保健センター]

産婦の健康の増進、母子への支援の充実及び経済的負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するために、出産後概ね1か月程度の産婦に対し、産婦健康診査として基本的な健康診査とこころの健康チェックを実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 13 条 〉

産婦健康診査費用助成件数	8,652
--------------	-------

(3) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児を対象に、市内個別医療機関において乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査を実施

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 12 条、第 13 条 〉

乳 幼 児 健 康 診 査 実 施 状 況

		4か月児健康診査	10か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
対 象		4か月～6か月未満児	10か月～12か月未満児	1歳6か月～2歳未満児	3歳6か月～4歳未満児 (歯科健診は3歳～4歳未満児)
内 容		①問診 ②身体測定 ③診察 ④必要とする乳児に対し保健指導、栄養指導等		①問診 ②身体測定 ③診察 ④尿検査(3歳児健診のみ実施) ⑤視聴覚検査 ⑥歯科健康診査 ⑦フッ化物塗布(1歳6か月児歯科健診時希望者へ実施) ⑧必要とする幼児に対し保健指導、栄養指導等	
実施場所		市 内 個 別 医 療 機 関			
一 般 健 康 診 査	対象児数	10,189	10,596	10,867	11,291
	受診児数	10,111	10,231	10,962	10,885
	受診率	99.2%	96.6%	100.9%	96.4%
	特になし	8,673	8,526	9,092	7,873
	指導	424	511	731	1,456
	経過観察	499	847	1,009	1,142
	再検査(尿・目・耳)				1,005
	精密健康診査紹介	270	227	271	1,060
	乳幼児発達健康診査	5	43	203	141
	要治療	144	88	61	78
加療中	525	543	529	732	
医師から市への指示事項あり(再掲)	148	241	257	257	
歯 科 健 康 診 査	対象児数			10,867	11,487
	受診児数			9,686	9,480
	受診率			89.1%	82.5%
	フッ化物塗布実施数(延)※			13,507	
	むし歯なし			9,578	8,605
	むし歯あり			108	875
	むし歯の総本数			329	2,907
	一人平均むし歯本数			0.03	0.31
	不正咬合あり(人)			936	1,313
	軟組織異常あり(人)			676	223
その他異常あり(人)			490	582	

※ フッ化物塗布は1歳6か月～2歳6か月未満の間に2回受けることができる。

#### (4) 乳幼児健康診査未受診フォロー

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは、4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査の未受診児に対してアンケートを送付している。アンケートの返信の有無に関わらず、電話・訪問等で現在の状況や発育・発達、心配事を把握し、必要に応じて保健師等が事後指導を行っている。さらに必要な場合には、継続支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条、第12条、第13条 〉

#### 未受診フォロー実施状況

(人)

	4か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査	
フォロー対象者	289	314	703	
アンケート返信数	171	161	377	
アンケート未返信数 ※	118	153	326	
アンケート返信率(%)	59.2%	51.3%	53.6%	
未受診理由	医療機関で受診	111	39	74
	特に心配なし	15	32	68
	保育園等	1	18	66
	忘れていた 忙しかった	44	100	188
	その他	112	115	274
フォロー結果	終了	257	261	611
	継続フォロー	18	26	36
	市外転出(国外も含む)	4	7	7
	確認中	10	20	49

※アンケートの発送ができず、未受診フォロー対象になる方は「アンケート未返信数」へ計上

※未受診理由は複数回答

#### (5) 精密健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児健康診査において、より精密な健康診査を行う必要があると認められた乳幼児を対象に、疾病及び発達の遅れの早期発見、早期治療を図るため、市内個別医療機関において精密健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第12条及び第13条 〉

#### 精密健康診査受診状況

	精健票延交付枚数	延受診児数	受診率
4か月児健康診査	278	265	95.3%
10か月児健康診査	230	213	92.6%
1歳6か月児健康診査	279	232	83.2%
3歳児健康診査	1,189	940	79.1%

※交付枚数は、複数の精密健康診査受診票を発行していることがあるため、医師の判定事項(精密診査紹介)の数とは一致しない。

**内 容 別 精 健 票 交 付 状 況** (件)

	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	合 計
総 数	278	230	279	1,189	1,976
心臓及び循環	7	4	15	9	35
消化器	0	0	0	0	0
皮 膚	29	18	10	6	63
四肢・脊柱	143	37	35	24	239
眼	33	64	89	717	903
耳・鼻	6	1	11	258	276
咽 頭	0	2	0	3	5
呼吸器	2	0	0	0	2
その他	58	104	119	172	453

**(6) 乳幼児発達健康診査**

[保健センター]

乳幼児健康診査や育児相談などで身体発育・精神言語発達について専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 13 条 〉

【内容】①問診 ②計測 ③検査 ④診察 ⑤相談

**乳幼児発達健康診査実施状況**

	実施回数	乳 児		幼 児		合 計		
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総 数	174	22	25	1,029	1,140	1,051	1,165	
内 訳	西 区	15	1	1	99	102	100	103
	北 区	17	1	2	92	97	93	99
	大宮区	16	1	1	79	85	80	86
	見沼区	16	6	7	105	112	111	119
	中央区	14	4	4	73	81	77	85
	桜 区	16	2	2	94	112	96	114
	浦和区	22	2	3	159	192	161	195
	南 区	22	0	0	144	162	144	162
	緑 区	20	3	3	102	108	105	111
	岩槻区	16	2	2	82	89	84	91

## 5 訪問指導

### (1) 妊産婦・新生児訪問指導

[保健センター]

保健センターでは、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要な妊婦、出生連絡票等で把握した新生児及び乳児とその保護者(里帰り出産を含む)を対象に、妊産婦・新生児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、保健師又は助産師が家庭訪問を実施している。

訪問の際には、自己記入方式質問票〔育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)・赤ちゃんへの気持ち質問票〕を使用して、早期に産後の育児に関する状況や気持ちを把握し、育児不安の軽減や虐待予防のための支援をしている。

なお、妊産婦・新生児訪問指導を利用しない場合は、ハローエンゼル訪問により状況の確認をしている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条、第 11 条、第 17 条 〉

### 妊産婦・新生児訪問指導実施状況

(人)

下段:助産師委託分(再掲)

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	計
総 数		0	5,760	708	575	4,534	11,577
		0	5,389	607	469	4,353	10,818
内 訳	西 区	0	516	30	40	450	1,036
		0	503	27	34	445	1,009
	北 区	0	596	49	70	485	1,200
		0	584	45	67	481	1,177
	大宮区	0	499	32	43	426	1,000
		0	479	30	40	411	960
	見沼区	0	592	131	60	407	1,190
		0	537	115	45	380	1,077
	中央区	0	392	31	44	322	789
		0	342	25	23	298	688
	桜 区	0	338	46	34	261	679
		0	315	34	30	254	633
	浦和区	0	806	123	75	611	1,615
		0	779	118	72	593	1,562
	南 区	0	1,010	101	96	822	2,029
		0	928	77	76	779	1,860
	緑 区	0	602	111	67	433	1,213
		0	552	97	49	411	1,109
	岩槻区	0	409	54	46	317	826
		0	370	39	33	301	743

## (2) 産後ケア事業

[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]

保健センターでは、出産後に心身の不調や育児不安がある等、育児支援を必要とする母子及びその家族を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、産後うつ予防や育児不安の解消を図るために産後ケア事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

訪問型(延)	694
宿泊型(延)	103
デイサービス型(延)	28

※宿泊型・デイサービス型については、令和2年10月より開始

## (3) 母子訪問指導

[保健所・保健センター]

保護者の健康問題や育児不安の軽減を図り、児の健全な発育発達をうながすため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が家庭訪問を実施している。

また、未熟児養育医療給付児および未熟で出生した児に対して発育・発達の問題や保護者の育児不安について特に支援が求められるため、相談・訪問指導等を継続的に実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条・第19条 〉

### 母子訪問指導実施状況

(延人員)

	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	計	
総数	253	2,225	310	567	2,004	2,633	3,390	11,382	
保健所	0	1	0	0	1	0	0	2	
保健センター	西 区	13	84	20	7	110	119	209	562
	北 区	26	243	50	60	221	182	302	1,084
	大宮区	25	221	36	41	173	157	171	824
	見沼区	24	210	32	60	191	251	346	1,114
	中央区	13	134	28	30	114	193	271	783
	桜 区	14	129	13	46	114	233	305	854
	浦和区	36	408	46	155	345	361	461	1,812
	南 区	53	357	46	66	299	426	555	1,802
	緑 区	24	258	21	59	240	398	394	1,394
	岩槻区	25	180	18	43	196	313	376	1,151

※その他：保護者等・小学生・中学生・その他20歳未満の子ども・母精神疾患等の総数

## 6 専門相談

### (1) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等に対し、相談や情報の提供を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

#### ア 不妊相談(不育相談含む)

##### ① 一般相談

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。

#### 不妊相談(一般相談)実施状況

相談方法別件数			
電話	面接	その他	合計
3,884	402	32	4,318

相談内容(重複あり)	相談件数
不妊の原因について	1
不妊症の検査・治療について	166
不妊治療を実施している医療機関の情報について	3
主治医や医療機関に対する不満について	4
世間の偏見や無理解による不満について	1
家族に関すること	0
助成金について	4,314
不育症について	21
その他	1
合計	4,511

##### ② 専門相談

不妊治療に関する専門相談として、カウンセラーによる面接相談及び助産師等による電話相談を行っている。電話は専用回線を設置している。

#### 不妊相談(専門相談)実施状況

相談種別	相談者延数
面接相談	16
電話相談	279

相談内容(重複あり)	相談件数	
	面接相談	電話相談
不妊の原因について	3	2
不妊症の検査・治療について	12	43
不妊治療を実施している医療機関の情報について	5	26
主治医や医療機関に対する不満について	0	1
世間の偏見や無理解による不満について	0	1
家族に関すること	3	5
助成金について	5	172
不育症について	0	26
仕事との両立について	1	1
その他	6	72
合計	35	349



## (2) 妊娠・出産の電話相談

[保健所]

生涯を通じた女性の健康支援事業の一環として妊娠・出産に関して、保健師・助産師等が専用電話回線を通じて相談・助言等を行うことにより妊娠期からの切れ目のない支援を行う事業である。

〈 根拠法令等 : 妊娠・出産の電話相談実施要領 〉

### 妊娠・出産の電話相談実施状況

	件数
妊娠・出産電話相談	24

相談内容 (重複あり)	相談件数
望まない妊娠	5
家族・育児面の不安	3
出産病院が見つからない	0
経済的問題	2
その他	18
合計	28

## (3) お母さんの心の健康相談

[保健所]

保健所では、心の健康支援を必要とする母親の早期支援を目的として、精神科医による専門相談窓口を開設している。個別事例への対応と並行して、事例検討も実施している。

〈 根拠法令等 : お母さんの心の健康相談事業実施要領 〉

### お母さんの心の健康相談実施状況

実施回数	総数		保健師からの相談 件数
	実人員	延人員	
11	13	13	2

相談内容別(重複あり)	件数
EPDS高得点・産後うつ傾向	3
イライラする	3
母子関係	1
その他	6

診断内容別(重複あり)	件数
うつ状態	2
不安障害	0
適応障害	0
強迫性障害	1
その他	8

## 7 医療給付

保健所では、身体の発育が未熟なまま出生した乳児、身体に障害のある児童及び結核にかかり長期の入院を要すると認められた児童に対し、医療給付事業を実施している。

また、申請については、保健センターでも受け付けている。

### (1) 未熟児養育医療給付

[保健所]

出生時の体重が2,000g以下及び医師が入院養育を必要と認めた新生児に対し、指定医療機関において必要な医療給付を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第20条 〉

#### 未熟児養育医療給付件数

申請件数	決定件数	支払決定 実人員	決定件数の 出生時体重別内訳	
460	457	492	1,000g以下	28
			1,001～1,500g	43
			1,501～1,800g	51
			1,801～2,000g	81
			2,001～2,300g	82
			2,301～2,500g	60
			2,501g以上	147

### (2) 自立支援医療(育成医療)給付

[保健所]

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患を持つ児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる場合に、医療の給付及び補装具の交付を行っている。

〈 根拠法令等 : 障害者総合支援法第58条第1項 〉

#### 育成医療給付件数

申請件数	決定件数	給付実人員	決定件数の種類別内訳	
149	125	110	肢体不自由	45
			視覚障害	2
			聴覚・平衡機能障害	9
			音声・言語・そしゃく機能障害	43
			心臓機能障害	16
			腎臓機能障害	0
			小腸機能障害	0
			その他(内臓疾患)	10
			免疫機能障害	0
			肝臓機能障害	0

### (3) 結核児童療育医療給付

[保健所]

結核にかかっている児童に対し、医療の給付とともに入院中の学校教育と療養生活の指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第21条の9 〉

申請件数	0件
------	----

## 8 子ども虐待発生予防

### (1) 妊娠期からの虐待予防強化事業

[保健所・保健センター]

保健所では、産科協力医療機関等との連携を通じて、虐待発生リスクの高い家庭を早期に把握し、適切な継続支援(訪問、面接等)を行い、子ども虐待の発生防止に努めている。また、ケース把握後は関係機関との連携を図り、定期的に事例検討会を行っている。

〈 根拠法令等 : 妊娠期からの虐待予防強化事業実施要綱 〉

医療機関からの連絡件数	832 件
-------------	-------

### (2) 子ども虐待予防のための相談

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは関係機関からの連絡や、事業の利用等で把握した、虐待予防を主とした個別支援が必要と思われる対象者に対して、訪問・面接・電話による相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

(人)

	訪問					面接					電話					
	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	
総数	522	898	189	1,340	2,949	90	214	27	341	672	420	951	175	533	2,079	
保健所	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3	0	0	3	6	
保健センター	西 区	68	70	14	147	299	20	10	2	29	61	31	52	1	6	90
	北 区	96	87	4	133	320	10	13	5	40	68	59	121	6	96	282
	大宮区	22	67	12	79	180	2	15	3	15	35	19	82	25	72	198
	見沼区	34	78	18	94	224	9	40	13	22	84	48	162	43	49	302
	中央区	14	78	16	90	198	2	4	0	10	16	3	67	22	26	118
	桜 区	80	134	23	222	459	19	24	2	57	102	67	115	29	56	267
	浦和区	64	82	8	156	310	11	24	0	75	110	27	70	4	16	117
	南 区	28	75	27	136	266	1	5	1	5	12	30	54	10	21	115
	緑 区	62	116	40	133	351	10	44	0	40	94	53	95	9	56	213
岩槻区	53	111	27	149	340	6	35	1	48	90	80	133	26	132	371	

※子ども虐待予防のための相談は、3健康相談(1)育児相談・来所健康相談・電話相談、5訪問指導 (3)母子訪問指導の再掲である。

**(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業**

**[保健所・保健センター]**

産婦・新生児訪問指導等利用者で継続支援が必要と思われる家庭及び母子訪問指導により、養育状況から頻繁な訪問が必要と判断される家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣している。子ども家庭支援員は、市が委嘱した保健師、助産師等が、所定の研修を修了後、事業に携わっている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項 〉

**子ども家庭支援員訪問実施状況**

訪問世帯数	
実数	延数
66	286

	妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		計		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総数	1	1	44	166	1	1	13	44	54	217	11	40	38	144	162	613	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保健センター	西 区	0	0	3	11	0	0	0	0	5	20	1	4	4	23	13	58
	北 区	1	1	8	33	0	0	1	4	11	54	1	3	6	29	28	124
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見沼区	0	0	9	43	1	1	4	11	9	49	1	3	6	22	30	129
	中央区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	桜 区	0	0	2	4	0	0	0	0	4	6	2	6	3	8	11	24
	浦和区	0	0	8	27	0	0	6	24	9	34	2	6	9	41	34	132
	南 区	0	0	3	12	0	0	0	0	3	12	1	2	1	2	8	28
	緑 区	0	0	5	24	0	0	1	2	5	24	1	11	4	6	16	67
	岩槻区	0	0	6	12	0	0	1	3	8	18	2	5	5	13	22	51

※子ども虐待予防家庭訪問事業は、5訪問指導(3)母子訪問指導の再掲である。

**(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談)**

**[保健所]**

子ども虐待予防には、親の軽微な子育て不安の早期解消や、精神面での支援が有効であると言われている。そこで、保健所では、育児不安への支援を行うことを目的とした、専用電話による育児不安電話相談を実施している。

相談内容により、保健所・保健センターでの対応だけでなく、病院、警察、NPO団体など、適切な相談機関への紹介も行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市「子育て不安電話相談」事業実施要領 〉

**育児不安電話相談受付状況**

[相談時間別件数]

総数	10分未満	10～19分	20～29分	30～39分	40～49分	50～59分	60分以上
535	121	167	127	57	31	17	15

[相談内容別件数] (重複あり)

総数	育児一般	育児不安	虐待	ドメスティックバイオレンス	相談者の人間関係	相談者の病気	その他
649	346	96	8	2	119	29	49

[相談対象年齢区分別人員] (重複あり)

		年 齢														
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12~17	18~	不明
総数	672	183	78	64	79	36	35	30	28	18	28	14	5	43	9	22
男	298	87	38	28	34	21	15	15	10	12	7	8	2	13	2	6
女	314	69	32	31	44	15	20	13	15	6	20	6	3	27	6	7
不明	60	27	8	5	1	0	0	2	3	0	1	0	0	3	1	9

(5) お母さんの心の健康相談[再掲]

(28 ページ参照)

(6) ふれあい親子支援(MCGさいたま)

[保健所]

保健所では、育児不安を抱える母親、または母子関係に何らかの困難を感じている母親(被虐待経験を持つ母親を含む)を対象として、グループ活動を通して母親の心理的な安定を図り、適切な育児の実践と子ども虐待の発生を予防することを目的に、自らが抱える問題を安心して語ることができる場所と時間を提供する「ふれあい親子支援事業」を実施している。また、保健センター及び関係課職員との事例検討会も随時実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市ふれあい親子支援事業実施要領 〉

ふれあい親子支援事業実施状況

開催場所	開催回数	参加者内訳	
		母(延人員)	児(延人員)
保健所	20	13	2

[事例検討件数]

総数	内 訳		
	保健センター	保健所	その他
1	1	0	0

[面接実施人数]

総数	内 訳		
	参加前	参加期間中	終了時
1	1	0	0

## (7) 子ども虐待予防対応研修会

[保健所]

保健師等の児童虐待対応職員が、効果的な虐待予防の支援を行うために必要な知識・技術を習得すること、また各所属の組織的対応力の向上を目的として体系的な研修を開催している。

〈 根拠法令等 : 子ども虐待予防対応研修実施要領 〉

日時・会場	テーマ	講師	対象者	参加者
3月19日(金) Zoomを活用したオンライン研修	児童相談所と保健部門のよりよい連携体制構築に向けて		主査・係長級以上の保健センター・児童相談所保健師	22名
西区:10月28日 北区:9月30日・2月24日 大宮区:10月19日 見沼区:9月28日 中央区:9月18日 桜区:8月28日 浦和区:7月29日・1月29日 南区:5月15日・12月18日 2月10日 緑区:9月28日・12月21日 岩槻区:10月14日・2月10日	スーパーバイザー派遣研修 ・保健センターへの技術的支援	カウンセリングルームペア 田熊 喜代巳氏 (臨床心理士)	保健センター職員	160名
西区:9月28日・1月28日 北区:6月26日・12月21日 大宮区:6月30日・1月22日 見沼区:6月25日・12月17日 中央区:6月22日・12月14日 桜区:7月31日・11月27日 浦和区:9月24日・3月16日 南区:10月16日 緑区:6月19日・10月30日 岩槻区:6月11日・12月10日	スーパーバイザー派遣研修 ・保健センターへの技術的支援	なごみ相談室 塚原 洋子氏 (保健師)	保健センター職員	190名

## 9 その他

### (1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給

[保健所]

さいたま市では、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患で、7日以上入院治療した妊婦に対し、療養援助費の支給を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市妊娠高血圧症候群等療養援助費支給要綱 〉

支給件数	0 件
------	-----

### (2) 新生児聴覚検査フォロー事業

[保健所]

新生児聴覚検査フォロー事業は、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な医療・療育の機会を確保するとともに、聴覚障害の発見から途切れのない支援体制の充実を目的として実施している。

この事業は、保健師が産科医療機関と連携し、保護者へ訪問や面接等により支援を行うことで、早期に聴覚療育が行える体制の整備に重点をおいている。

〈 根拠法令等 : さいたま市新生児聴覚検査フォロー事業実施要綱 〉

#### 新生児聴覚検査フォロー実施状況

検査人数	フォロー件数	精密検査結果		療育につながった件数
		異常なし	医療機関で継続フォロー	
5,822	24	3	21	0

※検査人数は、6月までは協力医療機関、7月以降は助成事業契約医療機関からの報告数

### (3) 先天性代謝異常等検査事業

[保健所]

保健所では、フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症を早期に発見・治療するためマス・スクリーニング検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 先天性代謝異常等検査実施要綱 〉

#### 先天性代謝異常等検査結果

検査件数	6,529
再検査件数	464

### (4) 通訳ボランティアの派遣

[保健所・保健センター]

保健指導に通訳が必要となる際、保健福祉通訳ボランティアを派遣している。今年度は11件の利用があった。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条 〉

### (5) 受胎調節実地指導員の指定申請(埼玉県への経由事務)

[保健所]

〈 根拠法令等 : 母体保護法施行規則第9条 〉

申請件数	0 件
------	-----

## (6) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等からの相談や情報の提供を行うとともに、不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の助成を行うなど総合的な支援を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

### ア 不妊相談(不育相談含む)(27ページ再掲)

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。また、専門的な相談については、カウンセラーによる面接相談及び助産師による電話相談を行っている。

### イ 特定不妊治療費助成

不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精をいう)を受ける市民に対し、その治療費の一部助成を行っている。

#### 特定不妊治療費助成承認実績

助成件数	1,617
------	-------

#### 早期不妊検査費助成承認実績

助成件数	512
------	-----

#### 不育症検査費助成承認実績

助成件数	101
------	-----

## (7) 保健関係団体育成

[保健所・保健センター]

母子の保健と福祉の推進を目的に設立された恩賜財団母子愛育会を本部とした「さいたま市保健愛育会」は、地域に根ざした母子に限定しないボランティア活動を展開している。

現在、中央区、浦和区、南区、緑区、岩槻区で地区愛育会が活動している。

保健所は保健愛育会の事務局として、また、保健センターでは、センター事業への協力依頼や各地区の活動への支援をするなど、連携した地域活動を行っている。

## (8) 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業

[保健所]

新型コロナウイルス感染症の流行下において、不安を抱える妊産婦に対し、分娩前検査費用の助成、感染した妊産婦への保健師等による電話や家庭訪問等の寄り添った支援、オンラインによる保健指導等総合的な支援を実施している。

〈 根拠法令等:母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

事業内容	実績(件)
1 不安を抱える妊婦への分娩前検査	1,016
2 感染した妊産婦への寄り添い型支援	8
3 オンラインによる保健指導等	35



## 第4章 健康づくり

さいたま市における健康づくり事業は「さいたま市ヘルスプラン 21(第2次)」に基づき、「がんの予防」、「循環器疾患・糖尿病の予防」、「歯・口腔の健康」、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・こころの健康」、「喫煙」、「飲酒」の8つの分野で推進している。

保健センターでは、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査の事後指導及びがん検診精密検査未受診者に対する受診勧奨を実施している。

保健所では、健康診査等の医療機関への委託や市民に向けての広報など、統括的な業務を行っている。

### 1 健康手帳の交付

[保健センター]

健康診査の結果やその他健康保持のために必要な事項を記載し、自ら健康管理及び適切な医療の確保に資するため、健康手帳の利用を促している。

平成31年4月より、健康手帳は厚生労働省のホームページからダウンロードする方式となった。本市のホームページにて交付方法について周知している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項 〉

### 2 健康教育

#### (1) 集団健康教育

[保健センター]

主に40歳から64歳の市民及びその家族を対象に、保健センターでテーマ別に健康教室を実施している。また、地域からの依頼による各種健康教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項及び第19条の2 〉

#### 集団健康教育実施状況

	歯周疾患		ロコモティブ・シンドローム (運動器症候群)		慢性閉塞性肺疾患		病態別		薬		一般		合計		
	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	
総数	16	144	0	0	0	0	16	173	0	0	7	189	39	506	
内 訳	西区	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	
	北区	2	18	0	0	0	0	2	14	0	0	0	4	32	
	大宮区	1	9	0	0	0	0	1	7	0	0	0	2	16	
	見沼区	1	5	0	0	0	0	0	0	0	3	59	4	64	
	中央区	3	35	0	0	0	0	5	52	0	0	0	8	87	
	桜区	0	0	0	0	0	0	2	43	0	0	1	18	3	61
	浦和区	1	11	0	0	0	0	1	14	0	0	0	2	25	
	南区	4	43	0	0	0	0	1	9	0	0	2	105	7	157
	緑区	3	18	0	0	0	0	4	34	0	0	0	7	52	
岩槻区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	1	7		

**(2) 健康づくり教育****[保健センター]**

主に 39 歳以下又は 65 歳以上の市民を対象に、保健センターで健康づくり教室を実施している。  
また、地域からの依頼による各種健康づくり教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

**健康づくり教育参加状況**

	開催回数	延 人 員					合計	
		栄養	運動	休養	禁煙	その他		
総 数	48	239	309	0	0	55	603	
内 訳	西 区	5	12	16	0	0	7	35
	北 区	3	18	15	0	0	0	33
	大宮区	6	33	81	0	0	0	114
	見沼区	4	0	91	0	0	0	91
	中央区	8	59	0	0	0	8	67
	桜 区	5	76	0	0	0	0	76
	浦和区	0	0	0	0	0	0	0
	南 区	9	34	99	0	0	8	141
	緑 区	0	0	0	0	0	0	0
	岩槻区	8	7	7	0	0	32	46

**(3) 教室以外のイベント等****[保健センター]**

市民を対象に生活習慣病予防のためのイベント等を保健センターで実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
回数	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
参加者数	0	112	0	0	0	0	300	0	0	0	412

### 3 健康相談

[保健センター]

#### (1) 重点健康相談・総合健康相談

保健センターでは、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が面接・電話等による各種健康相談を実施している。(全区:随時開催)

重点健康相談では、個人の食生活や口腔内の健康状態、その他の生活を勘案して行う疾病別相談に対応している。また、総合健康相談では、健康に関する一般的な相談を受けるとともに、必要に応じて血圧・体脂肪率測定等の計測を行っている。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

#### 重点健康相談・総合健康相談状況

		内容別相談者数(延人員)			
		重点健康相談	総合健康相談	(再掲) 電話相談	合計
総 数		151	310	189	461
内 訳	西 区	2	1	1	3
	北 区	25	51	14	76
	大宮区	3	40	5	43
	見沼区	6	26	1	32
	中央区	20	11	22	31
	桜 区	8	6	12	14
	浦和区	16	58	36	74
	南 区	23	24	36	47
	緑 区	7	82	15	89
	岩槻区	41	11	47	52

#### (2) 健康づくり相談

[保健センター]

39歳以下又は65歳以上の市民を対象に、保健センターで栄養・運動・休養等に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第1項及び第 19 条の 2 〉

#### 健 康 づ く り 相 談 状 況

		相談者数(延人員)	(再掲) 電話相談者数 (延人員)
総 数		296	91
内 訳	西 区	19	0
	北 区	4	2
	大宮区	73	7
	見沼区	84	4
	中央区	20	7
	桜 区	11	9
	浦和区	9	7
	南 区	57	42
	緑 区	2	2
	岩槻区	17	11

#### 4 健康診査

##### (1) 健康増進健康診査

[保健所・保健センター]

40歳以上の生活保護受給者または中国残留邦人支援給付受給者を対象に、生活習慣病予防に着目した健康診査を、市内個別医療機関で実施している。

検査項目	問診、身体測定、血圧測定、内科的診察(打聴診)、尿、肝機能、腎機能、脂質、血糖
------	---

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

##### 年齢区分別受診者数 (人)

年齢	受診者
総数	2,048
40～49歳	227
50～59歳	338
60～64歳	214
65～69歳	238
70～74歳	363
75歳以上	668

##### 主な検査項目別の受診者数及び検査結果別人員

(その1)

(人)

年齢	血 圧	(再掲)		脂質異常	(再掲)		糖 尿 病	(再掲)		
		高血圧症 ① (a)	高血圧症 ② (b)		脂質異常 ① (c)	脂質異常 ② (d)		糖尿病① (e)	糖尿病② (f)	
総数	2,048	454	700	2,048	633	612	2,048	1,244	423	
男	40～49歳	119	22	31	119	36	49	119	52	16
	50～59歳	217	43	70	217	61	85	217	124	45
	60～64歳	136	25	55	136	46	41	136	79	36
	65～69歳	151	36	66	151	45	53	151	84	51
	70～74歳	198	50	66	198	72	46	198	132	45
	75歳以上	281	78	101	281	84	68	281	174	58
	計	1,102	254	389	1,102	344	342	1,102	645	251
女	40～49歳	108	16	18	108	37	33	108	48	14
	50～59歳	121	19	28	121	37	49	121	69	21
	60～64歳	78	12	23	78	20	24	78	45	17
	65～69歳	87	19	27	87	35	27	87	56	16
	70～74歳	165	43	54	165	44	44	165	110	38
	75歳以上	387	91	161	387	116	93	387	271	66
	計	946	200	311	946	289	270	946	599	172

(a) = ①収縮期血圧が130mmHg以上140mmHg未満かつ拡張期血圧90mmHg未満である者  
②収縮期血圧が140mmHg未満かつ拡張期血圧85mmHg以上90mmHg未満である者

(b) = 収縮期血圧140mmHg以上、または拡張期血圧90mmHg以上の者

(c) = ①中性脂肪150mg/dl以上300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上かつLDLコレステロール140mg/dl未満の者  
②中性脂肪300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上40mg/dl未満かつLDLコレステロール140mg/dl未満の者  
③中性脂肪300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上かつLDLコレステロール120mg/dl以上140mg/dl未満の者

(d) = 中性脂肪300mg/dl以上、またはHDLコレステロールが35mg/dl未満、またはLDLコレステロール140mg/dl以上の者

(e) = 空腹時血糖100mg/dl以上126mg/dl未満またはHbA1c5.6%以上6.5%未満の者

(f) = 空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上の者

(その2)

(人)

年齢	貧血 (疑いを含む)	肝疾患 (疑いを含む)	うちアルコール性 (疑いを含む) 【再掲】	腎機能障害 (疑いを含む)	たばこ		
					吸っていない	吸っている	
総数	0	237	0	0	1,479	569	
男	40～49歳	0	21	0	0	60	59
	50～59歳	0	40	0	0	125	92
	60～64歳	0	21	0	0	80	56
	65～69歳	0	32	0	0	84	67
	70～74歳	0	24	0	0	127	71
	75歳以上	0	20	0	0	221	60
	計	0	158	0	0	697	405
女	40～49歳	0	16	0	0	74	34
	50～59歳	0	12	0	0	89	32
	60～64歳	0	9	0	0	55	23
	65～69歳	0	13	0	0	71	16
	70～74歳	0	12	0	0	133	32
	75歳以上	0	17	0	0	360	27
	計	0	79	0	0	782	164

## (2) 女性のヘルスチェック

【保健所・保健センター】

18歳から39歳までの女性の健康づくりの一環として、生活習慣病や貧血などの早期発見及び予防を図るための健康診査を市内個別医療機関で実施している。

また、健診の結果、医師からの指示があった者に対し、健康相談・電話相談・家庭訪問等による保健指導を行っている。

【内容】問診、身体測定、血圧測定、打聴診、血液検査(貧血検査・血液生化学検査)

〈 根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項 〉

## 女性のヘルスチェック受診状況

(人)

年齢	受診者	指導区分別実人員		
		異常認めず	要指導	要医療
18～19歳	69	14	50	5
20～29歳	2,564	949	1,300	315
30～39歳	5,817	2,092	2,869	856
計	8,450	3,055	4,219	1,176

事後指導対象者数	379
----------	-----

(3) B型・C型肝炎ウイルス検診

[保健所・保健センター]

【対象者】・節目検診 40歳の者

・節目外検診 41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診していないもの

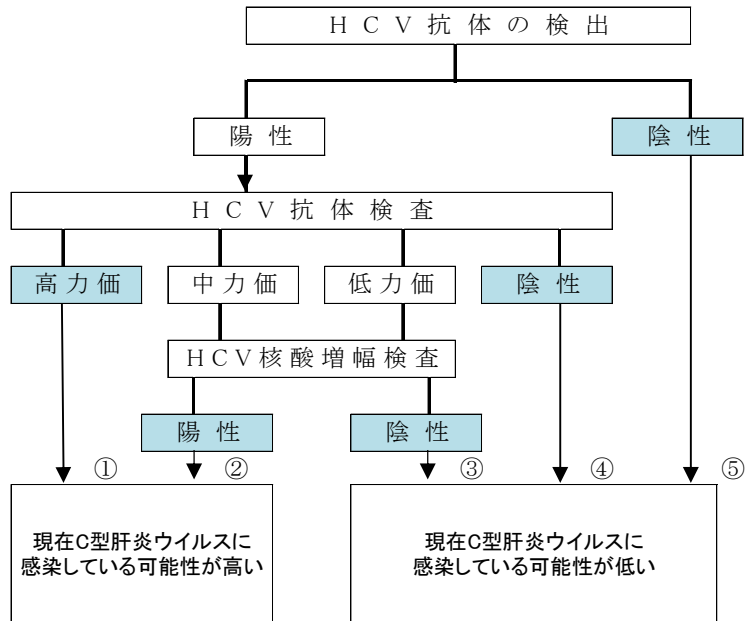
〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

B型・C型肝炎ウイルス検診結果状況

(人)

		B型肝炎ウイルス検査判定結果			C型肝炎ウイルス検査判定結果					計
		陰性	陽性	計	現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い		現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い			
					①HCV抗体高力価	②HCV核酸増幅陽性	③HCV核酸増幅陰性	④HCV抗体陰性	⑤HCV抗体の検出陰性	
節目	40歳	1,120	0	1,120	0	0	1	7	1,112	1,120
節目外	41～44	776	4	780	2	0	1	4	773	780
	45～49	812	0	812	0	0	1	2	809	812
	50～54	801	2	803	2	0	3	1	796	802
	55～59	625	2	627	1	0	2	4	619	626
	60～64	826	4	830	0	0	3	1	821	825
	65～69	1,315	12	1,327	2	0	5	4	1,315	1,326
	70歳以上	2,559	13	2,572	15	1	22	16	2,516	2,570
	計	7,714	37	7,751	22	1	37	32	7,649	7,741
合計		8,834	37	8,871	22	1	38	39	8,761	8,861

【C型肝炎ウイルス検査判定の流れ】



**(4) 骨粗しょう症検診****[保健所・保健センター]**

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的として、女性に対し、骨粗しょう症検診(骨密度測定(DIP法))を市内個別医療機関で実施している。なお、検診結果に基づく相談は、保健センターで実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 19 条の 2 〉

**骨粗しょう症検診受診状況** (人)

年齢	受診者(女)	指導区別状況		
		要精検	要指導	異常認めず
40歳	927	0	4	923
45歳	569	0	5	564
50～59歳	4,463	31	287	4,145
60～69歳	6,731	400	1,905	4,426
70～79歳	10,030	1,936	4,621	3,473
80歳	679	203	331	145
計	23,399	2,570	7,153	13,676

**健康増進法に該当する受診者(再掲)** (人)

年齢	受診者(女)	指導区別状況		
		要精検	要指導	異常認めず
40歳	927	0	4	923
45歳	569	0	5	564
50歳	607	0	11	596
55歳	401	2	34	365
60歳	501	11	81	409
65歳	737	43	197	497
70歳	1,011	124	419	468
計	4,753	180	751	3,822

(5) がん検診

[保健所・保健センター]

がんの早期発見やがん予防に関する知識の普及を目的として、市内個別医療機関で各種がん検診を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 19 条の 2 〉

① 胃がん

対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
394,422	78,014	19.8

ア 男性

	R2年度 受診者 (人)	R1年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
胃部 X線 検査	40～44歳	291	477	8	2	0	0	6	0	0
	45～49歳	247	403	12	3	0	0	7	0	2
	50～54歳	298	414	4	0	0	0	3	0	1
	55～59歳	337	404	6	0	0	0	5	0	1
	60～64歳	465	611	31	6	0	1	14	6	4
	65～69歳	848	1,237	46	6	0	0	31	6	3
	70～74歳	1,231	1,673	77	3	7	0	53	7	7
	75～79歳	907	1,280	48	2	3	0	35	3	5
	80歳以上	791	966	34	1	1	0	25	4	3
	計	5,415	7,465	266	23	11	1	179	26	26
内視鏡 検査	40～44歳	1,082	1,414	49	1	1	3	42	2	0
	45～49歳	1,362	1,502	86	0	2	16	68	0	0
	50～54歳	1,436	1,577	79	0	1	11	65	2	0
	55～59歳	1,533	1,697	80	2	3	10	65	0	0
	60～64歳	2,016	2,244	158	0	8	38	108	3	1
	65～69歳	3,699	4,388	302	2	17	70	203	6	4
	70～74歳	6,249	6,916	566	1	53	128	373	7	4
	75～79歳	5,603	6,771	542	2	42	113	369	8	8
	80歳以上	5,556	5,854	510	3	63	111	320	6	7
	計	28,536	32,363	2,372	11	190	500	1,613	34	24
合 計	33,951	39,828	2,638	34	201	501	1,792	60	50	



イ 女性

	R2年度 受診者 (人)	R1年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
胃 部 X 線 検 査	40～44歳	708	1,010	12	1	0	0	8	3	0
	45～49歳	630	816	11	4	0	0	6	0	1
	50～54歳	535	724	7	0	0	0	6	0	1
	55～59歳	557	745	20	1	0	0	16	1	2
	60～64歳	640	860	20	1	0	1	14	1	3
	65～69歳	849	1,229	38	2	0	1	29	2	4
	70～74歳	1,173	1,487	44	2	1	0	33	3	5
	75～79歳	767	1,061	32	3	0	0	24	3	2
	80歳以上	665	786	21	1	0	0	15	3	2
計	6,524	8,718	205	15	1	2	151	16	20	
内 視 鏡 検 査	40～44歳	2,295	2,899	69	1	0	15	49	3	1
	45～49歳	2,643	3,068	100	0	2	16	80	2	0
	50～54歳	2,811	3,308	106	0	4	16	83	3	0
	55～59歳	2,912	3,495	134	2	6	25	99	2	0
	60～64歳	3,174	3,841	157	1	12	30	112	1	1
	65～69歳	4,722	5,887	268	1	9	58	194	3	3
	70～74歳	7,406	8,457	469	4	26	116	309	10	4
	75～79歳	6,272	7,564	430	1	25	96	292	11	5
	80歳以上	5,304	5,593	337	1	20	76	226	8	6
計	37,539	44,112	2,070	11	104	448	1,444	43	20	
合 計	44,063	52,830	2,275	26	105	450	1,595	59	40	

ウ 合計

	R2年度 受診者 (人)	R1年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員					
				異常認め ず	がんであ った	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握
胃部X線検査	11,939	16,183	471	38	12	3	330	42	46
内視鏡検査	66,075	76,475	4,442	22	294	948	3,057	77	44
合 計	78,014	92,658	4,913	60	306	951	3,387	119	90

※国民健康保険課で実施している国保人間ドックを受診した市民は1,876人。

年金医療課で実施している後期高齢者人間ドックを受診した市民は756人。

検診項目として、胃がん検診が含まれることから、胃がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると80,646人・20.4%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：9.3%、女性14.6%(対象者は50～74歳の全人口)

※胃内視鏡検査時に生検を受診せず、かつ要精密検査ではなかった者のうち、がんであったのは35人。

## ② 肺がん・結核

対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
394,422	112,546	28.5

### ア 男性

	R2年度 受診者 (人)	R1年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要精密検査結果別人員							
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握	
胸部エ ックス 線 検 査 の み	40～44歳	1,180	1,789	40	13	0	0	20	0	1	6
	45～49歳	1,320	1,618	44	14	1	1	17	0	7	4
	50～54歳	1,520	1,763	57	13	0	0	25	0	10	9
	55～59歳	1,650	1,833	62	17	0	0	30	0	8	7
	60～64歳	2,392	2,697	110	26	0	3	52	0	15	14
	65～69歳	5,752	6,909	315	81	5	10	155	0	35	29
	70～74歳	10,236	11,101	618	132	9	24	329	1	63	61
	75～79歳	9,259	10,829	642	124	11	27	342	1	82	56
	80歳以上	10,584	10,915	756	108	13	22	433	2	104	76
計	43,893	49,454	2,644	528	39	87	1,403	4	325	262	
胸部エ ックス 線 検 査 及 び 喀 痰 細 胞 診	40～44歳	14	28	0	0	0	0	0	0	0	0
	45～49歳	24	37	0	0	0	0	0	0	0	0
	50～54歳	65	64	2	0	0	0	2	0	0	0
	55～59歳	70	80	6	2	0	0	4	0	0	0
	60～64歳	130	155	8	2	0	0	3	0	2	1
	65～69歳	273	355	27	11	0	2	12	0	0	2
	70～74歳	470	562	49	12	1	3	25	0	5	3
	75～79歳	416	506	57	10	0	3	31	0	8	5
	80歳以上	401	410	43	6	1	1	27	0	4	4
計	1,863	2,197	192	43	2	9	104	0	19	15	

イ 女性

	R2年度 受診者 (人)	R1年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要精密検査結果別人員(人)							
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握	
胸部エックス線検査のみ	40～44歳	3,012	4,037	81	44	0	1	20	0	11	5
	45～49歳	3,164	3,627	73	37	0	1	24	0	7	4
	50～54歳	3,345	3,865	107	50	0	2	38	0	9	8
	55～59歳	3,648	4,231	111	36	0	2	51	0	13	9
	60～64歳	4,834	5,671	175	53	0	4	91	0	19	8
	65～69歳	8,592	10,404	436	129	8	8	228	0	38	25
	70～74歳	14,364	15,604	664	165	3	22	369	0	64	41
	75～79歳	11,928	13,993	676	165	8	23	368	0	57	55
	80歳以上	13,538	14,318	882	183	15	29	464	4	118	73
	計	66,425	75,750	3,205	862	34	92	1,653	4	336	228
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40～44歳	12	26	0	0	0	0	0	0	0	0
	45～49歳	19	15	0	0	0	0	0	0	0	0
	50～54歳	20	20	2	1	0	0	1	0	0	0
	55～59歳	22	39	2	1	0	0	0	0	0	1
	60～64歳	35	38	3	2	0	0	1	0	0	0
	65～69歳	46	77	7	2	0	1	4	0	0	0
	70～74歳	83	102	10	2	0	0	7	0	0	1
	75～79歳	72	95	14	1	1	0	8	0	2	2
	80歳以上	56	65	5	0	0	0	4	0	0	1
	計	365	477	43	9	1	1	25	0	2	5

ウ 合計

	R2年度 受診者 (人)	R1年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要精密検査結果別人員(人)						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握
胸部エックス線検査のみ	110,318	125,204	5,849	1,390	73	179	3,056	8	661	490
胸部X線検査及び喀痰細胞診	2,228	2,674	235	52	3	10	129	0	21	20
合計	112,546	127,878	6,084	1,442	76	189	3,185	8	682	510

※国民健康保険課で実施している国保人間ドックを受診した市民は1,876人。

年金医療課で実施している後期高齢者人間ドックを受診した市民は756人。

検診項目として、肺がん検診が含まれることから、肺がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると115,178人・29.2%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性:8.1%、女性13.7%(対象者は40～74歳の全人口)

### ③ 大腸がん

対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
394,422	99,049	25.1

	R2年度 受診者 (人)	R1年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
大腸がん (男)	40～44歳	1,156	1,758	84	17	0	0	31	19	17
	45～49歳	1,283	1,587	93	12	2	1	43	21	14
	50～54歳	1,439	1,690	99	11	2	0	49	18	19
	55～59歳	1,574	1,759	99	9	3	1	52	17	17
	60～64歳	2,324	2,638	191	10	9	0	108	38	26
	65～69歳	5,298	6,300	535	29	27	6	314	108	51
	70～74歳	9,325	10,248	979	60	43	7	568	187	114
	75～79歳	8,396	9,943	1,079	87	32	5	636	209	110
	80歳以上	8,920	9,248	1,157	94	44	9	570	304	136
	計	39,715	45,171	4,316	329	162	29	2,371	921	504
大腸がん (女)	40～44歳	3,011	4,130	244	76	2	2	82	47	35
	45～49歳	3,242	3,728	189	44	3	0	72	36	34
	50～54歳	3,340	3,873	195	52	1	1	87	31	23
	55～59歳	3,653	4,300	187	32	4	0	99	31	21
	60～64歳	4,619	5,370	268	51	8	2	151	36	20
	65～69歳	7,870	9,551	488	74	23	2	263	81	45
	70～74歳	12,829	13,945	814	131	23	3	464	142	51
	75～79歳	10,557	12,359	903	118	25	8	504	171	77
	80歳以上	10,213	10,667	1,050	99	31	5	451	331	133
	計	59,334	67,923	4,338	677	120	23	2,173	906	439
合計	99,049	113,094	8,654	1,006	282	52	4,544	1,827	943	

※国民健康保険課で実施している国保人間ドックを受診した市民は1,876人。

年金医療課で実施している後期高齢者人間ドックを受診した市民は756人。

検診項目として、大腸がん検診が含まれることから大腸がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると101,681人・25.8%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：7.2%、女性12.8%（対象者は40～74歳の全人口）

#### ④ 子宮がん

対象者（人）	令和2年度受診者（人）	令和元年度受診者（人）	2年連続受診者（人）	受診率（％）
308,961	43,663	45,332	6,592	26.7

※受診率＝（令和2年度受診者＋令和元年度受診者－2年連続受診者）／対象者＊100

※妊婦健康診査での20歳以上の子宮頸がん検診受診者も含む

	R2年度 受診者 （人）	R1年度 受診者 （人）	要精密 検査 （人）	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑い がある	がん以外の 疾患	未受診	未把握	
頸 部	20～24歳	1,238	1,205	20	3	0	1	9	4	3
	25～29歳	2,764	2,704	57	6	1	0	40	7	3
	30～34歳	3,962	4,110	71	13	1	0	44	5	8
	35～39歳	4,685	4,818	70	3	4	1	46	15	1
	40～44歳	4,140	4,594	56	3	0	2	41	6	4
	45～49歳	4,367	4,559	45	5	3	1	26	6	4
	50～54歳	3,487	3,689	26	1	0	1	16	8	0
	55～59歳	2,534	2,620	12	1	0	3	8	0	0
	60～64歳	1,910	1,877	5	1	2	0	2	0	0
	65～69歳	1,806	1,953	8	0	1	1	3	2	1
	70～74歳	1,881	1,786	6	1	1	0	3	1	0
	75～79歳	948	1,079	4	0	0	1	1	1	1
	80歳以上	484	489	3	0	0	0	1	2	0
計	34,206	35,483	383	37	13	11	240	57	25	
体 部	20～24歳	41	40	0	0	0	0	0	0	0
	25～29歳	159	171	0	0	0	0	0	0	0
	30～34歳	428	444	0	0	0	0	0	0	0
	35～39歳	754	771	0	0	0	0	0	0	0
	40～44歳	2,567	2,755	7	3	1	0	2	1	0
	45～49歳	3,072	3,148	10	3	1	1	4	0	1
	50～54歳	2,486	2,597	9	0	1	0	4	3	1
	55～59歳	1,621	1,565	10	0	7	0	1	1	1
	60～64歳	1,083	978	3	1	2	0	0	0	0
	65～69歳	901	910	9	2	2	0	1	3	1
	70～74歳	847	737	4	0	1	0	1	1	1
	75～79歳	389	381	1	0	0	0	1	0	0
	80歳以上	149	172	1	0	0	0	0	0	1
計	14,497	14,669	54	9	15	1	14	9	6	

※20歳以上の妊婦健康診査の受診者数9,457人を除く

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は13.1%（対象者は20～74歳の全人口）

⑤ 乳がん

対象者（人）	令和2年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	令和元年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	2年連続視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	受診率（%）
242,565	23,483	22,893	78	19.1

※受診率＝（令和2年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者＋令和元年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者－2年連続視触診方式及びマンモグラフィ受診者）／対象者＊100

	R2年度受診者（人）	R1年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員						
				異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	未受診	未把握	
視触診方式のみ	40～44歳	13	26	2	0	0	0	1	1	0
	45～49歳	8	11	0	0	0	0	0	0	0
	50～54歳	3	13	0	0	0	0	0	0	0
	55～59歳	16	13	1	0	1	0	0	0	0
	60～64歳	19	7	0	0	0	0	0	0	0
	65～69歳	28	22	0	0	0	0	0	0	0
	70～74歳	58	52	3	0	0	1	0	0	2
	75～79歳	73	79	2	0	0	0	1	1	0
	80歳以上	114	89	0	0	0	0	0	0	0
	計	332	312	8	0	1	1	2	2	2
視触診方式及びマンモグラフィ	40～44歳	3,003	4,179	344	71	9	3	226	10	25
	45～49歳	3,186	3,439	369	78	8	8	253	7	15
	50～54歳	3,034	2,896	277	64	13	3	175	4	18
	55～59歳	2,643	2,482	197	72	8	5	93	9	10
	60～64歳	2,317	2,087	177	52	13	6	96	7	3
	65～69歳	2,669	2,437	185	60	12	2	90	6	15
	70～74歳	3,295	2,700	212	58	16	6	110	7	15
	75～79歳	2,144	1,782	153	45	17	3	78	4	6
	80歳以上	1,192	891	69	20	9	1	31	3	5
	計	23,483	22,893	1,983	520	105	37	1,152	57	112
合計	23,815	23,205	1,991	520	106	38	1,154	59	114	

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は12.5%（対象者は40～74歳の全人口）

⑥ 前立腺がん

	R2年度 受診者(人)	R1年度 受診者(人)	要精密検査 (人)	精密検査 受診者(人)	がんであった者 (人)
50～54歳	1,178	1,482	21	12	1
55～59歳	1,242	1,385	42	25	2
60～64歳	1,740	1,980	116	71	14
65～69歳	3,413	4,181	264	164	24
70～74歳	5,640	5,927	555	279	40
75～79歳	4,529	4,939	554	255	52
80歳以上	1,004	834	99	47	7
計	18,746	20,728	1,651	853	140

※平成26年度から、対象者を50歳以上80歳以下で前年度未受診の方に変更

(6) がん検診要精密検査未受診者対策

[保健所・保健センター]

精密検査受診率向上を目的として、一次検診受診後約4ヶ月が経過の際、精密検査受診未把握者を対象に「受診状況確認」と「受診勧奨」を実施している。

また、乳がん検診及び子宮がん検診については、未把握(返信なし)者に対し、さらに電話等にて受診勧奨を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2及びがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針等 〉

精密検査未受診者状況

(人)

検診	発送数	再 掲					その他
		受診	未受診理由(複数回答あり)				
			今後受診 予定	忙しい	医師の説明 不十分	怖い・心 配	
総数	3,176	1,242	209	27	41	12	210
胃がん	229	108	18	2	2	0	10
肺がん	917	375	29	5	16	1	57
大腸がん	1,769	613	138	13	21	11	120
子宮頸がん	43	24	4	1	0	0	2
子宮体がん	8	5	1	0	0	0	1
乳がん	210	117	19	6	2	0	20

※令和元年9月発送分(令和元年4・5月受診者)から令和2年7月発送分(令和2年3月受診者)まで

※令和元年度受診者より「受診状況確認」「受診勧奨」の様式を変更

**(7) 成人歯科健康診査****[保健所・保健センター]**

40歳から75歳の市民(4月1日生まれの75歳を除く)を対象に、成人期の歯周疾患・う蝕等歯科疾患の予防及び口腔衛生に対する意識の高揚を図るため、市内個別医療機関で成人歯科健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診(歯周疾患、う蝕の有無など)、歯科保健指導  
 (根拠法令等：健康増進法第19条の2)

**①受診者及び指導区分別状況**

(人)

年 齢	受診者	健診結果		
		要精密検査	要指導	異常認めず
40～49歳	1,251	641	466	144
50～59歳	1,059	529	431	99
60～69歳	1,047	563	374	110
70～75歳	865	494	284	87
合 計	4,222	2,227	1,555	440

**②要精検者の内訳(複数)****③受診者及び指導区分別状況(健康増進法分)(人)**

精 検 内 容	延人員
歯周ポケット1(4～5mm)	1,423
歯周ポケット2(6mmを超える)	411
未処置歯あり	826
要補綴歯あり	164
生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する	57
その他の所見あり	171

年 齢	受診者	健診結果		
		要精密検査	要指導	異常認めず
40歳	309	163	110	36
50歳	114	65	36	13
60歳	83	44	33	6
70歳	147	82	52	13
計	653	354	231	68

**④要精検者の状況(令和元年度の精密検査結果)(健康増進法分)**

(人)

年 齢	要精密検査者	精密検査受診者			未受診	未把握
		異常認めず	歯周疾患であつた者	歯周疾患以外であつた者		
40歳	209	24	29	40	22	94
50歳	62	10	12	9	4	27
60歳	56	11	11	9	4	21
70歳	120	12	38	11	11	48
計	447	57	90	69	41	190



**(8) 口腔機能健康診査****[保健所・保健センター]**

77歳以上（4月1日生まれを除く81歳及び4月1日生まれの80歳のうち後期高齢者医療被保険者を除く）、4月1日生まれの76歳、4月1日生まれを除く76歳及び4月1日生まれの75歳のうち後期高齢者医療被保険者ではない市民を対象に、高齢期における口腔機能低下及びそれに伴う誤嚥性肺炎等の疾病予防を図るため、市内個別医療機関で口腔機能健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診（歯周疾患、う蝕の有無など）、口腔機能評価  
 〈 根拠法令等 : さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例第8条の(6) 〉

**①受診者及び指導区分別状況****(人)**

受診者	健診結果		
	要精検・要治療	要指導	異常なし
916	556	188	172

**②要精検・要治療者の内訳(複数) (人)**

要精検・要治療内容	延人員
う蝕	185
歯周疾患	465
義歯	87
口腔機能	98
その他	34

**(9) 訪問歯科健康診査****[保健所・保健センター]**

40歳以上の在宅要介護者で健診の機会に恵まれない市民を対象に、口腔状態の改善を図るため、歯科医師、歯科衛生士が訪問し、歯科健診と歯科保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 歯科口腔保健の推進に関する法律第9条 〉

**訪問歯科健康診査実施状況****(人)**

	受診者
総数	0

## 5 訪問指導

[保健センター]

健康問題を抱えており保健指導が必要と認められる者またはその家族等(介護予防事業対象者・介護保険の給付を受けている者・特定保健指導を受けている者を除く)を対象に、疾病の予防及び健康の保持・増進を図るため、保健センターの保健師・管理栄養士・歯科衛生士が家庭訪問を実施し、必要な保健指導や助言を行っている。

( 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項・第 19 条の 2 )

### 訪問指導実施状況

#### 40 歳以上を対象にした訪問

	要指導者等		閉じこもり 予防		介護家族者		寝たきり者				認知症のもの		その他		合計		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員		延人員		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
							口腔衛 生指導	栄養 指導	口腔衛 生指導	栄養 指導							
総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 訳	西 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見沼区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浦和区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩槻区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### 40 歳未満を対象とした訪問

	女性ヘルスチェック 事後指導者		身体障害		知的障害		その他		合計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 訳	西 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見沼区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浦和区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩槻区	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 6 栄養・食生活

地域における行政栄養士業務の基本指針に基づき、保健センターでは健康づくり教室、生活習慣の改善等の健康づくり相談、栄養指導等の市民に対する直接的な事業を行い、保健所では、健康づくり・栄養改善事業の企画立案・専門的な情報の収集・提供、栄養関係団体等の支援及び栄養指導、給食施設の栄養管理指導等を実施している。

### (1) 栄養関係団体等育成支援

[保健所]

保健所では、地域において健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組みを推進する栄養関係団体(3団体)に対し、育成及び支援を行っている。

このうち、食生活改善推進員協議会に対して、保健センターでは推進員の養成及び地区会員の育成、保健所では地区リーダーの育成などの支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について  
(平成 25 年 3 月 29 日健が発 0329 第 4) 〉

#### 栄養関係団体の概要及び支援状況

団体名	会員等	支援状況(回)	
		役員会等	研修会等
さいたま市保健所管内給食研究会	病院・事業所等の給食管理者、栄養士、調理師等 会員施設数 51施設	3	0
地域活動栄養士会	地域で活動する栄養士	—	1
さいたま市食生活改善推進員協議会	地域で活動する食生活改善推進員養成講座等修了者 グループ数 39グループ、会員数 571人	3	1
合 計		6	2

**栄養関係団体等育成事業実施状況**

実施日・会場	内 容	講 師	対 象 者	参加者数
令和2年9月18日 さいたま市保健所	第1回 給食施設従事者等研修会 講義 「給食施設における栄養管理について」 ～利用者に応じた給食から健康増進へつなげ ましょう～	人間総合科学大学 人間科学部 健康栄養学科 教授 白石 弘美 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある学校・事業所等に 従事する施設管理者、 栄養士、調理師等	10名
令和2年7月30日 さいたま市保健所	嚥下調整食に関する情報交換会 内容 「各病院・施設で提供している食事の食形態について」 「食形態等の課題の共有と課題解決のための必要な 取組について」	さいたま市立病院 診療部リハビリテーション科 言語聴覚士	市内の病院、介護老人 保健施設及び老人福祉 施設の栄養士、看護師 等	7名
令和2年12月3日 さいたま市保健所	嚥下調整食に関する相談会【1日目】 内容 「各病院・施設で提供している食事の食形態について の相談」	さいたま市立病院 診療部栄養科 管理栄養士 診療部リハビリテーション科 言語聴覚士	市内の介護老人保健 施設及び特別養護老人 ホームの栄養士、看護 師等	10名
令和2年12月4日 さいたま市保健所	嚥下調整食に関する相談会【2日目】 内容 「各病院・施設で提供している食事の食形態について の相談」	さいたま市立病院 診療部栄養科 管理栄養士 診療部リハビリテーション科 言語聴覚士	市内の介護老人保健 施設及び特別養護老人 ホームの栄養士、看護 師等	11名
令和3年3月19日 ※書面開催	さいたま市行政栄養士人材育成ガイドラインに基づく ブラッシュアップ研修会 内容 各所属からの報告「今年度に取り組んだ業務と業務を 進める上で試みた工夫」 報告 テーマ「自分自身の活動を振り返り、次へつなげる 活動について確認してみましょう」 ～「能力到達状況チェックシート」から～ 報告「取組みシート一覧」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士  国立保健医療科学院 生涯健康研究部 上席主任研究官 石川 みどり 氏	さいたま市の市長部局 の栄養士	21名
令和2年10月2日 浦和区保健センター	さいたま市食生活改善推進員協議会 10区合同研修会 講義 「生活習慣病予防の食事」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市食生活改善 推進員協議会の10区リ ーダー	41名
合 計				100名

**(2) 食生活改善推進員養成講座**

【保健センター】

地域における食生活改善のため組織的活動を行う推進員となって、ボランティア活動に参加できる市民を対象に、1コース 4日間の養成講座を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

- 【内容】
- ①健康づくりについての総論
  - ②健康づくりのための食生活・運動・休養・歯についての講義及び実習・実技
  - ③食品衛生と食の安全についての講義
  - ④食生活改善地域組織活動について

〈 根拠法令等：食育基本法第21条 〉

### (3) 食生活改善推進員育成支援

[保健センター]

食生活改善推進員が、地域の健康づくりや食育の推進に関する専門的知識をさらに深め、地域ボランティアとしての資質向上を図るため研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 21 条 〉

#### 食生活改善推進員育成支援実施状況

		開催回数	参加延人員	内 容
総 数		49	518	・講義
内	西 区	13	129	
	北 区	8	73	
	大宮区	3	25	
	見沼区	6	65	
	中央区	2	36	
	桜 区	5	58	
訳	浦和区	4	31	
	南 区	4	51	
	緑 区	3	15	
	岩槻区	1	35	

### (4) 親子食育講座（健康づくり教室 再掲）

[保健センター]

食習慣の基礎づくりの時期である幼児期の親子を対象に、望ましい食習慣を理解し、実践できるようになることを目的として実施している。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。代替として市ホームページにて、「お家でできる食育」の紹介を行った。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 19 条・第 21 条 〉

### (5) 食育推進情報交換会

[保健センター]

市内小・中学校等の栄養教諭・学校栄養職員等と食育に関する情報交換を行うことで、それぞれの現場における問題や課題に対する取組みについての情報を共有し、今後の食育の普及啓発に活用することを目的として実施している。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 3 年度に延期となった。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 21 条 〉

**(6) 給食施設等指導****[保健所]**

喫食者(市民)の健康づくりのための食環境を整備するため、保健所では、病院、保育所、福祉施設、学校等の給食施設における栄養管理状況を把握し、必要に応じて施設の巡回指導、電話、来所相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号・第 20 条・第 22 条 〉

**施設の種別別栄養管理状況等把握状況**

施設の種別	施設数 (令和2年度末現在)	特定給食施設			小規模給食施設・その他給食施設		
		施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更 廃止届出数	施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更 廃止届出数
小学校	111	110	108	122	1	2	0
中学校	62	62	62	81	0	0	0
高校・幼稚園等	85	67	19	47	18	12	10
病院	40	31	24	34	9	15	4
介護老人保健施設	27	25	19	14	2	4	5
介護医療院	1	1	0	1	0	0	0
老人福祉施設	96	62	57	32	34	36	16
児童福祉施設	297	93	137	113	204	152	83
社会福祉施設	25	4	4	1	21	20	9
事業所	58	41	40	13	17	15	5
寄宿舎	2	1	0	0	1	1	1
矯正施設	1	1	1	0	0	1	0
自衛隊	1	1	1	0	0	0	0
一般給食センター	1	1	1	0	0	0	0
その他	64	18	15	9	46	47	24
計	871	518	488	467	353	305	157

**給食施設等指導状況**

	特定給食施設		その他の 給食施設	計
	1回100食以上 又は 1日250食以上	1回300食以上 又は 1日750食以上		
栄養管理指導 延べ施設数	67	58	124	249

**(7) 国民健康・栄養調査（厚生労働省委託事業）**

**[保健所]**

保健所では、国からの委託を受けて、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、「国民健康・栄養調査」を行っている。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調査は中止となった。

- 【内容】
- ・栄養摂取状況調査：世帯全員の食事記録（1 日分）及び歩行数
  - ・身体状況調査：身長・体重・腹囲・血圧・血液検査・服薬の有無・運動の状況
  - ・生活習慣調査：満 20 歳以上 生活習慣（休養・睡眠・飲酒・喫煙・歯の健康）

〈 根拠法令等：健康増進法第10条 〉

**(8) 栄養関係相談・指導**

**[保健所]**

保健所では、健康増進法及び食品表示法に基づき下記の相談・指導を実施している。

**① 食品表示法に基づく相談・指導**

市内の食品製造業者や健康食品製造業者等から、販売食品（保健機能食品を含む）の栄養表示に関する相談・指導業務を実施している。

相談件数	48 件
------	------

**② 虚偽・誇大広告に関する相談・指導（健康増進法第 31 条第 1 項）**

市内の健康食品製造業者や広告代理店等から、販売食品のパッケージの表示内容や商品を掲載している広告媒体（チラシ・インターネット等）に関する相談・指導業務を実施している。

相談・指導件数	1 件
---------	-----

**③ 栄養相談**

市民を対象に、栄養相談を実施している。

相談件数	1 件
------	-----

## 7 歯科保健

保健センターでは、歯科健康教育・身近な歯や口腔に関する相談などを実施し、保健所では、専門的な歯科保健事業を実施している。

### (1) 歯科保健教室

[保健センター]

39歳以下又は65歳以上の市民を対象に、保健センターで歯科保健教室を実施している。また、地域からの依頼による歯科保健教室を実施している。

〈 根拠法令等：健康増進法第17条第1項及び第19条の2〉

#### 歯科保健教室実施状況

		回数	延人員
総数		14	271
内 訳	西区	1	7
	北区	1	8
	大宮区	0	0
	見沼区	3	54
	中央区	1	15
	桜区	0	0
	浦和区	1	37
	南区	6	133
	緑区	1	17
	岩槻区	0	0

### (2) 歯科相談

[保健所]

歯や口腔に関するさまざまな悩みをもつ人に、嘱託歯科医師、歯科衛生士が相談指導を実施している。

〈 根拠法令等：地域保健法第6条 〉

#### 歯科相談実施状況

来所相談		電話相談	
実人員	延人員	実人員	延人員
0人	0人	0人	0人

### (3) 訪問口腔衛生指導

[保健所]

歯や口腔に問題を抱えながら在宅療養をしている者とその家族等を対象に、保健所の歯科衛生士が家庭訪問を実施し、疾病予防などに関する必要な保健指導や助言を行っている。

〈 根拠法令等：地域保健法第6条 〉

#### 訪問口腔衛生指導実施状況

実人員	延人員
0人	0人



## 8 特定保健指導（積極的支援）

[保健センター]

さいたま市は国民健康保険加入者(40歳から74歳)に対して、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施している。健康診査の結果、「動機づけ支援」に該当した者は健康診査の実施医療機関において特定保健指導を行い、また、「積極的支援」に該当した者に対しては各区保健センターで特定保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 高齢者の医療の確保に関する法律 〉

(令和3年5月末現在)

	積極的支援		
	対象者数	実施者数	実施率
総数	1,029	111	10.8%
西区	75	8	10.7%
北区	126	10	7.9%
大宮区	116	11	9.5%
見沼区	134	18	13.4%
中央区	66	3	4.5%
桜区	73	4	5.5%
浦和区	117	19	16.2%
南区	149	13	8.7%
緑区	99	9	9.1%
岩槻区	74	16	21.6%

## 9 健康被害対策

[保健所]

保健所では、公害などで、市民の健康に影響が生じた場合、健康相談の窓口として現状把握等に努めている。

### (1) 光化学スモッグ健康被害状況の把握

光化学スモッグ注意報等は、埼玉県が発令し、市は防災無線などにより周知を図っている。

光化学スモッグが発生すると、目やのどへの刺激などの健康被害が生じる場合がある。市内でこのような健康被害が発生した場合、被害状況を集計し、埼玉県に報告している。また、必要に応じて調査等を実施している。

令和2年度のさいたま市を含む県南中部の発令状況は、注意報6回、警報0回であった。また、健康被害の報告は1件だった。

### (2) 石綿による健康被害相談等の受付

平成17年7月から、石綿に関する健康相談窓口を設置し、令和2年度は19件の相談を受けた。

また、平成18年3月27日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済制度の施行により、認定の申請及び救済給付の請求に係る受付窓口が保健所に設置され、令和2年度は1件の申請を受け付けた。

### (3) 石綿読影の精度に係る調査(環境省の委託事業)

令和2年度から、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集することを目的に、環境省の委託を受け実施した。内容は、既存検診で撮影したレントゲンフィルムを、地域の医療機関(1次読影)と石綿の専門医(2次読影)で2回読影を行い、情報収集を行った。令和2年度は42名の申込みを受けた。

## 第5章 難病及び原爆被害者対策

さいたま市では難病対策事業として、保健所において医療費の公費負担事業、難病相談及び患者・家族の活動支援等を実施している。

### 1 難病等医療費公費負担

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成 27 年1月1日施行)では、いわゆる「難病」を「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定めている。

保健所では、同法に基づく指定難病に対する医療給付のほか、埼玉県が難病対策事業として実施している「特定疾患」「県単指定難病」「先天性血液凝固因子欠乏症」の医療給付制度の經由事務及び、さいたま市小児慢性特定疾病医療給付事業を実施している。

なお、申請は、保健センターでも受付けている。

〈 根拠法令等 : 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病対策要綱、さいたま市小児慢性特定疾病医療給付事業実施要綱 〉

#### (1) 指定難病医療給付事業

指定難病医療給付事業は、国が指定する 333 疾病が対象となっている。

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

受給者数	8,240 人
------	---------

#### (2) 特定疾患等医療給付制度 (埼玉県への經由事務)

特定疾患等医療給付制度は、特定疾患 4 疾患(スモン等)と、県単指定難病 4 疾患(橋本病等)が対象となっている。(令和 3 年 3 月 31 日現在)

受給者数	25 人
------	------

#### (3) 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度(埼玉県への經由事務)

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度は、血友病 A 等が対象となっている。  
(令和 3 年 3 月 31 日現在)

受給者数	49 人
------	------

#### (4) 小児慢性特定疾病医療費支給認定事業

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費支給認定事業として実施している。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第 19 条の 2 〉

#### 小児慢性特定疾病医療給付受給者状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

		受給者数
総 数		1,344
疾患群別内訳	悪性新生物	203
	慢性腎疾患	60
	慢性呼吸器疾患	68
	慢性心疾患	272
	内分泌疾患	247
	膠原病	53
	糖尿病	73
	先天性代謝異常	28
	血液疾患	24
	免疫疾患	14
	神経・筋疾患	106
	慢性消化器疾患	129
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	44
	皮膚疾患	3
	骨系統疾患	14
脈管系疾患	6	

## 2 難病患者等支援

### (1) 保健相談指導

神経筋疾患の患者を中心に精神面を含むさまざまな支援が必要な患者に対し、保健師等が個別の相談指導を行っている。

#### 保健相談指導実施状況

実施方法	内訳		延人員
訪問	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	5	9
	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症	3	
	その他	1	
電話	指定難病	3,073	3,894
	小児慢性特定疾病等	821	
面接	指定難病	3	3
	小児慢性特定疾病等	0	

### (2) 患者会支援

パーキンソン病患者と家族の会について支援を行っている。

### (3) 医療講演会・交流会

難病患者や長期に療養を必要とする子どもとその保護者を対象に、日常生活を送る上での不安や悩みを軽減するため、医療講演会と家族同士の交流会を開催する予定であったが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止したが、一部の講演会については、動画の限定配信による開催方法へ変更し、実施した。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第19条の2、難病特別対策推進事業実施要綱 〉

#### 講演会・交流会支援状況

動画配信期間	内容	参加者数
9月18日～9月30日	慢性疾患児の学校生活	14

### (4) 医療従事者研修

訪問看護師等の資質向上を図るため、研修会を開催する予定であったが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

〈 根拠法令等 : 難病特別対策推進事業実施要綱 〉

## 3 原爆被害者対策（埼玉県への経由事務）

保健所では、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者健康手帳の交付や変更に関する申請及び健康管理手当などの各種給付の申請を受付けている。

#### 申請受付状況

区 分	申請件数
被爆者健康手帳 (二世手帳交付、変更届等)	19
各種手当申請 (健康管理・一般疾病医療費等)	92

## 第6章 精神保健

さいたま市の精神保健福祉は、保健所、保健センター、支援課、こころの健康センター(精神保健福祉センター)など下記の関係課所が連携し、事業を進めている。

保健センターでは、一次相談、支援課では、福祉サービスに関する相談を行っている。また、保健所では、専門相談機関として相談全般及び受診援助を行うとともに、保健センター、支援課、福祉課、障害者生活支援センター等への技術協力を行っている。さらに、こころの健康センターでは、保健所、保健センター、支援課への技術協力、教育研修及び専門相談等を行っている。

### 1 精神保健相談

### 【保健所・保健センター】

保健所、保健センターでは、市民や関係機関からの精神保健福祉に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 47 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項関係 〉

#### (1) 電話相談

	実 人 員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員																		
		医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計	計の再掲					
																	ひきこもり	発達障害	自殺関連	自死遺族	犯罪被害	災害
総 数	1523	38	402	62	150	116	52	2	2	49	1168	161	4	24	6249	8039	39	106	75	3	2	0
保 健 所	1228	13	247	44	67	100	46	1	2	47	338	61	2	4	3792	4504	31	98	55	3	2	0
保 健 セ ン タ ー	西 区	13	0	6	0	0	0	0	0	0	16	1	0	0	505	522	0	0	0	0	0	0
	北 区	21	0	5	6	0	1	1	0	0	210	11	0	4	71	304	6	3	3	0	0	0
	大宮区	24	0	11	0	0	0	0	0	0	6	20	0	0	55	81	0	2	2	0	0	0
	見沼区	113	16	52	6	0	0	5	1	1	67	45	1	12	85	223	0	2	7	0	0	0
	中央区	14	1	4	0	1	0	0	0	0	5	4	0	0	722	732	0	0	0	0	0	0
	桜 区	23	1	22	0	0	0	0	0	1	469	5	0	0	27	502	0	0	2	0	0	0
	浦和区	34	5	15	5	0	12	0	0	0	19	1	0	0	156	193	0	1	2	0	0	0
	南 区	12	1	5	0	82	0	0	0	0	2	1	0	0	19	104	0	0	0	0	0	0
	緑 区	14	0	9	1	0	3	0	0	0	25	4	0	0	24	57	0	0	2	0	0	0
岩槻区	27	1	26	0	0	0	0	0	0	11	8	1	4	793	817	2	0	2	0	0	0	

#### (2) 来所面接

	実 人 員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員																		
		医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計	計の再掲					
																	ひきこもり	発達障害	自殺関連	自死遺族	犯罪被害	災害
総 数	444	10	134	16	77	15	3	0	2	10	89	47	2	4	608	873	35	22	13	1	0	0
保 健 所	329	3	82	13	28	10	1	0	0	10	54	12	1	0	495	624	25	19	7	1	0	0
保 健 セ ン タ ー	西 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北 区	17	1	2	0	0	0	2	0	0	5	10	0	0	17	34	2	1	6	0	0	0
	大宮区	14	0	6	0	0	0	0	0	0	3	7	0	0	15	25	4	2	0	0	0	0
	見沼区	23	2	12	0	0	1	0	0	2	4	10	0	4	8	29	0	0	0	0	0	0
	中央区	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	6	1	0	0	0	0	0
	桜 区	9	2	7	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	9	14	0	0	0	0	0	0
	浦和区	15	2	5	1	1	4	0	0	0	9	4	0	0	17	36	0	0	0	0	0	0
	南 区	7	0	2	0	47	0	0	0	0	3	0	0	0	13	63	2	0	0	0	0	0
	緑 区	10	0	3	1	0	0	0	0	0	4	1	0	0	8	14	0	0	0	0	0	0
岩槻区	15	0	15	1	1	0	0	0	0	2	2	1	0	21	28	1	0	0	0	0	0	

### (3) 家庭訪問

	実 人 員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員													計の再掲				
		医療 機関	その他	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コール	薬 物	ギ ャ ン ブ ル	ゲ ー ム	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計	ひ き こ も り	自 殺 関 連	自 死 遺 族	犯 罪 被 害	災 害	
																					ひきこもり
総 数	958	3	279	29	103	67	9	4	0	13	125	1	3	2238	2592	27	45	2	2	0	
保 健 所	938	2	271	29	103	67	9	4	0	10	116	1	3	2187	2529	24	41	2	2	0	
保 健 セ ン タ ー	西 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	北 区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	
	大 宮 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	見 沼 区	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0	
	中 央 区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	0	0	0	
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浦 和 区	9	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	4	0	0	0	
	南 区	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	
	緑 区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	9	0	0	0	0	0	
岩 槻 区	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	6	9	0	0	0	0		

### (4) 関係機関との相談

	実 人 員	延 人 員													計の再掲				
		老人 精神 保健	社会 復帰	アル コール	薬 物	ギ ャ ン ブ ル	ゲ ー ム	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計	ひ き こ も り	自 殺 関 連	自 死 遺 族	犯 罪 被 害	災 害	
																			ひきこもり
総 数	848	69	152	157	40	1	0	13	219	12	1	3000	3664	44	88	1	0	0	
保 健 所	729	66	146	129	33	1	0	12	183	2	1	2652	3225	42	76	1	0	0	
保 健 セ ン タ ー	西 区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	
	北 区	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	29	0	0	0	0	0	
	大 宮 区	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	27	0	0	0	0	0	
	見 沼 区	46	1	0	21	7	0	0	10	1	0	94	134	0	6	0	0	0	
	中 央 区	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	84	0	0	0	0	0	
	桜 区	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	5	0	0	0	0	0	
	浦 和 区	20	2	6	3	0	0	0	4	9	0	97	121	1	2	0	0	0	
	南 区	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	1	0	0	0	0	
	緑 区	12	0	0	3	0	0	0	11	0	0	5	19	0	4	0	0	0	
岩 槻 区	8	0	0	1	0	0	0	1	7	0	5	14	0	0	0	0	0		

### (5) 電子メールによる相談(市民対象)

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは電子メールによる相談を受け、必要に応じて電話相談や面接につなげている。

(件)

保健所	保健センター	合計
151	31	182

(6) 精神科救急情報センター

平成 15 年 11 月 1 日から、埼玉県とさいたま市が共同で「埼玉県精神科救急情報センター」を設置し、夜間・休日の市民等からの緊急的な精神科医療相談を受け、助言や必要に応じ医療機関の紹介を行っている。警察官通報（精神保健福祉法第 23 条）の処理も行うため、さいたま市からは保健所職員がローテーション勤務している。

精神科救急情報センター電話受付件数

	救急相談電話	通報専用電話
総 数（さいたま市以外を含む）	8564	1427
さいたま市域分（再掲）	1239	320

救急相談電話は本人・家族等から、通報専用電話は警察からの電話（処遇相談を含む）。さいたま市は精神科救急情報センターにおいて警察官通報を 277 件受理した（再掲）。

(7) 受診援助

保健所では、相談の結果、医療機関の受診が必要と判断される場合には、受診に関する支援を実施している。また、精神保健福祉法第 22 条から第 26 条の 3 までの申請、通報、届出を受理し、調査に基づき、精神保健診察を実施し、措置入院業務も行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 22 条・第 23 条・第 24 条・第 25 条・第 26 条・第 26 条の 2、3・第 47 条 〉

※報告数につきましては、厚生労働省：衛生行政報告例に準ずる。

ア 受診援助数、所要時間及び援助結果

(延数)

支援内容	件 数	平均所要時間	援 助 結 果
総 数	546		
同行受診	45	152	医療保護入院:10 任意入院:2 外来受診:33
申請・通報処理	449	372	措置入院:139 措置不要:66 (医療保護入院:16 帰宅:48 その他:2) 診察不要:222 ----- 緊急措置入院:18 (その後の本鑑定 措置入院:14 医療保護入院:3 帰宅:1) 緊急措置入院不要:6 (医療保護入院:0 帰宅:6)
受診調整	29	387	医療保護入院:29
処遇相談 訪問調査	3	53	医療保護入院:1 身体科受診:1 その他:1
受診勧奨	20	90	



## イ 精神保健福祉法に基づく申請、通報処理状況

	受 理 数	結 果		
		要措置	措置不要	診察不要
総 数	449			
① 一般人申請(法第22条)	0	0	0	1
② 警察官通報(法第23条)	374	措置診察	122	59
		緊急措置診察	24	別表参照
③ 検察官通報(法第24条)	30	17	7	6
④ 保護観察所の長の通報(法第25条)	0	0	0	0
⑤ 矯正施設の長の通報(法第26条)	45	0	0	45
⑥ 精神科病院管理者の届出(法第26条の2)	0	0	0	0
⑦ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(法第26条の3)	0	0	0	0

## 別表

警察官通報(法第23条) 緊急措置診察実施分	受理件数	緊急措置入院の必要なしと診察されたもの	緊急措置入院の必要ありと診察された者の その後の処遇		
			措置入院	措置入院以外の入院	入院以外の処遇
	24	6	14	3	1

## ウ 援助事例の疾病分類(国際疾病分類)

(実件数)

国際疾病分類(ICD-10)	総 数	※相 談	申請・通報
	499	48	450
器質性精神障害	17	1	16
精神作用物質使用による精神障害	34	4	30
統合失調症	174	29	145
感情障害	73	3	70
神経症性障害	35	2	33
生理的要因・身体に関連した行動症候群	8	0	8
成人の人格および行動の障害	21	0	21
知的障害	44	4	40
心理的発達の障害	42	4	38
小児期青年期の障害	6	0	6
てんかん	1	0	1
不明・その他	44	1	42

※『ア 受診援助数、所要時間及び援助結果』の『同行受診』と『処遇相談 訪問調査』のケース  
※『申請・通報』件数は、令和元年度に受理し、令和2年度に対応したケースを含む

## (8) 事例検討会

### ア 保健所における事例検討会

[保健所]

処遇困難事例への対応方針を協議するため、定例で関係職員による事例検討会を開催している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

### イ 保健センターにおける事例検討会

[保健センター]

保健センターでは、さまざまな事例への対応方針を協議するため、保健所及びこころの健康センターの技術協力を得て、事例検討会を実施している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

## 事例検討会実施状況

		開催回数
総数		1
内訳	西区	0
	北区	0
	大宮区	0
	見沼区	0
	中央区	0
	桜区	0
	浦和区	1
	南区	0
	緑区	0
	岩槻区	0

## (9) 医療観察法に基づく地域処遇

平成17年7月に施行された「心神喪失の状態で大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律」により、地域において指定通院医療機関による「医療」を受けることになった場合、その通院期間中は、保護観察所の社会復帰調整官による精神保健観察(継続的な医療を確保のための指導)が実施される。

本人への医療、精神保健観察・必要な援助を円滑に行なうための関係機関によるケア会議に参加し、併せて訪問、面接といった必要な援助を保健所、保健センターが行っている。

〈 根拠法令等 : 医療観察法に基づく地域処遇に関する埼玉県運営要領 〉

## 2 家族教室

保健所では、回復途上にある統合失調症患者の家族を対象に、疾患についての正しい知識、対応の仕方の習得及び家族の健康の向上を目的に家族教室を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止し、代替策として家族会情報を市ウェブサイトに掲載した。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第46条・第47条、平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

### 3 技術協力

保健所では、精神保健福祉に関する専門相談機関として、保健センター、障害者総合支援センター及び各区役所支援課への助言を行うとともに、それぞれが実施する事業に協力している。

また、家族会や社会復帰施設等から相談があった場合にも対応している。

〈 根拠法令等 : 平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

### 4 普及・啓発活動

#### (1) さいたま市はあといきいきプロジェクト

さいたま市では、市民への精神保健福祉の普及・啓発を行うことを目的として、毎年、心の健康に関する講演会を開催している。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止したが、代替策としてリーフレット「食べて健康！！～メンタルヘルスは食事から～」を 3,000 部作成した。関係機関や情報公開窓口等に配布し、また市ウェブサイトに掲載し、市民のメンタルヘルスに関する理解や普及啓発に努めている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 46 条、平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

#### (2) 講師派遣

保健所では、関係団体や市民及び関係各課からの依頼により、講師派遣を行っている。

実施日	依頼元	実施場所	参加人数
8 月 26 日	情報交換会(桜区)	桜区障害者支援センター	4
9 月 30 日	情報交換会(桜区)	桜区役所	21
5 月 28 日	精神保健福祉基礎研修	こころの健康センター	40
1 月 25 日	大学での講演(埼玉県立大学)	Zoom による講演	11

## 5 市長同意

[保健センター]

医療保護入院の際は、家族等の同意が必要とされているが、精神保健福祉法第33条第3項には「家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる」と定められている。そのため、保健センターでは、病院からの依頼があった場合に、家族等に関する事項について確認の上、同意の事務を行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第33条第3項、昭和63年6月22日厚生省保健医療局長通知 〉

### 「市長同意」の状況

(件)

		同意数
総数		57
内訳	西区	3
	北区	2
	大宮区	2
	見沼区	22
	中央区	3
	桜区	6
	浦和区	4
	南区	10
	緑区	2
	岩槻区	3

## 第7章 感染症・結核対策

保健所における通常業務としては、定期的予防接種、40歳以上を対象とした結核の定期健康診断などの予防業務や、感染症の発生に伴うまん延防止策としての消毒並びに健康診断等の実施や結核、エイズ・性感染症等の対策を実施している。

### 1 予防接種

「予防接種法」等に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を防ぐため、市内の実施医療機関等において定期予防接種を実施している。

#### (1) 定期予防接種（A類疾病）

種類	インフルエンザ菌b型（ヒブ）			小児用肺炎球菌			
	生後2か月～5歳未満			生後2か月～5歳未満			
対象	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～5歳未満の間	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～2歳未満の間	接種開始時年齢が2歳～5歳未満の間
標準的な接種回数と間隔	初回接種：1歳未満までの間に27日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日～56日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回接種	1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種	60日以上の間隔をおいて2回接種	1回接種
実施時期	通 年			通 年			
医療機関数	228			210			
接種者数	42,903			41,778			

種類	B型肝炎	ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（4種混合）	ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合）	不活化ポリオ（単抗原）	ジフテリア・破傷風混合【第1期】	ジフテリア・破傷風混合【第2期】	BCG
対象	1歳未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	11歳～13歳未満	1歳未満
標準的な接種回数と間隔	3回接種 2回目：生後2か月以降に27日以上の間隔をおいて接種 3回目：生後7か月～9か月未満の間に接種 ※1回目から20週間以上の間隔をおく	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	1回接種 標準的な接種年齢11歳	生後5か月～8か月未満の間に、1回接種
実施時期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年
医療機関数	210	240	0	217	0	318	207
接種者数	30,818	42,580	0	9	0	9,414	10,477

種類	麻しん・風しん混合【第1期】	麻しん【第1期】	風しん【第1期】	麻しん・風しん混合【第2期】	麻しん【第2期】	風しん【第2期】	水痘
対象	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	1歳から3歳未満
標準的な接種回数と間隔	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	6か月～12か月の間隔をおいて2回接種
実施時期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年
医療機関数	262	0	0	286	0	0	253
接種者数	10,673	0	0	11,195	0	0	21,592

種類	日本脳炎【第1期】	日本脳炎 <sup>1)</sup> 【第2期】	ヒトパピローマウイルス（HPV） <sup>2)</sup>	ロタウイルス		
対象	生後6か月～7歳6か月未満	9歳～13歳未満	小学校6年生～高校1年生相当の女子	出生6週0日後～24週0日後	出生6週0日後～32週0日後	
標準的な接種回数と間隔	初回接種：3歳～4歳未満の間に、6日～28日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、概ね1年後に1回接種	1回接種 標準的な接種年齢9歳	・2価ワクチン（サーバリックス） 3回接種 2回目は1か月、3回目は1回目から6か月の間隔をおいて接種 ※2回目、3回目の接種は2か月半以上の間隔をおく	・4価ワクチン（ガーダシル） 3回接種 2回目は2か月、3回目は1回目から6か月の間隔をおいて接種 ※2回目、3回目の接種は3か月以上の間隔をおく	・1価ワクチン（ロタリックス） 2回接種 生後2か月以降に、27日以上の間隔をおいて2回接種	・5価ワクチン（ロタテック） 3回接種 生後2か月以降に、27日以上の間隔をおいて3回接種
実施時期	通 年	通 年	通 年	10月1日～3月31日（令和2年10月1日定期接種化）		
医療機関数	279	309	273	137	112	
接種者数	35,216	12,473	1,913	5,858	3,824	

1) 「日本脳炎第2期」は、令和2年度に18歳となる者、9歳に達する者への接種勧奨を行った。

2) 「ヒトパピローマウイルス（HPV）」は、厚生労働省の通知により、平成25年6月14日以降、積極的な接種勧奨が差し控えられているものの、令和2年10月9日の勧告改正により、接種対象者に対して、個別通知による情報提供が実施されている。

(2) 定期予防接種（B類疾病）

種 類	インフルエンザ	成人用肺炎球菌
対 象	①65 歳以上の者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって厚生労働省令で定めるもの	①令和2年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって厚生労働省令で定めるもの
接 種 回 数	1 回	1 回
実 施 時 期	令和 2 年 10 月 1 日 ～令和 3 年 1 月 31 日	令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日
医 療 機 関 数	556	479
個 人 負 担 金	0 円（※）	4,600 円 (ただし、生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付制度の受給者の方及び市民税非課税世帯の方は無料)
接 種 者 数	188,514 人	10,039 人

※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症患者の発生が続いており、発症すると症状からの鑑別は困難であることから、医療機関の負担が増大することが懸念されるため、インフルエンザワクチン定期予防接種自己負担額の補助事業を実施した。

## 2 感染症対策

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という)は、危機管理的な考え方による感染症の類型化、医療体制の再整備がなされ、患者等の人権に十分に配慮がなされている。

### (1) 感染症発生届出

「感染症法」では、感染症と診断した医師は、一類・二類・三類・四類感染症及び五類感染症のうち侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん、麻しんは直ちに、五類感染症(定点把握対象疾患を除く)は7日以内に最寄りの保健所に届け出ることになっている。また、令和2年2月1日付けで新型コロナウイルス感染症が指定感染症となり、直ちに届け出ることになっている。

#### 感染症発生届出件数

(件)

総数	二類		三類		四類				五類											新型インフルエンザ等感染症							
	結核	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	E型肝炎	デング熱	マラリア	レジオネラ症	アメーバ赤痢	ウイルス性肝炎	腸内細菌科細菌感染症	カルバペネム耐性	急性弛緩性麻痺	急性脳炎	ブドウ球菌	クローンツェルト・ヤコブ病	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	(HIV感染症含む)	後天性免疫不全症候群	感染性インフルエンザ菌	侵襲性肺炎球菌感染症	水痘(入院例)	梅毒	症播種性クリプトコックス	破傷風	百日咳	風しん	麻しん
6,134	131	0	13	5	0	0	10	8	1	12	2	6	1	14	9	3	18	6	63	4	0	2	1	0	5,825		

※新型コロナウイルス感染症に関しては、令和3年2月13日より、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に位置づけられた。

三類感染症の患者発生に伴い、疫学調査、汚染個所の消毒の命令及び接触者等に対して健康診断(細菌検査)の勧告を行っている。

また、他保健所の感染症患者発生に伴い、旅行同行者等の健康調査依頼による健康診断(細菌検査)も行っている。

#### 健康診断(細菌検査)実施状況

(件)

総数	細菌性赤痢	O26	O74	O121	O157	O166	O型不明
53	0	5	4	2	35	7	0

### (2) 感染症診査協議会

「感染症法」に基づき、一類・二類感染症患者について、第20条第1項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項等を審議及び第37条における入院患者の医療費の公費負担についての診査を行っている。

また、適正医療を受けるための医療費公費負担申請に基づく診査も行っている。

(「結核医療費公費負担」77ページ参照)

### (3) 感染性胃腸炎（ノロウイルス等による）の集団発生に伴う対応

感染性胃腸炎の集団発生については、高齢者施設、保育園等、市内の施設から報告があり、調査、疫学調査及び感染予防・消毒の指導を行い、感染拡大の防止に努めた。

## 3 結核予防

「感染症法」に基づき、健康診断、結核患者の管理、接触者の感染防止、発病予防、結核医療の推進などを実施している。

### (1) 結核検診（定期）

40歳以上の市民を対象に、結核患者を自覚症状のないうちに発見し、患者の治癒効果を高めるとともに、伝染性疾患である結核を地域に伝播させないことを目的として、結核検診（定期）を「肺がん・結核検診」として市内個別医療機関で実施している。（45 ページ参照）

〈 根拠法令等 : 感染症法 〉

### (2) 結核患者登録事務

「感染症法」第53条の12の規定に基づき、結核患者及び厚生労働省令（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第27条の7）で定める結核回復者の結核登録票を作成し、管理を行っている。

結核登録患者数（令和2年12月31日現在）（人）

総数	活動性結核				動性不明 不活動性結核・活	潜在性結核感染症
	陽性登録時喀痰塗抹	結核菌陽性 登録時その他の	その他登録時菌陰性・	肺外結核活動性		
398	29	24	5	20	320	83

新登録患者数（令和2年1月1日～12月31日）（人）

区分 年齢	総数	活動性結核				その他
		陽性登録時喀痰塗抹	結核菌陽性 登録時その他の	その他登録時菌陰性・	肺外結核活動性	
総数	109	37	33	10	29	20
0～4歳	0	0	0	0	0	2
5～9歳	0	0	0	0	0	0
10～14歳	0	0	0	0	0	1
15～19歳	1	0	1	0	0	0
20～29歳	8	2	3	3	0	2
30～39歳	6	1	3	1	1	3
40～49歳	6	0	3	0	3	2
50～59歳	9	1	3	2	3	4
60～69歳	17	8	6	0	3	1
70歳以上	62	25	14	4	19	5



### (3) 結核医療費公費負担

「感染症法」に基づき、感染症診査協議会では、第 37 条における入院患者の医療費の公費負担、第 37 条の 2 における適正医療を受けるための医療費公費負担について診査を実施し、承認決定を行っている。

#### 結核医療費公費負担申請・承認件数

	総数	被用者保険		国民健康 保 険	後期高齢	生活保護	その他	
		本人	家族					
診査総数	344	71	23	64	138	46	2	
37条の2	申請	212	55	20	41	78	16	2
	合格	212	55	20	41	78	16	2
	承認	212	55	20	41	78	16	2
37条	申請	132	16	3	23	60	30	0
	承認	132	16	3	23	60	30	0

※合格とは、結核医療基準に適合している場合をいう。承認とは、感染症法公費負担基準に適合している場合をいう。

#### 感染症診査協議会開催状況

開催期日	開催回数
毎月第 1～4 水曜日(原則)	51 回

### (4) 結核相談

保健所では、医師からの届出に基づき、患者への回復支援と周囲への感染・発症防止を目的に、保健師が病院訪問や面接等により相談を行っている。

#### 相談実施状況 (延数)

総数	訪問指導件数	来所相談件数	電話相談件数
3,898	413	97	3,388

### (5) 結核患者及び接触者健診

#### ア 管理健診

治療終了後もなお経過観察を要する者を対象に、再発防止のため、健康診断を保健所などで実施している。

#### 管理健診実施状況 (延数)

総数	受診者数		検診結果		
	保健所実施	医療機関実施	要医療者数	要観察者数	異常なし
34	34	0	0	2	32

## イ 接触者健診

周囲への感染・発症防止のため、結核患者の家族及び接触者等を対象に、保健所などで健康診断を実施している。

### 接 触 者 健 診 実 施 状 況 (延数)

	受診者	再掲				健 診 結 果			
		胸部×線 撮 影	血液検査	ツベルクリン反 応検査	喀痰検査	異常なし	結核患者 発見	潜在性結核感 染症	経過観察
総 数	637	590	423	3	0	626	3	8	0
保健所実施	473	445	329	3	0	462	3	8	0
委託医療機関実施	22	6	22	0	0	22	0	0	0
その他医療機関実施	142	139	72	0	0	142	0	0	0

#### (6) 結核定期健康診断及び実施報告

潜在患者を発見するため、感染症法第53条の2に基づき、事業者、学校長、施設長などが実施責任者として定期の健康診断を行うことが義務付けられており、同法第53条の7により保健所で実施者数等の報告を受理している。

#### (7) 直接服薬確認療法(DOTS)の推進

感染症法第53条の14に基づき、喀痰塗抹陽性結核患者及びその他保健所長が必要と認めた結核患者に対し、対面での直接服薬確認支援事業を実施している。

## 4 エイズ予防

エイズ対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、エイズのまん延防止及び患者感染者への差別・偏見の解消を図ることを目的に、正しい知識の普及啓発並びに相談指導体制の充実を図るなどの対策を講じている。

また、さいたま市は平成18年2月1日厚生労働省より、エイズ対策を講じるにあたり、国と重点的に連絡調整をすべき自治体に選定されており、エイズ対策の強化に取り組んだ。

#### (1) エイズ予防普及啓発活動

例年、各大学学園祭やさいたま市成人式等において普及啓発活動を行っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、各種イベントが開催中止や規模縮小となり、イベントでの普及啓発物品の配布は中止した。新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて普及啓発ができるよう、ボールペン等啓発物品の作成を行った。

## (2) エイズ相談

相談は、保健所において原則月2回の検査日や来所時に随時面接及び電話で行い、エイズに関する様々な悩みに対応している。

### エイズ相談実施状況 (件)

総数	電話相談	来所相談
758	250	508

※日曜・臨時相談数含む

## (3) HIV抗体検査(性感染症検査を含む)

検査は、希望者(予約)に対し、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、保健所で実施している。また、毎月第2日曜日(原則)に日曜即日検査を実施している。

検査実施に際して、会場が密にならないよう来所者数に上限を設ける等の感染予防対策を講じた。

### HIV抗体検査及び性感染症検査実施状況

	昼間				夜間				日曜
	HIV検査	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	HIV検査	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	即日
検査件数	59	56	57	57	0	0	0	0	447

※新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所検査は4、5、9、2、3月を中止。日曜即日検査は4、5、6、2、3月を中止。

## (4) エイズ対策推進協議会

さいたま市内におけるエイズ感染の拡大防止を図り、偏見や差別のない社会が作られるよう総合的な対策を推進するため、さいたま市エイズ対策推進協議会を開催した。

協議会はエイズ研究機関や市内拠点病院などの医師、看護師、MSW(医療ソーシャルワーカー)や市内大学の学生及び教育委員会、障害支援課職員等の推進委員で構成されており、①HIV感染の予防法の普及や偏見差別をなくす②検査の普及啓発③気軽に受けやすい検査体制④患者支援について等の課題について、それぞれの立場から意見を出し合いエイズ対策事業に反映させている。

## 5 新型コロナウイルス感染症対策

### (1) 新型コロナウイルス感染症に係る相談

保健所・保健センターでは、市民や医療機関からの電話相談に対応している。

#### 相談実施状況

	保健所	保健センター
相談件数	43,400件	16,731件

### (2) 新型コロナウイルス検査

市検査機関及び民間検査機関へ委託し検査を実施している。

#### 検査実施状況

	市検査機関	民間検査機関
検査件数	8,665件	90,743件

### (3) 患者対応

感染症法に基づき、新型コロナウイルス感染症患者への積極的疫学調査を行い、自宅療養者及び濃厚接触者に対し健康観察を行っている。入院や宿泊療養の調整については、埼玉県と連携して行っている。

また、感染症診査協議会では、入院患者の医療費の公費負担について診査を実施し、承認決定を行っている。

#### 患者数

区 分	陽性者数
新型コロナウイルス感染症	5,825 名

#### 医療費公費負担受給者数

区 分	人 数
新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療(入院)	1,510 名

### (4) 予防接種

新型コロナウイルスワクチン予防接種は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的として、予防接種法上の臨時接種として位置づけられている。

予防接種法に基づき、円滑に実施できるようにコロナワクチンコールセンターの設置、接種実施医療機関の調査、集団接種時における事前シミュレーションといった新型コロナウイルスワクチン予防接種のための接種体制を整備した。

#### 新型コロナウイルスワクチン予防接種の概要

種 類	新型コロナウイルス		
対 象	16 歳以上 1)		
	※ただし、厚生労働省より以下の接種順位に基づき、段階的に接種を実施		
	接種順位 1 医療従事者等		
	接種順位 2 高齢者(昭和 32 年 4 月 1 日以前に生まれた方) 接種順位 3 基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60-64 歳の方 接種順位 4 上記以外の方		
標準的な接種回数と間隔	ワクチンメーカー	接種回数	標準的な接種間隔
	ファイザー社	2 回接種	初回接種から 3 週間後に 2 回目接種
	モデルナ社 2)	2 回接種	初回接種から 4 週間後に 2 回目接種
	アストラゼネカ社 2)	2 回接種	初回接種から 4 週間後に 2 回目接種
実 施 時 期	令和 3 年 2 月 17 日～令和 4 年 2 月 28 日		

1) 「対象年齢」は、令和 3 年 3 月時点のもの

2) モデルナ社、アストラゼネカ社のワクチンについては、国内で供給予定のワクチンとなるが、令和 3 年 3 月時点では薬事承認されていない。

## 6 風しん対策

### (1) 風しん抗体検査

妊娠を希望する女性等を対象として、予防接種が必要である者を効果的に抽出するための風しん抗体検査を市内実施医療機関で行った。(さいたま市風しん抗体検査事業)

対 象	①妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性 ②①の対象となる女性の同居者または風しん抗体価が低い妊婦の同居者
実 施 時 期	令和2年4月27日～令和3年3月13日
実 施 場 所	医療機関(個別)
医 療 機 関 数	412箇所
実 施 人 員	944人

### (2) 風しんの追加的対策

風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しん抗体検査及び予防接種(風しん第5期定期予防接種)を行った。この対策の実施期間は令和4年3月31日までの3年間。

実施にあたっては、まず、風しん抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない<<陰性>>の方が、風しん第5期定期予防接種の対象者。

	件数
抗体検査	12,029件
予防接種	2,053件

## 7 肝炎治療特別促進事業(埼玉県への経由事務)

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数(核酸アナログ製剤治療更新を除く)		142
内 訳	インターフェロン治療新規	0
	インターフェロン治療新規2回目	0
	インターフェロンフリー治療	84
	インターフェロンフリー・再治療	3
	核酸アナログ製剤治療	55
核酸アナログ製剤治療更新		203

## 8 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（埼玉県への経由事務）

「埼玉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院患者に対する治療の研究を目的として行う医療費助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数		0
内 訳	新規	0
	更新	0

## 9 健康教育

保健所では、学校や職場からの依頼により感染症に対する健康教育を実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

## 第8章 食品衛生

さいたま市では、市民が安心して食生活をおくれるよう、生産、製造から流通、消費に至るまで総合的な食の安全の確保を図る上での基本的な考え方や、施策の方向性を示すものとして平成16年度に「さいたま市食の安全基本方針」を策定した。

保健所では、「食品衛生法」に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため「さいたま市食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導及び食品の検査並びに食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っている。

### 1 営業許可

食品衛生法で定められた34業種及び食品衛生に関する条例（埼玉県条例第32号）で定められた6業種について、営業の許可等を行っている。

〈 根拠法令等：食品衛生法第52条、食品衛生に関する条例第2条・第3条 〉

#### 食品衛生法による許可を要する施設数

（令和3年3月31日現在）

業種		（年度末現在） 施設数	新規	更新	廃業	業種	（年度末現在） 施設数	新規	更新	廃業
飲食店	一般食堂・レストラン	2,035	202	238	137	食肉販売業	1,098	123	120	52
	仕出し・弁当屋	240	20	30	18	食肉製品製造業	5	0	3	0
	旅館	40	2	5	2	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
	その他	7,520	773	670	679	食用油脂製造業	2	0	0	0
菓子（パンを含む）製造業		1,108	86	111	76	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
乳処理業		0	0	0	0	みそ製造業	4	0	1	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	醤油製造業	0	0	0	0
乳製品製造業		1	0	0	0	ソース類製造業	5	1	1	1
集乳業		0	0	0	0	酒類製造業	5	0	1	0
魚介類販売業		1,052	81	121	51	豆腐製造業	34	0	7	4
魚介類せり売業		2	0	1	0	納豆製造業	1	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		3	0	0	2	めん類製造業	36	8	2	2
食品の冷凍又は冷蔵業		48	3	7	2	そうざい製造業	65	24	5	6
缶詰・瓶詰食品製造業		2	0	1	0	添加物製造業	4	0	0	0
喫茶店営業		1,128	49	99	135	清涼飲料水製造業	6	0	1	1
あん類製造業		2	0	0	0	食品の放射線照射業	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業		3	0	1	1	氷雪製造業	0	0	0	0
乳類販売業		1,933	93	218	129	氷雪販売業	5	0	2	0
食肉処理業		39	3	7	0	計	16,426	1,468	1,652	1,298

**食品衛生に関する条例による許可を要する施設数** (令和3年3月31日現在)

業種		施設数 (年度末現在)	新規	更新	廃業
菓子種製造業		3	0	0	0
こんにゃく類製造業		5	0	1	0
つけ物製造業		35	5	5	6
魚介類加工業		27	4	2	3
食料品販売業		2,784	183	297	412
行 商	魚介類	2	0	0	0
	食料品	106	26	1	27
	豆腐	7	0	3	1
	小計	115	26	4	28
計		2,969	218	309	449



## 2 監視指導

食品関係施設の監視業務は、食品の収去検査業務とともに食品衛生の根幹をなす業務である。監視指導計画に基づき、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行っている。

また、生鮮食品と加工食品の流通拠点である市場を経由する食品の安全を確保するため、大宮市場内に市場監視係を設置し、大宮市場および浦和市場の監視等を重点的に行っている。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第 28 条、第 30 条 〉

### 食品衛生法による許可を要する施設の監視件数

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

業種	(年度末現在) 施設数	監視件数	業種	(年度末現在) 施設数	監視件数	
飲食店	一般食堂・レストラン	2,035	221	食肉販売業	1,098	801
	仕出し・弁当屋	240	156	食肉製品製造業	5	5
	旅館	40	6	乳酸菌飲料製造業	0	0
	その他	7,520	1,405	食用油脂製造業	2	1
菓子(パンを含む)製造業	1,108	261	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	
乳処理業	0	0	みそ製造業	4	1	
特別牛乳搾取処理業	0	0	醤油製造業	0	0	
乳製品製造業	1	0	ソース類製造業	5	3	
集乳業	0	0	酒類製造業	5	2	
魚介類販売業	1,052	2,589	豆腐製造業	34	13	
魚介類せり売業	2	84	納豆製造業	1	0	
魚肉ねり製品製造業	3	0	めん類製造業	36	52	
食品の冷凍又は冷蔵業	48	131	そうざい製造業	65	83	
缶詰・瓶詰食品製造業	2	1	添加物製造業	4	0	
喫茶店営業	1,128	66	清涼飲料水製造業	6	2	
あん類製造業	2	1	食品の放射線照射業	0	0	
アイスクリーム類製造業	3	1	氷雪製造業	0	0	
乳類販売業	1,933	569	氷雪販売業	5	73	
食肉処理業	39	131	計	16,426	6,658	

## 食品衛生に関する条例による許可を要する施設の監視件数

(令和3年3月31日現在)

業種		施設数 (年度末現在)	監視件数
菓子種製造業		3	0
こんにゃく類製造業		5	2
つけ物製造業		35	50
魚介類加工業		27	65
食料品販売業		2,784	3,505
行 商	魚介類	2	0
	食料品	106	0
	豆腐	7	0
	小計	115	0
計		2,969	3,622

### 3 食品等の検査

不良食品の排除と健康被害発生の防止を目的として、市内で製造または流通している食品等の収去検査および買上検査を行っている。

なお、検査はさいたま市健康科学研究センターに依頼している。

( 根拠法令等 : 食品衛生法第 28 条 )

### 食品等の検査実施件数

検査項目	国内産		輸入品			
	検体数	項目数	検体数	項目数		
微生物	208	412	8	17		
理化学	204	21,333	27	5,322		
残留農薬	84	18,724	23	5,083		
	県内産農産物(※再掲)	39	8,746			
	食品添加物	69	1,826	9	136	
		指定外添加物(※再掲)	55	770	3	42
		防かび剤(※再掲)※1	0	0	6	42
	動物用医薬品	12	585	2	101	
	汚染物質(放射能)	18	36	0	0	
	汚染物質(その他※2)	17	34	1	2	
	アレルギー物質	15	120	0	0	
	遺伝子組換え食品	0	0	0	0	
自然毒	8	8	0	0		
その他※3	0	0	0	0		
合計	412	21,745	35	5,339		

※1 割りばしの防かび剤(溶出試験)を含む

※2 有機スズ化合物、重金属

※3 酸価、過酸化値、ホウ酸、過マンガン酸カリウム消費量、水分活性

#### 4 違反・苦情の処理状況

監視、収去等によって発見した不良食品、違反施設等に対し、関係法令に基づいて指導等を行っている。

〈 根拠法令等：食品衛生法 〉

#### 違反食品等発見処理件数 (令和3年3月31日現在)

		発見区分			合計	
		監視等発見	収去時発見	通報・届出		
違反理由	法違反(疑含む)	第6条(不衛生食品等の販売等の禁止)	0	0	3	3
		第12条(旧第10条線下)(添加物等の販売等の制限)	0	0	0	0
		第13条(旧第11条線下)(食品等の規格及び基準)	0	0	0	0
		第16条(有害器具等の販売等の禁止)	0	0	0	0
		第18条第2項(器具等の規格及び基準)	0	0	0	0
		第19条第2項(表示の基準)	0	0	0	0
		第20条(虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止)	0	0	0	0
		第52条第1項(営業の許可)	2	0	82	84
		その他	0	0	0	0
		(小計)	2	0	85	87
	その他	条例	1	0	1	2
		衛生規範等	0	1	0	1
		その他	0	0	1	1
		(小計)	1	1	2	4
処理内容	行政処分	営業許可の取消し	0	0	0	0
		営業の禁止・停止	0	0	1	1
		食品等の廃棄	0	0	0	0
		食品等の返品	0	0	0	0
		食品等の回収	0	0	0	0
		食品等の移動停止	0	0	0	0
		(小計)	0	0	1	1
	始末書等	報告書	0	1	1	2
		始末書	3	0	85	88
		口頭説諭	0	0	3	3
		(小計)	3	1	89	93
	その他	調査指導依頼	0	0	0	0
		現地調査指導等	0	1	2	3
		(小計)	0	1	2	3

#### 苦情食品(施設)受付件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
総数	26	12	14	18	16	19	21	15	23	10	9	16	199	
内容	有症	2	3	3	5	4	8	6	7	8	4	4	5	59
	異物混入	4	4	3	6	3	5	5	2	4	5	0	2	43
	腐敗変敗	0	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	7
	表示	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	2	6
	許可	0	0	1	2	2	2	1	0	0	0	0	0	8
その他	20	4	7	4	6	3	7	4	10	1	4	6	76	

## 5 食中毒統計

食中毒発生件数は0件であった。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第 58 条 〉

## 6 食の安全性に関する意見交換及び情報提供

食品安全基本法及び食品衛生法により、食品の安全性確保に関する施策を策定、実施する際には、広く住民の意見を求めなければならないと定められている。

市では「さいたま市食の安全基本方針」を策定し、消費者、事業者及び行政などが積極的に意見交換をすることで、よりよい施策の策定に努めるとともに、消費者主体の活動を支援及び市民講座の開催などの食の安全性に関する知識の普及啓発を実施している。

保健所では、食品衛生情報の提供及び意見交換を行う機会として、以下の事業を行っている。

〈 根拠法令等 : 食品安全基本法第 9 条、食品衛生法第 64 条、第 65 条 〉

### (1) 一日食品衛生監視員

例年、市民を対象に食品衛生の普及啓発を目的として、さいたま市内の大規模製造施設等において、一日食品衛生監視員を実施しているが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

### (2) 衛生講習会

食品衛生上の危害の発生防止と地域における食品衛生意識の向上を目的に、食品関係業者等を中心に、広く市民までを対象とした食品衛生講習会を実施している。

#### 食品衛生講習会実施状況

対 象 者	実施回数	参加人員
食品関係業者	3	87
給食従事者	3	194
福祉関係従事者	-	-
市民モニター	-	-
教育関係者	-	-
市民	2	16
合 計	8	297

## 第9章 環境衛生

### 1 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく許可、監視指導

「旅館業法」、「公衆浴場法」、「興行場法」に基づく許可、監視指導等を実施し、環境衛生の確保に努めている。

〈 根拠法令等 : 旅館業法第3条、第7条・施行規則第4条 興行場法第2条、第5条・施行細則第5条 公衆浴場法第2条、第6条・施行規則第4条 〉

#### 施設数及び監視指導件数

		施設数 (年度末現在)	許 可	廃 止	監視指導	
旅館業	総 数	100	4	1	6	
	旅館・ホテル	95	4	1	5	
	簡易宿所	5	0	0	1	
興行場	総 数	30	0	0	1	
	映画館	5	0	0	1	
	スポーツ	7	0	0	0	
	その他	18	0	0	0	
公衆浴場	総 数	102	3	7	24	
	公 営	一 般	0	0	0	0
		そ の 他	14	0	0	1
	私 営	一 般	10	1	2	1
		そ の 他	78	2	5	22

### 2 理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく確認、監視指導

「理容師法」、「美容師法」、「クリーニング業法」に基づき、確認並びに監視指導を実施し、環境衛生の確保に努めている。

〈 根拠法令等 : 理容師法第11条、第13条 美容師法第11条、第12条、第14条 クリーニング業法第5条、第10条 〉

#### 施設数及び監視指導件数

		施設数 (年度末現在)	確 認	廃 止	監視指導
理 容 所		798	23	19	31
美 容 所		1,977	122	98	56
クリーニング所		791	19	45	21
	一 般	221	2	9	2
	うち特定	14	0	0	0
取 次		570	17	36	19

※クリーニング所内訳「取次」は無店舗を含む。

### 3 墓地等の許可及び指導

さいたま市では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、経営許可及び指導を行っている。

また、平成 17 年 4 月 1 日より、墓地等の経営が支障なく行われ、墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的に、「さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例」が施行された。

〈 根拠法令等 : 墓地、埋葬等に関する法律第 10 条、第 11 条 〉

#### 墓地等の許可件数

	施設数 (年度末現在)	新規許可	変更許可	廃止許可
墓地	1,214	1(1)	7	0
火葬場	2	0	0	0
納骨堂	21	1	0	0

※( )内は、「墓地、埋葬等に関する法律」第 11 条に基づく届出の再掲

### 4 特定建築物の監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、事務所、店舗等の多数の人が利用する特定建築物(延べ床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上)の届出を受理し、適正に維持管理が行われるよう監視指導している。

また、建築物における環境衛生上の維持管理を業とする者のうち一定の要件を満たす者について登録及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条、第 11 条、第 12 条の 2、第 12 条の 4、第 12 条の 5 〉

#### 特定建築物施設数及び監視指導件数

	施設数 (年度末現在)	届出	廃止	監視指導
特定建築物	347	5	2	15

#### 登録事業数及び監視指導件数

	登録事業数 (年度末現在)	登録	廃止	期限満了	監視指導
総数	205	19	0	25	20
建築物清掃業	31	2	0	3	2
建築物空気環境測定業	9	1	0	2	1
建築物空気調用ダクト清掃業	1	0	0	0	0
建築物飲料水水質検査業	9	0	0	0	0
建築物飲料水貯水槽清掃業	74	7	0	11	7
建築物排水管清掃業	15	5	0	6	6
建築物ねずみ昆虫等防除業	30	3	0	2	3
建築物環境衛生総合管理業	36	1	0	1	1

## 5 ねずみ・衛生害虫等の相談指導

ねずみ、衛生害虫等についての市民からの相談に対し、種類の確認、防除方法等を指導している。

### ねずみ・衛生害虫の相談指導件数

総数	ねずみ	ダニ	蚊	その他
84	35	3	2	44

## 6 健康で快適な住宅に関する相談（シックハウス対策）

室内空気中の化学物質に関する相談及び現場検査を実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市健康で快適な居住環境づくり支援事業実施要綱 〉

### シックハウスに関する相談・調査件数

相談件数	5	
現場検査件数	5	
測定物質	測定数	うち指針値を超えた数
ホルムアルデヒド	5	0
トルエン	5	0

## 7 水道法・自家用水道条例に基づく水道施設に対する監視指導

安全で良質な水道水を確保するため、「水道法」、「自家用水道条例」に基づき専用水道、簡易専用水道及び自家用水道の水道施設の確認及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 水道法第33条、第39条・自家用水道条例第4条、第9条 〉

### 水道施設に対する確認及び監視指導件数

	施設数 (年度末現在)	確認	廃止	監視指導
専用水道	79	1	0	4
簡易専用水道				9
自家用水道	4	0	0	0

## 8 遊泳用プールの届出・監視指導

遊泳用プールの施設及び水質の適正な維持管理を図るため、「さいたま市プール維持管理要綱」に基づき開設の届出の受理、監視指導を実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市プール維持管理要綱第4条、第6条 〉

### プールの監視指導件数

	施設数 (年度末現在)	届出	廃止	監視指導
遊泳用プール	50	4(4)	0	10

※( )内は季節(夏季)プールの再掲

## 第10章 薬事衛生

### 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可・監視指導

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、保健衛生の向上を図ることを目的として薬局、薬局医薬品製造販売業、薬局医薬品製造業、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業、管理医療機器販売業貸与業(届出)及び再生医療等製品販売業の許可、監視指導等を行っている。

〈 根拠法令等 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条、第10条、第12条、第13条、第19条、第24条、第26条、第34条、第38条、第39条、第39条の3、第40条、第40条の5、第40条の7、第69条 〉

#### 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく 許可・監視指導施設数

	施設数 (年度末現在)	新規	更新	廃止	監視件数
薬局	565	31	75	27	139
薬局医薬品製造販売業	17	0	1	0	17
薬局医薬品製造業	17	0	1	0	17
医薬品／店舗販売業	237	10	22	10	50
医薬品／卸売販売業	159	10	24	14	32
高度管理医療機器等販売業貸与業	404	35	47	41	130
高度管理医療機器等販売業	366	32	42	16	
高度管理医療機器等貸与業	4	0	1	0	
管理医療機器販売業貸与業	155	16		5	230
管理医療機器販売業	1,240	51		27	
管理医療機器貸与業	1	0		0	
再生医療等製品販売業	11	2	0	1	3

※令和2年度中の高度管理医療機器販売業から高度管理医療機器販売業貸与業への業態変更件数 3件



## 2 毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導

「毒物及び劇物取締法」に基づき、保健衛生上の見地から適正な流通の管理を目的とし、毒物劇物販売業（一般・農業用品目・特定品目）、業務上取扱者（届出等：メッキ業・金属熱処理業・運送業等）及び特定毒物研究者に対する登録、許可及び監視指導等を行っている。

〈 根拠法令等 : 毒物及び劇物取締法第4条、第6条の2、第10条、第17条、第22条 〉

### 毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導施設数

	施設数 (年度末現在)	新規	更新	廃止	監視件数
毒物劇物一般販売業	355	20	45	15	65
毒物劇物農業用品目販売業	25	1	2	1	1
毒物劇物特定品目販売業	14	0	3	0	1
毒物劇物業務上取扱者(届出)	10	1		0	0
特定毒物研究者	21	4		5	16

## 3 温泉法に基づく温泉利用許可・監視指導

「温泉法」に基づき、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として温泉利用許可及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 温泉法第15条、第35条 〉

### 温泉法に基づく利用許可・監視指導施設数

施設数 (年度末現在)	許可数	新規		廃止		監視件数
		施設数	許可数	施設数	許可数	
12	50	0	0	0	※1	0

※1施設で2源泉の許可を取得していた施設が、1つの源泉のみ廃止したもの

#### 4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試買検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、厚生労働大臣の指定する家庭用品について定められた有害物質の含有量、溶出量又は発散量について基準を満たしていることを確認することを目的として家庭用品による健康被害の発生を未然に防止するため、試買検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 5 条、第 7 条 〉

#### 家庭用品試買検査実施状

項目	ホルムアルデヒド		デイルドリン	アゾ化合物	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	塩化水素・硫酸	塩化ビニル	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	容器試験	ジベンゾ（a,h）アントラセン	ベンゾ（a）アントラセン	ベンゾ（a）ピレン	水酸化ナトリウム・水酸化カリウム	計
	生後 2 4 月以内のもの	生後 2 4 月以内を除くもの																
試験検査件数	49	12	55	2	41	41	41	0	6	6	6	6	0	0	0	0	0	265
基準違反件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳	繊維製品 〔60検体〕	49	11	55	2	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	207
	化学製品 〔20検体〕	0	1	0	0	11	11	0	6	6	6	6	0	0	0	0	0	58

#### 5 健康食品の試買検査

昨今の健康ブームにより健康食品の人気が高まる一方、外国製健康食品の摂取による健康被害が発生している。

このような健康被害の発生を未然に防止するため、市内において医薬品成分を不適切に含有するものが流通していないかどうかを確認する目的で試買検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 55 条第 2 項、第 69 条 〉

#### 健康食品試買検査実施状況

		検体数	検査項目	不適件数
検査対象	痩身用	10	フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、フェノールフタレイン、グリベンクラミド、オリスタット、ビスコジル、フルオキセチン	0
	強壯用	10	シルденаフィル、タダラフィル、バルденаフィル、ホンденаフィル、ヨヒンビン、ホモチオデナフィル、ヒドロキシホモシルденаフィル	0

## 6 薬物乱用防止啓発事業

薬物乱用防止の啓発を図るため、薬物乱用防止啓発CMを作成し、市内映画館や区役所内のモニター等で放映している。また、埼玉県鴻巣保健所管内薬物乱用防止指導員協議会の事務局として、鴻巣保健所等と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ヤング街頭キャンペーンを実施している。例年は大宮駅構内にて啓発資材の配布等を行うが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止した。駅構内での活動に替えて、市内小中学校にて薬物乱用防止教室を実施する薬物乱用防止指導員に啓発資材を提供し、生徒への配布を行った。

〈 根拠法令等 : 彩の国さいたま「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要綱 〉

# 【資料編】

## 各区別統計

# 1 人口動態総覧

## (1) 出生の動向

表 1 : 出生の推移

	出生数(人)					出生率(人口千対)				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	1,005,677	976,978	946,065	918,400	865,239	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0
埼玉県	56,077	54,447	53,069	51,241	48,298	7.8	7.6	7.4	7.1	6.7
さいたま市	10,735	10,549	10,520	10,204	10,110	8.6	8.4	8.3	8.0	7.9
西区	704	717	717	726	794	8.2	8.2	8.2	8.2	8.8
北区	1,247	1,221	1,219	1,102	1,100	8.7	8.5	8.4	7.6	7.6
大宮区	1,086	1,032	999	965	919	9.6	9.1	8.7	8.4	8.0
見沼区	1,159	1,146	1,080	1,028	1,028	7.3	7.2	6.8	6.4	6.4
中央区	925	905	857	845	800	9.5	9.3	8.7	8.5	8.0
桜区	741	680	668	674	598	7.9	7.3	7.2	7.2	6.4
浦和区	1,396	1,409	1,438	1,362	1,380	9.1	9.0	9.1	8.6	8.6
南区	1,740	1,759	1,738	1,778	1,743	9.8	9.8	9.6	9.7	9.4
緑区	1,073	1,038	1,162	1,052	1,084	9.1	8.7	9.6	8.5	8.7
岩槻区	664	642	642	672	664	6.1	5.8	5.8	6.1	6.0

図 1 : 出生数の推移

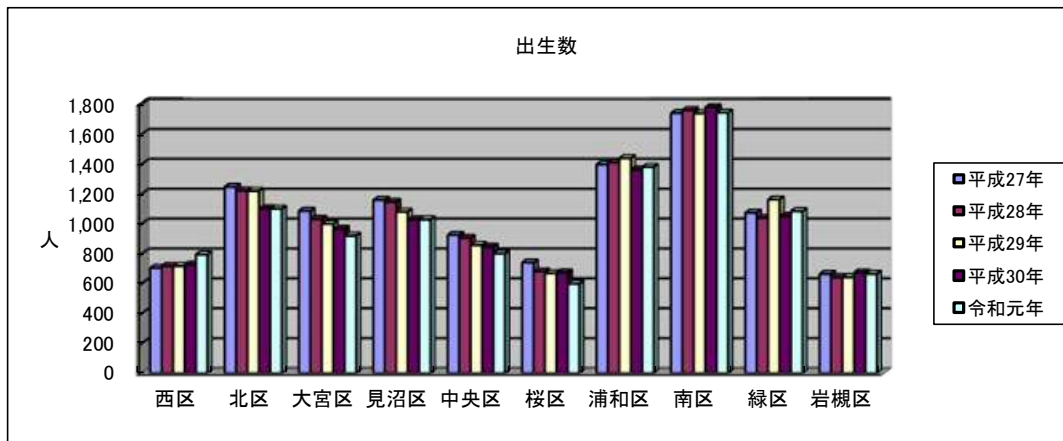
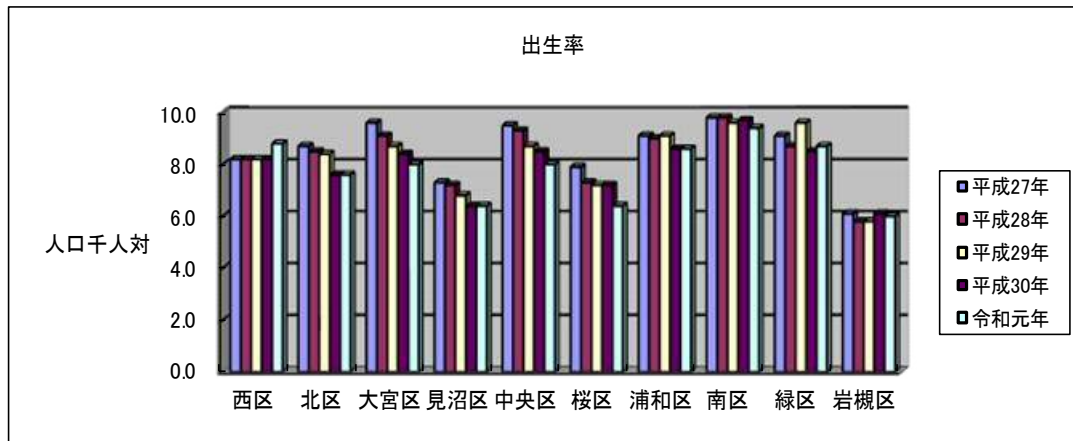


図 2 : 出生率の推移



## (2) 死亡の動向

表 2 : 死亡の推移

	死亡数(人)					死亡率(人口千対)				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	1,290,444	1,307,748	1,340,397	1,362,470	1,381,093	10.3	10.5	10.8	11.0	11.2
埼玉県	62,565	63,466	65,764	67,726	69,537	8.7	8.9	9.2	9.4	9.7
さいたま市	9,875	10,177	10,451	10,728	11,203	7.9	8.1	8.2	8.4	8.7
西区	762	800	815	820	971	8.8	9.2	9.3	9.3	10.7
北区	1,032	1,132	1,148	1,197	1,155	7.2	7.9	7.9	8.3	7.9
大宮区	951	995	1,050	1,012	1,091	8.4	8.8	9.2	8.8	9.5
見沼区	1,327	1,401	1,485	1,474	1,543	8.4	8.8	9.3	9.2	9.6
中央区	762	721	782	778	815	7.8	7.4	8.0	7.9	8.1
桜区	679	726	758	770	748	7.3	7.8	8.1	8.2	8.0
浦和区	1,109	1,184	1,124	1,202	1,219	7.2	7.6	7.1	7.6	7.6
南区	1,230	1,228	1,184	1,309	1,319	6.9	6.8	6.5	7.1	7.1
緑区	901	866	908	934	1,042	7.6	7.3	7.5	7.6	8.3
岩槻区	1,122	1,124	1,197	1,232	1,300	10.2	10.2	10.9	11.2	11.8

図 3 : 死亡数の推移

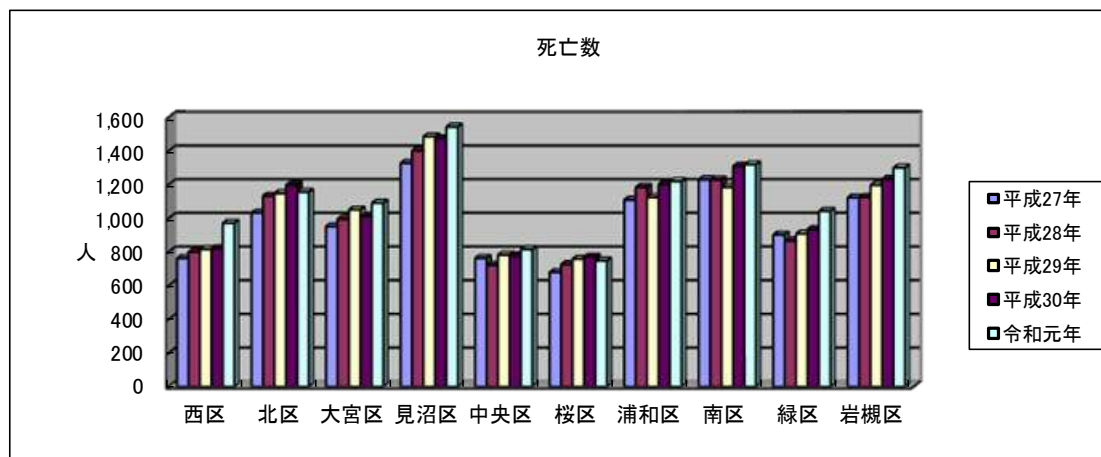


図 4 : 死亡率の推移

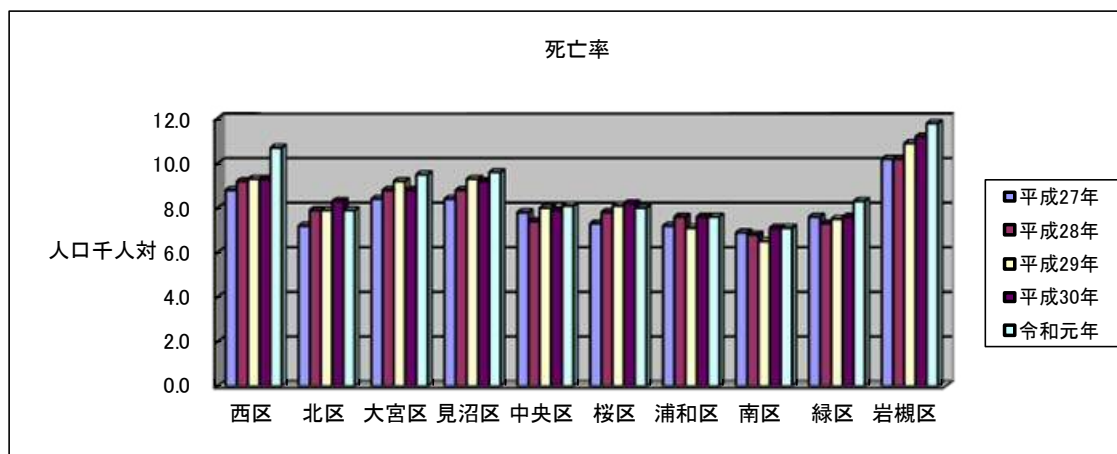


図5：主な死因と他の死因による死亡数の推移（さいたま市）

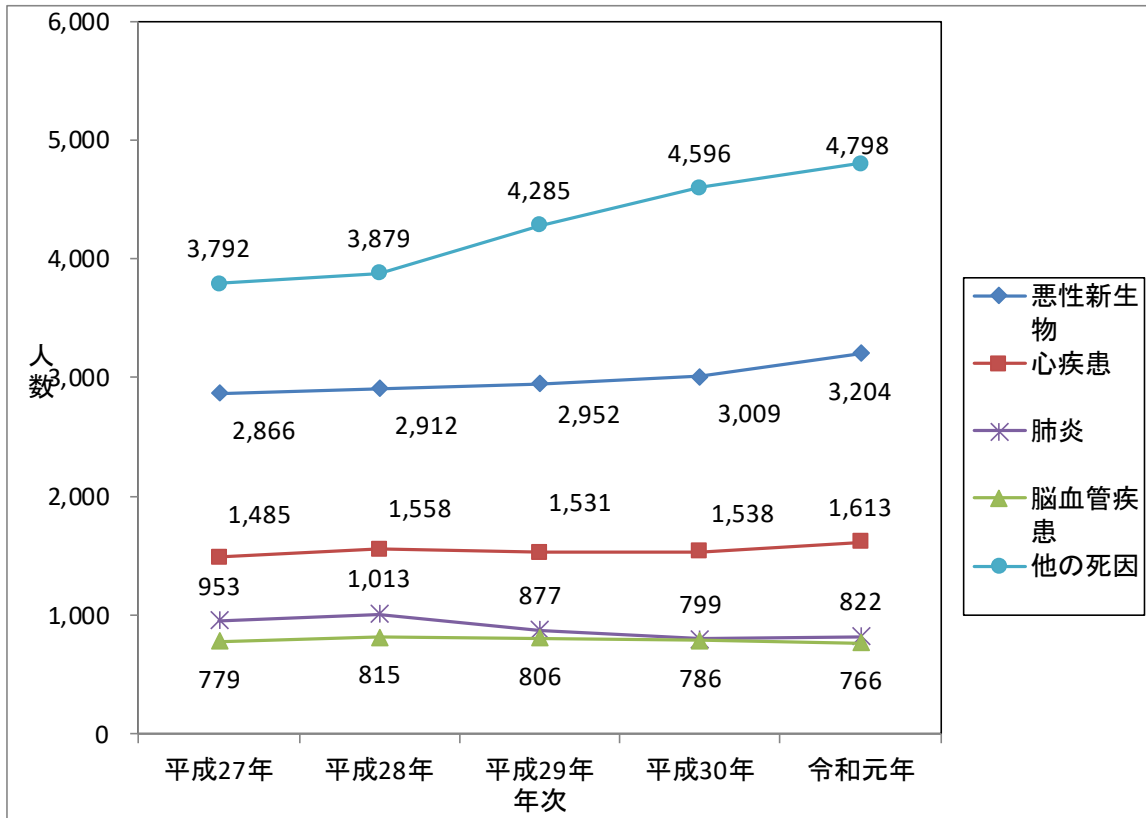


表3：さいたま市 悪性新生物の人口10万対死亡率の推移（主要部位別）

	悪性新生物	再掲									
		食道	胃	結腸	直腸S状結腸移行部	肝及び肝内胆管	胆のう及び他の胆道	膵	気管、気管支及び肺	乳房	子宮
平成27年	229.3	7.7	30.2	20.4	8.7	15.2	9.4	20.0	45.4	8.6	8.9
平成28年	228.4	9.6	23.9	21.6	8.8	13.7	9.8	21.3	46.2	11.1	6.5
平成29年	229.5	8.2	27.4	20.1	7.9	17.2	9.5	21.2	44.9	10.4	10.8
平成30年	232.2	8.2	27.3	20.4	9.3	11.7	12.3	21.6	47.7	12.0	8.0
令和元年	245.0	8.6	24.7	22.6	9.7	15.4	10.8	23.6	47.4	10.1	9.2

表4：死亡順位10位までの人口10万対死亡率の推移（主要死因別）

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
全国	元	悪性新生物 304.2	心疾患 (高血圧性を除く) 167.9	老衰 98.5	脳血管疾患 86.1	肺炎 77.2	誤嚥性肺炎 32.6	不慮の事故 31.7	腎不全 21.5	血管性及び詳細不明の認知症 17.3	アルツハイマー病 16.8
	30	悪性新生物 300.7	心疾患 (高血圧性を除く) 167.6	老衰 88.2	脳血管疾患 87.1	肺炎 76.2	不慮の事故 33.2	誤嚥性肺炎 31.0	腎不全 21.0	血管性及び詳細不明の認知症 16.5	自殺 16.1
	29	悪性新生物 299.5	心疾患 (高血圧性を除く) 164.3	脳血管疾患 88.2	老衰 81.4	肺炎 77.7	不慮の事故 32.4	誤嚥性肺炎 28.7	腎不全 20.2	自殺 16.4	血管性及び詳細不明の認知症 15.7
埼玉県	元	悪性新生物 275.9	心疾患 (高血圧性を除く) 155.0	肺炎 79.1	脳血管疾患 69.2	老衰 68.1	不慮の事故 22.3	誤嚥性肺炎 21.9	腎不全 18.0	間質性肺炎 15.4	自殺 15.0
	30	悪性新生物 271.4	心疾患 (高血圧性を除く) 150.6	肺炎 76.4	脳血管疾患 68.4	老衰 60.2	不慮の事故 23.1	誤嚥性肺炎 21.4	腎不全 16.9	自殺 16.4	間質性肺炎 14.7
	29	悪性新生物 267.4	心疾患 (高血圧性を除く) 146.9	肺炎 76.0	脳血管疾患 69.6	老衰 54.1	不慮の事故 20.4	誤嚥性肺炎 19.2	腎不全 16.8	自殺 16.4	間質性肺炎 14.3
さいたま市	元	悪性新生物 249.2	心疾患 (高血圧性を除く) 125.4	老衰 77.4	肺炎 63.9	脳血管疾患 59.6	誤嚥性肺炎 23.9	不慮の事故 18.7	腎不全 15.5	自殺 13.2	間質性肺炎 12.9
	30	悪性新生物 253.9	心疾患 (高血圧性を除く) 120.6	老衰 67.6	肺炎 62.6	脳血管疾患 61.6	誤嚥性肺炎 21.6	不慮の事故 20.8	腎不全 14.9	自殺 13.6	間質性肺炎 13.0
	29	悪性新生物 232.8	心疾患 (高血圧性を除く) 120.7	肺炎 69.2	脳血管疾患 63.6	老衰 60.4	誤嚥性肺炎 18.1	不慮の事故 18.1	腎不全 15.9	自殺 13.9	大動脈瘤及び解離 11.8
西区	元	悪性新生物 329.6	心疾患 (高血圧性を除く) 151.0	老衰 80.5	肺炎 78.3	脳血管疾患 73.9	腎不全 25.4	血管性及び詳細不明の認知症 20.9	間質性肺炎 20.9	糖尿病 17.6	誤嚥性肺炎 17.6
	30	悪性新生物 275.3	心疾患 (高血圧性を除く) 146.7	脳血管疾患 73.3	老衰 71.1	肺炎 62.1	不慮の事故 18.1	腎不全 16.9	誤嚥性肺炎 14.7	アルツハイマー病 13.5	間質性肺炎 13.5
	29	悪性新生物 267.2	心疾患 (高血圧性を除く) 135.9	肺炎 78.8	脳血管疾患 77.7	老衰 52.5	不慮の事故 22.8	自殺 19.4	誤嚥性肺炎 16.0	間質性肺炎 16.0	腎不全 14.8
北区	元	悪性新生物 209.2	心疾患 (高血圧性を除く) 108.0	老衰 86.0	肺炎 70.9	脳血管疾患 49.5	誤嚥性肺炎 29.6	間質性肺炎 15.1	腎不全 14.5	慢性閉塞性肺炎 12.4	自殺 12.4
	30	悪性新生物 231.5	心疾患 (高血圧性を除く) 123.7	老衰 67.7	脳血管疾患 65.0	肺炎 58.1	不慮の事故 29.0	誤嚥性肺炎 20.0	自殺 17.3	腎不全 15.2	肝疾患 14.5
	29	悪性新生物 230.4	心疾患 (高血圧性を除く) 117.6	老衰 74.0	脳血管疾患 58.8	肺炎 58.1	誤嚥性肺炎 18.7	腎不全 15.9	不慮の事故 15.9	自殺 12.9	血管性及び詳細不明の認知症 9.7
大宮区	元	悪性新生物 256.5	心疾患 (高血圧性を除く) 147.0	老衰 93.9	肺炎 78.3	脳血管疾患 64.3	腎不全 24.3	誤嚥性肺炎 20.9	不慮の事故 18.3	間質性肺炎 13.9	慢性閉塞性肺炎 13.0
	30	悪性新生物 249.9	心疾患 (高血圧性を除く) 121.5	老衰 75.2	肺炎 66.4	脳血管疾患 58.5	不慮の事故 26.2	誤嚥性肺炎 21.0	自殺 19.2	大動脈瘤及び解離 17.5	血管性及び詳細不明の認知症 14.9
	29	悪性新生物 226.0	心疾患 (高血圧性を除く) 127.0	老衰 95.5	肺炎 92.0	脳血管疾患 82.3	腎不全 19.3	誤嚥性肺炎 17.5	大動脈瘤及び解離 15.8	肝疾患 15.8	不慮の事故 14.9
見沼区	元	悪性新生物 267.5	心疾患 (高血圧性を除く) 129.4	肺炎 88.1	老衰 74.4	脳血管疾患 66.9	誤嚥性肺炎 30.6	腎不全 21.9	不慮の事故 20.6	筋骨格及び結合組織の疾患 16.9	アルツハイマー病 16.2
	30	悪性新生物 238.1	心疾患 (高血圧性を除く) 146.6	肺炎 74.6	脳血管疾患 69.5	老衰 68.9	誤嚥性肺炎 26.9	腎不全 18.8	不慮の事故 18.2	慢性閉塞性肺炎 17.5	自殺 15.7
	29	悪性新生物 253.9	心疾患 (高血圧性を除く) 133.8	肺炎 87.3	脳血管疾患 73.5	老衰 61.6	腎不全 22.6	不慮の事故 16.3	誤嚥性肺炎 15.1	糖尿病 13.8	肝疾患 13.8
中央区	元	悪性新生物 257.9	心疾患 (高血圧性を除く) 112.0	老衰 74.0	脳血管疾患 53.0	肺炎 49.0	誤嚥性肺炎 18.0	不慮の事故 17.0	慢性閉塞性肺炎 16.0	血管性及び詳細不明の認知症 15.0	アルツハイマー病 15.0
	30	悪性新生物 210.9	心疾患 (高血圧性を除く) 108.0	老衰 79.7	肺炎 52.5	脳血管疾患 46.4	誤嚥性肺炎 22.2	アルツハイマー病 19.2	不慮の事故 19.2	間質性肺炎 14.1	自殺 14.1
	29	悪性新生物 227.3	心疾患 (高血圧性を除く) 126.4	肺炎 64.2	老衰 61.1	脳血管疾患 57.1	脳血管疾患 32.6	誤嚥性肺炎 23.4	アルツハイマー病 14.3	血管性及び詳細不明の認知症 12.2	慢性閉塞性肺炎 12.2
桜区	元	悪性新生物 245.6	心疾患 (高血圧性を除く) 114.8	老衰 65.4	脳血管疾患 59.0	肺炎 44.0	アルツハイマー病 17.2	自殺 15.0	大動脈瘤及び解離 13.9	腎不全 12.9	不慮の事故 12.9
	30	悪性新生物 258.2	心疾患 (高血圧性を除く) 100.7	脳血管疾患 65.4	老衰 56.8	肺炎 48.2	不慮の事故 18.2	敗血症 16.1	肝疾患 16.1	慢性閉塞性肺炎 12.9	血管性及び詳細不明の認知症 11.8
	29	悪性新生物 222.7	心疾患 (高血圧性を除く) 128.5	肺炎 67.5	脳血管疾患 60.0	老衰 47.1	不慮の事故 21.4	自殺 17.1	その他の新生物<腫瘍> 15.0	腎不全 15.0	肝疾患 12.8
浦和区	元	悪性新生物 220.0	心疾患 (高血圧性を除く) 116.2	老衰 75.8	脳血管疾患 43.5	肺炎 42.9	誤嚥性肺炎 28.6	不慮の事故 16.2	大動脈瘤及び解離 13.7	自殺 13.7	腎不全 13.0
	30	悪性新生物 211.7	心疾患 (高血圧性を除く) 115.3	老衰 70.6	脳血管疾患 54.8	肺炎 44.7	誤嚥性肺炎 25.2	不慮の事故 15.8	アルツハイマー病 15.1	腎不全 14.5	間質性肺炎 13.9
	29	悪性新生物 204.0	心疾患 (高血圧性を除く) 102.3	肺炎 55.9	老衰 55.3	脳血管疾患 53.4	不慮の事故 19.1	誤嚥性肺炎 18.4	腎不全 12.7	その他の新生物<腫瘍> 11.4	アルツハイマー病 11.4
南区	元	悪性新生物 214.4	心疾患 (高血圧性を除く) 95.9	老衰 54.4	脳血管疾患 52.8	肺炎 50.1	不慮の事故 23.2	誤嚥性肺炎 17.8	大動脈瘤及び解離 12.9	血管性及び詳細不明の認知症 11.9	肝疾患 11.9
	30	悪性新生物 200.2	心疾患 (高血圧性を除く) 97.9	脳血管疾患 58.2	肺炎 56.6	老衰 46.8	誤嚥性肺炎 20.7	不慮の事故 17.4	自殺 14.7	大動脈瘤及び解離 13.6	アルツハイマー病 13.1
	29	悪性新生物 206.1	心疾患 (高血圧性を除く) 98.4	脳血管疾患 48.4	肺炎 44.5	老衰 37.4	誤嚥性肺炎 16.5	不慮の事故 16.5	自殺 14.3	腎不全 13.2	肝疾患 12.6
緑区	元	悪性新生物 235.8	心疾患 (高血圧性を除く) 131.9	老衰 88.7	肺炎 59.1	脳血管疾患 56.7	誤嚥性肺炎 24.8	不慮の事故 20.8	自殺 14.4	血管性及び詳細不明の認知症 12.0	慢性閉塞性肺炎 12.0
	30	悪性新生物 219.1	心疾患 (高血圧性を除く) 92.5	脳血管疾患 64.1	老衰 62.5	肺炎 56.8	不慮の事故 28.4	誤嚥性肺炎 26.8	アルツハイマー病 15.4	糖尿病 11.4	大動脈瘤及び解離 11.4
	29	悪性新生物 208.0	心疾患 (高血圧性を除く) 114.3	肺炎 64.1	脳血管疾患 60.0	老衰 53.4	誤嚥性肺炎 21.4	血管性及び詳細不明の認知症 15.6	腎不全 15.6	自殺 15.6	大動脈瘤及び解離 12.3
岩槻区	元	悪性新生物 313.2	心疾患 (高血圧性を除く) 176.6	老衰 92.0	脳血管疾患 90.1	肺炎 82.9	誤嚥性肺炎 37.3	不慮の事故 29.1	自殺 23.7	血管性及び詳細不明の認知症 19.1	間質性肺炎 19.1
	30	悪性新生物 308.6	心疾患 (高血圧性を除く) 161.5	肺炎 111.6	老衰 89.8	脳血管疾患 62.6	腎不全 35.4	間質性肺炎 23.6	誤嚥性肺炎 22.7	不慮の事故 18.2	その他の新生物(腫瘍) 17.2
	29	悪性新生物 311.3	心疾患 (高血圧性を除く) 146.1	肺炎 97.1	脳血管疾患 77.1	老衰 74.4	誤嚥性肺炎 25.4	間質性肺炎 24.5	腎不全 22.7	大動脈瘤及び解離 20.9	アルツハイマー病 20.0



### (3) 乳児死亡の動向

表 5 : 乳児死亡の推移

	乳児死亡数(人)					乳児死亡率(出生千対)				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	1,916	1,928	1,761	1,748	1,654	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9
埼玉県	111	118	94	89	88	2.0	2.2	1.8	1.7	1.8
さいたま市	22	30	13	11	21	2.0	2.8	1.2	1.1	2.1
西区	-	1	1	1	1	-	1.4	1.4	1.4	1.3
北区	4	5	-	1	3	3.2	4.1	-	0.9	2.7
大宮区	-	6	3	1	3	-	5.8	3.0	1.0	3.3
見沼区	2	4	4	-	-	1.7	3.5	3.7	-	-
中央区	2	2	-	-	3	2.2	2.2	-	-	3.8
桜区	1	3	1	-	1	1.3	4.4	1.5	-	1.7
浦和区	7	3	-	1	-	5.0	2.1	-	0.7	-
南区	2	2	1	4	5	1.1	1.1	0.6	2.2	2.9
緑区	2	3	2	2	4	1.9	2.9	1.7	1.9	3.7
岩槻区	2	1	1	1	1	3.0	1.6	1.6	1.5	1.5

図 6 : 乳児死亡数の推移

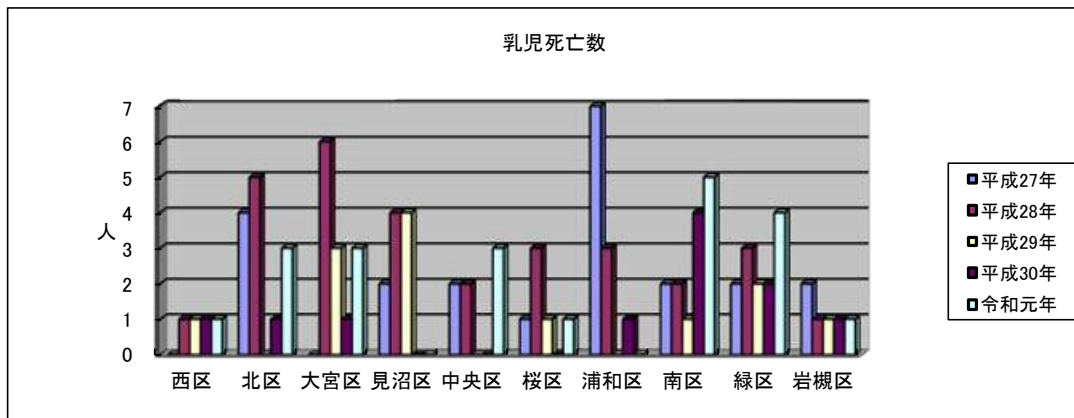
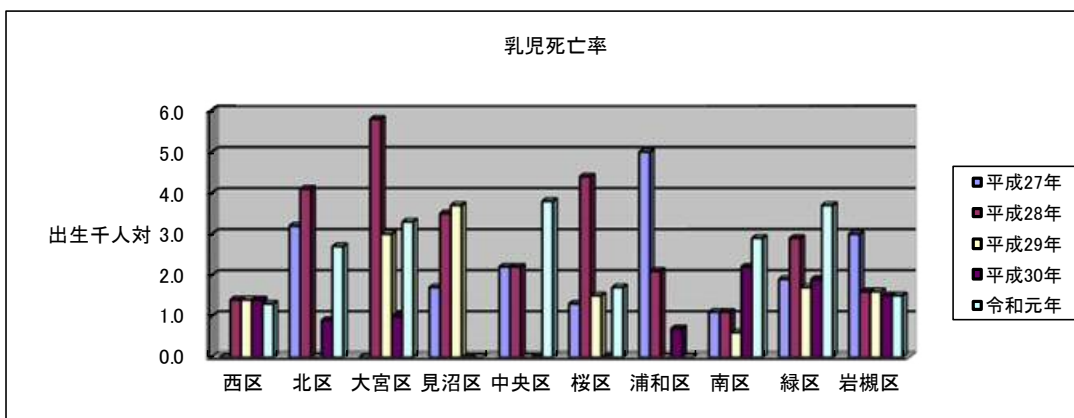


図 7 : 乳児死亡率の推移



・ 乳児死亡…生後1年未満の死亡

#### (4) 新生児死亡の動向

表 6 : 新生児死亡の推移

	新生児死亡数(人)					新生児死亡率(出生千対)				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	902	874	832	801	755	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
埼玉県	48	52	36	41	36	0.9	1.0	0.7	0.8	0.7
さいたま市	8	17	5	7	10	0.7	1.6	0.5	0.7	1.0
西区	-	1	-	1	1	-	1.4	-	1.4	1.3
北区	2	3	-	-	-	1.6	2.5	-	-	-
大宮区	-	2	1	1	1	-	1.9	1.0	1.0	1.1
見沼区	1	3	2	-	-	0.9	2.6	1.9	-	-
中央区	-	2	-	-	1	-	2.2	-	-	1.3
桜区	-	2	1	-	1	-	2.9	1.5	-	1.7
浦和区	4	1	-	1	-	2.9	0.7	-	0.7	-
南区	1	1	-	1	4	0.6	0.6	-	0.6	2.3
緑区	-	1	1	2	1	-	1.0	0.9	1.9	0.9
岩槻区	-	1	-	1	1	-	1.6	-	1.5	1.5

図 8 : 新生児死亡数の推移

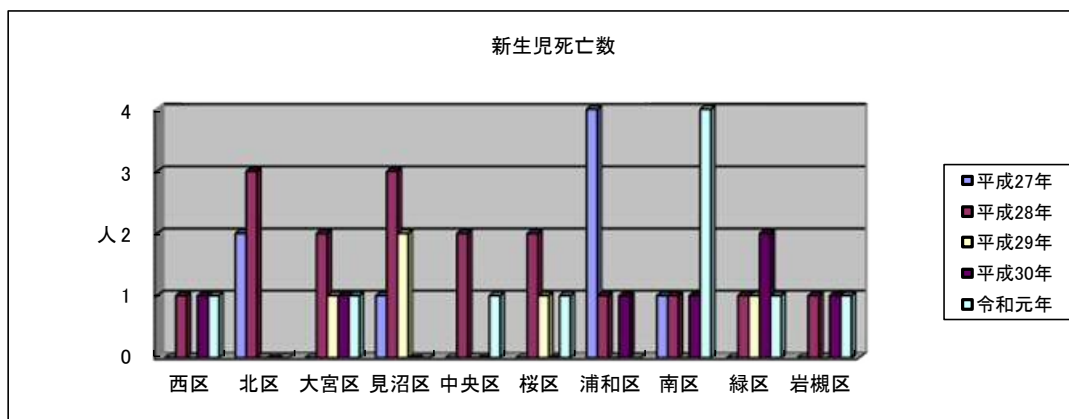
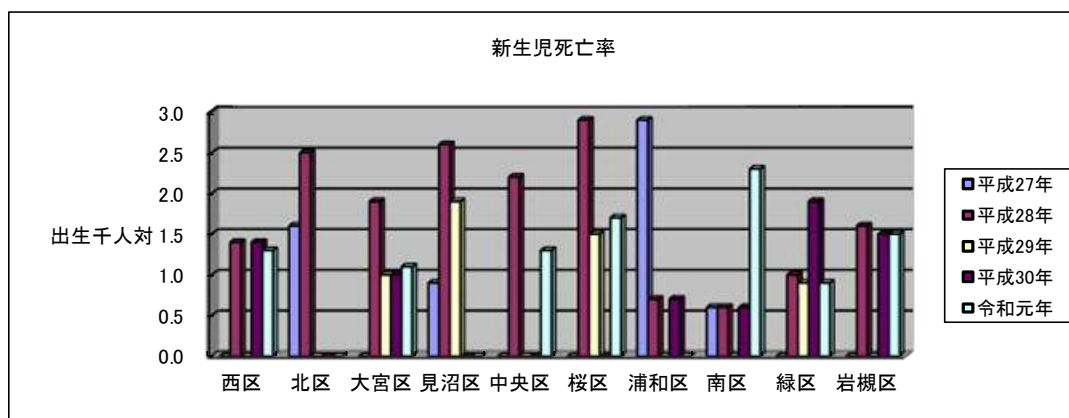


図 9 : 新生児死亡率の推移



・新生児死亡…生後4週(28日)未満の死亡

## (5) 死産の動向

表 7 : 死産の推移

	死産数(胎)					死産率(出産千対)				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	22,617	20,934	20,358	19,614	19,454	22.0	21.0	21.1	20.9	22.0
埼玉県	1,350	1,181	1,213	1,130	1,123	23.5	21.2	22.3	21.6	22.7
さいたま市	231	216	219	182	223	21.1	20.1	20.4	17.5	21.6
西区	16	15	11	17	22	22.2	20.5	15.1	22.9	27.0
北区	27	27	24	29	30	21.2	21.6	19.3	25.6	26.5
大宮区	21	23	21	18	23	19.0	21.8	20.6	18.3	24.4
見沼区	25	23	22	20	31	21.1	19.7	20.0	19.1	29.3
中央区	24	17	12	14	11	25.3	18.4	13.8	16.3	13.6
桜区	23	12	21	14	12	30.1	17.3	30.5	20.3	19.7
浦和区	30	26	35	20	21	21.0	18.1	23.8	14.5	15.0
南区	28	32	37	17	38	15.8	17.9	20.8	9.5	21.3
緑区	20	23	22	17	24	18.3	21.7	18.6	15.9	21.7
岩槻区	17	18	14	16	11	25.0	27.3	21.3	23.3	16.3

図 10 : 死産数の推移

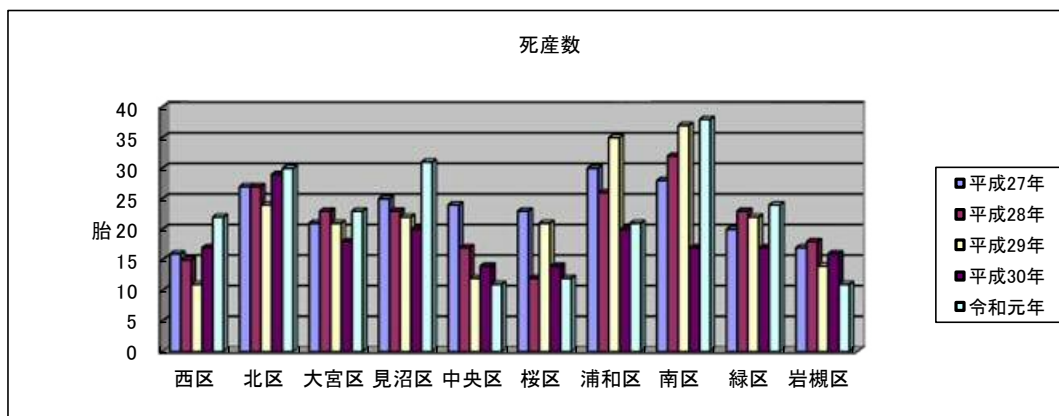
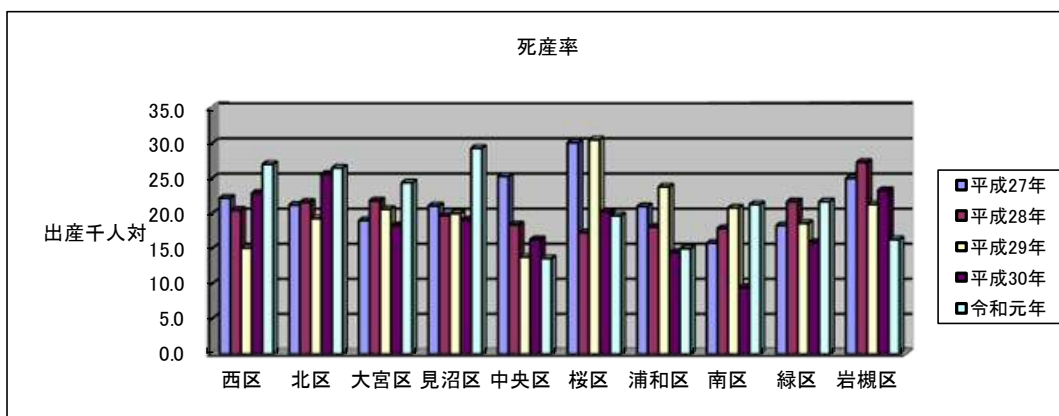


図 11 : 死産率の推移



・死産…妊娠満12週以後の死児の出産

## (6) 周産期死亡の動向

表 8 : 周産期死亡の推移

	周産期死亡数(人、胎)					周産期死亡率(出産千対)				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	3,728	3,516	3,308	2,999	2,955	3.7	3.6	3.5	3.3	3.4
埼玉県	208	185	178	160	151	3.7	3.4	3.3	3.1	3.1
さいたま市	33	45	36	25	24	3.1	4.3	3.4	2.4	2.4
西区	1	2	2	2	2	1.4	2.8	2.8	2.8	2.5
北区	4	6	4	4	1	3.2	4.9	3.3	3.6	0.9
大宮区	3	5	2	1	2	2.8	4.8	2.0	1.0	2.2
見沼区	3	8	4	2	2	2.6	7.0	3.7	1.9	1.9
中央区	6	4	4	3	1	6.4	4.4	4.6	3.5	1.3
桜区	1	2	4	3	1	1.3	2.9	6.0	4.4	1.7
浦和区	8	4	5	2	3	5.7	2.8	3.5	1.5	2.2
南区	4	8	5	4	7	2.3	4.5	2.9	2.2	4.0
緑区	1	3	3	3	3	0.9	2.9	2.6	2.8	2.8
岩槻区	2	3	3	1	2	3.0	4.7	4.7	1.5	3.0

図 1 2 : 周産期死亡数の推移

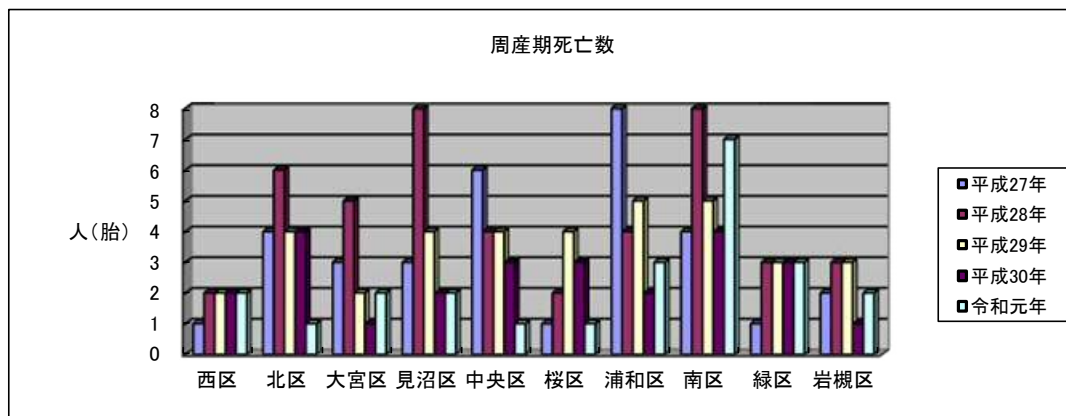
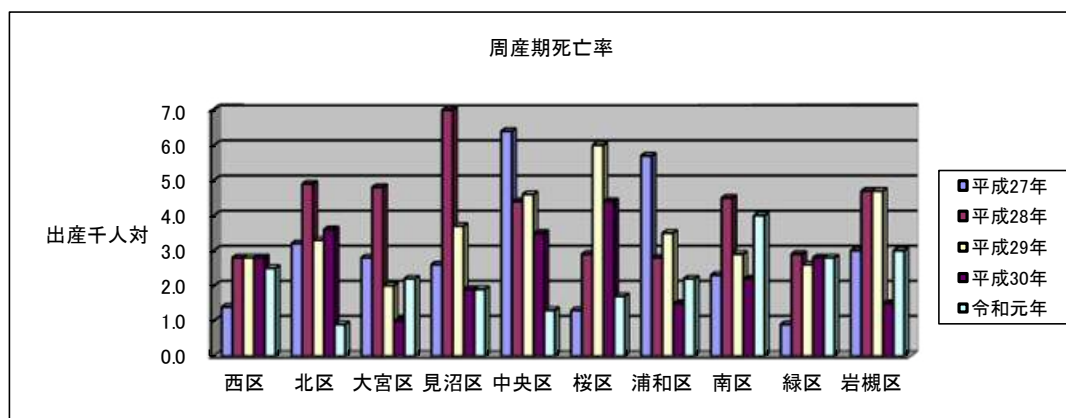


図 1 3 : 周産期死亡率の推移



・周産期死亡…妊娠満 22 週以後の死産に生後 1 週未満の死亡を加えたもの

## (7) 婚姻の動向

表 9 : 婚姻の推移

	婚姻数(件)					婚姻率(人口千対)				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	635,156	620,531	606,866	586,481	599,007	5.1	5.0	4.9	4.7	4.8
埼玉県	34,757	34,199	33,728	32,745	33,671	4.9	4.8	4.7	4.6	4.7
さいたま市	6,692	6,682	6,804	6,662	6,711	5.4	5.3	5.4	5.2	5.2
西区	437	439	448	467	440	5.1	5.0	5.1	5.3	4.9
北区	796	790	806	810	797	5.6	5.5	5.6	5.6	5.5
大宮区	669	741	736	685	750	5.9	6.5	6.4	6.0	6.5
見沼区	696	694	654	665	657	4.4	4.4	4.1	4.2	4.1
中央区	574	579	581	574	638	5.9	5.9	5.9	5.8	6.4
桜区	501	506	521	464	468	5.4	5.4	5.6	5.0	5.0
浦和区	864	805	844	864	884	5.6	5.2	5.4	5.4	5.5
南区	1,172	1,136	1,190	1,149	1,125	6.6	6.3	6.5	6.3	6.1
緑区	528	561	615	565	571	4.5	4.7	5.1	4.6	4.6
岩槻区	455	431	409	419	381	4.2	3.9	3.7	3.8	3.5

## (8) 離婚の動向

表 10 : 離婚の推移

	離婚数(件)					離婚率(人口千対)				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	226,215	216,798	212,262	208,333	208,496	1.81	1.73	1.70	1.68	1.69
埼玉県	12,667	12,481	12,161	11,716	12,067	1.77	1.74	1.70	1.63	1.68
さいたま市	2,038	1,965	1,971	1,955	1,963	1.63	1.56	1.55	1.53	1.53
西区	150	133	152	165	165	1.74	1.53	1.74	1.86	1.82
北区	220	221	221	218	220	1.53	1.53	1.53	1.51	1.51
大宮区	172	188	194	181	162	1.53	1.66	1.70	1.58	1.41
見沼区	279	285	246	255	267	1.76	1.79	1.55	1.60	1.67
中央区	156	141	123	131	116	1.60	1.44	1.25	1.32	1.16
桜区	186	156	165	160	151	1.99	1.67	1.77	1.71	1.62
浦和区	201	202	186	173	210	1.31	1.30	1.18	1.09	1.30
南区	285	250	286	280	306	1.61	1.39	1.57	1.52	1.65
緑区	216	185	205	196	191	1.83	1.55	1.69	1.59	1.53
岩槻区	173	204	193	196	175	1.58	1.86	1.75	1.78	1.59

資料：「人口動態統計（確定数）」（厚生労働省）

「さいたま市保健統計」（さいたま市保健所保健総務課）

\* 資料編の比率算出に用いた人口は下記のとおりである。

	国勢調査年（平成 27 年）	通常年
全国	「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」（総務省統計局）	「10 月 1 日現在推計人口（日本人人口）」（総務省統計局）
埼玉県	「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」（総務省統計局）	「10 月 1 日現在推計人口（日本人人口）」（総務省統計局）
さいたま市	「住民基本台帳登録による 10 月 1 日現在人口（日本人人口）」 （さいたま市：保健所保健総務課） 【表 3 のみ】「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」 （総務省統計局）	<u>平成 28 年以降</u> 「住民基本台帳登録による 10 月 1 日現在人口（日本人人口）」 （さいたま市：保健所保健総務課）

## 2 食品衛生法による許可を要する施設数のうち飲食店の各区施設数

表 1 1

業種 飲食店		(年度末現在) 施設数	新規	更新	業種 飲食店		(年度末現在) 施設数	新規	更新
総数	一般食堂・レストラン	1,970	279	223	総数	旅館	40	1	3
内訳	西区	74	7	11	内訳	西区	0	0	0
	北区	181	15	17		北区	5	0	1
	大宮区	436	80	51		大宮区	16	1	1
	見沼区	174	22	16		見沼区	0	0	0
	中央区	170	15	18		中央区	2	0	0
	桜区	123	19	22		桜区	1	0	0
	浦和区	322	60	28		浦和区	3	0	0
	南区	172	18	16		南区	3	0	1
	緑区	138	18	21		緑区	1	0	0
	岩槻区	180	25	23		岩槻区	9	0	0
その他	0	0	0	その他	0	0	0		
総数	仕出し・弁当	238	15	26	総数	その他	7,426	566	651
内訳	西区	10	1	0	内訳	西区	250	13	25
	北区	34	2	5		北区	597	24	60
	大宮区	39	4	2		大宮区	1,812	134	155
	見沼区	42	3	8		見沼区	646	43	59
	中央区	13	1	2		中央区	426	20	43
	桜区	12	0	1		桜区	329	16	32
	浦和区	23	1	3		浦和区	1,187	78	102
	南区	20	0	2		南区	652	45	56
	緑区	14	2	1		緑区	424	28	44
	岩槻区	31	1	2		岩槻区	475	24	47
その他	0	0	0	その他	628	141	28		

### 3 理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく施設数

表 1 2

施設数 (年度末現在)		理容所	美容所	クリーニング所	取次		
					一般	うち特定	取次
(総数)		794	1,953	817	229	13	569
内訳	西区	47	80	40	13	3	27
	北区	96	193	84	21	0	63
	大宮区	94	433	82	23	2	59
	見沼区	100	197	78	26	0	52
	中央区	71	159	65	15	0	50
	桜区	57	81	70	16	2	54
	浦和区	100	319	119	36	0	83
	南区	83	214	116	32	1	84
	緑区	46	126	77	17	1	60
	岩槻区	100	147	67	30	4	37
	その他(移動式)		4				
	無店舗(取次)			19			





さいたま市

---

---

令和 2 年度  
保健所・保健センター事業概要

発行 令和 3 年 9 月  
編集 さいたま市保健所 保健総務課企画係  
〒338-0013  
さいたま市中央区鈴谷 7-5-12  
TEL 048 (840) 2206 (直通)  
FAX 048 (840) 2228

---

---

この保健所・保健センター事業概要は 180 部作成し、  
1 部当たりの印刷経費は 368 円（概算）です。